

矢巾町水道工事 標準仕様書

(令和4年6月1日以降適用)

矢巾町上下水道課

目 次

第1章 総 則

1－1	適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1－2	用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1－3	設計図書の照査等・・・・・・・・・・・・・	3
1－4	監督職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1－5	工事の着手・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1－6	工事の下請負・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1－7	受注者相互の協力・・・・・・・・・・・・・	5
1－8	調査・試験に対する協力・・・・・・・・・・	5
1－9	工事の一時中止・・・・・・・・・・・・・	5
1－10	工期変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1－11	設計図書の変更等・・・・・・・・・・・・・	6
1－12	建設副産物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1－13	監督職員による検査（確認を含む）及び立会い等	7
1－14	数量の算出及び完成図・・・・・・・・・・・・・	8
1－15	工事完成検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
1－16	既済部分検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
1－17	中間検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
1－18	部分使用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
1－19	履行報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
1－20	工事関係者に対する措置請求・・・・・・・・	10
1－21	諸法令の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
1－22	官公庁等への手続等・・・・・・・・・・・・・	11
1－23	施工時期及び施工時間の変更・・・・・・・・	12
1－24	不可抗力による損害・・・・・・・・・・・・・	12
1－25	特許権等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
1－26	保険の付与及び事故の補償・・・・・・・・	13
1－27	臨機の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
1－28	準拠する仕様書等・・・・・・・・・・・・・	13

第2章 提出書類

2－1	提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
2－2	請負代金内訳書及び工事工程表・・・・・・・・	15
2－3	現場代理人等通知書及び経歴書・・・・・・・・	15
2－4	技能者届及び技能者経歴書・・・・・・・・・・	15
2－5	施工計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
2－6	工事实績情報の作成、登録申請・・・・・・・・	16
2－7	施工体制台帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17

2－8	工事週報	17
2－9	一時休業届	17
2－10	確認・立会依頼書	17
2－11	完成届	17
2－12	完成検査時の提出書類	17
2－13	工事完成図	18
2－14	工事写真	18
2－15	引渡書	18
別表 2－1	「工事提出書類一覧表」	19

第3章 施工管理

3－1	施工管理	20
3－2	工事測量	20
3－3	工事中の安全確保	21
3－4	環境対策	22
3－5	文化財の保護	23
3－6	沿道居住者への広報	23
3－7	交通安全管理	23
3－8	爆発及び火災の防止	24
3－9	工事用地等の使用	25
3－10	跡片付け	25
3－11	事故報告	25
別図 3－1	「工事標示板」	26

第4章 材 料

4－1	材料規格	28
4－2	工事材料の品質	28
4－3	材料検査及び確認	30
4－4	工場立会検査	30
4－5	支給材料及び貸与品	30
4－6	工事発生品	30

第5章 土 工

5－1	適用	32
5－2	布設位置の選定	32
5－3	埋設物等の確認	32
5－4	試掘調査	32
5－5	床掘工	33
5－6	基面整正	33

5－7	残土処理・・・・・・・・・・・・・・・・	33
5－8	土留工・・・・・・・・・・・・・・・・	33
5－9	水替工・・・・・・・・・・・・・・・・	33
5－10	覆工・・・・・・・・・・・・・・・・	34
5－11	埋戻工・・・・・・・・・・・・・・・・	34
5－12	殻運搬処理工・・・・・・・・	34

第6章 復旧工

6－1	施工基準・・・・・・・・	35
6－2	舗装復旧断面・・・・・・・・	35
6－3	施工後の道路管理・・・・・・・・	35
6－4	路面の標識及び構造物・・・・・・・・	35
別図6－1「舗装復旧標準断面図」		36

第7章 管布設接合工

7－1	配水管技能者・・・・・・・・	38
7－2	管の取扱い・・・・・・・・	38
7－3	管の据付け・・・・・・・・	38
7－4	既設埋設物の交差・・・・・・・・	38
7－5	管の切断・・・・・・・・	38
7－6	継手の接合・・・・・・・・	39
7－7	接合部の清掃・・・・・・・・	40
7－8	ボルト・ナットの締付け・・・・・・・・	40
7－9	トルクの確認・・・・・・・・	40
7－10	不平均力対策・・・・・・・・	41
7－11	管明示テープ・・・・・・・・	41
7－12	埋設標識シート・・・・・・・・	41
7－13	管洗浄工・・・・・・・・	42
7－14	水圧試験・・・・・・・・	43
7－15	ポリエチレンスリーブ等の設置・・・・・・・・	43
7－16	不断水分岐工及び不断水栓設置工・・・・・・・・	44
7－17	伏越し工・・・・・・・・	45
7－18	軌道下横断工・・・・・・・・	45
7－19	水管橋架設工（添架管）・・・・・・・・	45
7－20	電食防止工・・・・・・・・	46
7－21	充填工・・・・・・・・	46

第8章 付属施設

8－1	弁室の構造・・・・・・・・	47
-----	---------------	----

8－2	鉄蓋の仕様・・・・・・・・・・・・・・・・	47
8－3	仕切弁の設置・・・・・・・・・・・・・・・・	47
8－4	地上式消火栓の設置・・・・・・・・・・・・	48
8－5	地下式消火栓の設置・・・・・・・・・・・・	49
8－6	空気弁の設置・・・・・・・・・・・・・・・・	49

第9章 給水管切替工

9－1	給水管の切替・・・・・・・・・・・・・・・・	50
9－2	止水栓及び給水用仕切弁の設置・・・・・・・・	50
9－3	給水切替及び切離しの報告・・・・・・・・	50
9－4	給水装置工事配管技能者・・・・・・・・	50

第10章 工事現場等に掲げる標識類

10－1	義務・・・・・・・・・・・・・・・・	51
10－2	掲示必須の標識類・・・・・・・・	51
10－3	掲示が望ましい標識類（例）・・・・	55

<要 領>

要領1	施工計画書作成要領・・・・・・・・	57
2	工事写真の整理及び撮影要領・・・・・・・・	60
	別表2－1「撮影箇所一覧表」・・・・・・・・	62
3	工事完成図作成要領・・・・・・・・	65
	別表3－1「管路記号一覧表」・・・・・・・・	68
	別表3－2「電子記憶媒体作成仕様」・・・・	73
	C D－Rに明記する情報の記入例・・・・	74
	別図3－1「図面の様式」・・・・・・・・	75
	別図3－2「完成図作成例」・・・・・・・・	76
4	ポリピッグを用いた管内洗浄作業要領・・・・	83

<基 準>

基準1	水道工事施工管理基準・・・・・・・・	86
2	水道工事出来形管理基準・・・・・・・・	87
3	水道工事品質管理基準・・・・・・・・	90
4	デジタル写真管理情報基準・・・・・・・・	93

<標準図>

標準図①	地上式消火栓・・・・・・・・	96
②	地下式消火栓・・・・・・・・	97
③	空気弁・・・・・・・・	98

④ 仕切弁	99
-------	----

< 記載例 >

記載例① 水道工事のお知らせ	101
② 断水のお知らせ	102

< 様 式 >

様式第1号 建設業退職金共済証紙購入状況報告書	104
様式第2号 建設業退職金共済証紙等不購入理由報告書	106
様式第3号 建設労災補償制度加入状況報告書	107
様式第4号 工事打合簿	108
様式第5号 確認・立会依頼書	109
様式第6号 現場代理人等通知書	110
様式第7号 現場代理人等変更通知書	111
様式第8号 経歴書	112
様式第9号 技能者届	113
様式第10号 技能者経歴書	114
様式第11号 工事工程表	115
様式第12号 請負代金内訳書	117
様式第13号 建設資材調書	118
様式第14号 下請調書	120
様式第15号 工事週報	121
様式第16号 工事履行報告書	122
様式第17号 事故発生状況報告書	123
様式第18号 完成届	125
様式第19号 再資源化等報告書	126
様式第20号 引渡書	128
様式第21号 請求書	129
様式第22号 建設廃棄物処理結果報告書	130
参考様式1 契約の保証に係る届出書	131
参考様式2 課税（免税）事業者届出書	132
参考様式3 建設リサイクル法第13条に基づく報告	134
参考様式4 循環型地域社会の形成に関する条例第21条第7項通知書	139
参考様式5 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書	140
参考様式6 施工体制台帳・施工体系図・再下請負通知書・作業員名簿	142

< 参考資料① >

継手チェックシート（K形継手）	147
継手チェックシート（NS形継手 φ75～250）	148

継手チェックシート（N S形継手φ300～450）	149
継手チェックシート（N S形継手継ぎ輪 φ75～450）	150
継手チェックシート（N S形継手直管 φ500～）	151
継手チェックシート（N S形継手直管（ライナ）・異形管 φ500～）	152
継手チェックシート（N S形継手継ぎ輪 φ500～）	153
継手チェックシート（大平面座形フランジ）	154
継手チェックシート（溝形フランジ）	155
継手チェックシート（G X形継手直管・P-Link）	156
継手チェックシート（G X形継手異形管・G-Link）	157
継手チェックシート（G X形継ぎ輪）	158
継手チェックシート（E Fソケット）	159
継手チェックシート（E Fサドル）	160

<参考資料②>

一体化長さ早見表（N S形・G X形）	162
---------------------	-----

第 1 章 総 則

1－1 適用

1. 矢巾町水道工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、矢巾町上下水道課が発注する水道工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（頭紙、矢巾町営建設工事請負契約書別記（以下「契約書別記」という。）及び工事請負契約書附属条件）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 受注者は、標準仕様書の適用にあたっては、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、監督及び検査（完成検査、既済部分検査）は、地方自治法第234条の2及び地方自治法施行令第167号の15に基づくものであることを、受注者は認識しなければならない。
3. 契約図書は相互に補完し合うものとし、工事請負契約書及び設計図のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
4. 特記仕様書、図面、又は標準仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合には、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
5. 受注者は、誠実に工事を履行し、監督職員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約書別記第26条に定める内容等の措置を行う場合はこの限りではない。
6. 設計図書は、SI単位を使用するものとする。SI単位については、SI単位と非SI単位とが併記されている場合は（）内を非SI単位とする。受注者は、SI単位の通用に伴い、端数処理の方法が（）内に示されたものと異なる場合は、監督職員と協議しなければならない。又、数式等に単位表示が含まれる場合でSI単位が併記されていない場合は、SI単位適用後も非SI単位で使用するものとする。
7. この標準仕様書で適用すべきとされている諸法令、基準等が改正又は改定された場合には、それに従うものとする。

1－2 用語の定義

1. 契約書別記第9条で定める監督員とは、主任監督員及び監督員とし、総称して監督職員という。
2. 主任監督員とは、監督総括業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における契約担当者に対する報告等を行うとともに、監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う者をいう。
3. 監督員とは、現場監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾、協議、工事実施のための詳細図等の作成及び交付、受注者が作成した図面の承諾、契約図書に基づく工程の管理、立会い、段階確認、工事材料の試験、検査の立会い、関連工事の調整（重要なものを除く）、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要がある

と認める場合における主任監督員への報告及び一般監督業務の掌理を行う者をいう。

4. 契約図書とは、工事請負契約書及び設計図書をいう。
5. 設計図書とは、工事設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
6. 仕様書とは、各工事に共通する標準仕様書と工事毎に規定される特記仕様書を総称していう。
7. 標準仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げる程度、施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
8. 特記仕様書とは、標準仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
9. 現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
10. 質問回答書とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
11. 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び工事完成図等をいう。ただし、詳細設計を含む工事にあつては契約図書及び監督職員の指示に従って作成され、監督職員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。
12. 指示とは、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
13. 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。
14. 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
15. 提出とは、受注者が監督職員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
16. 提示とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
17. 報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について、書面をもって知らせることをいう。
18. 通知とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、書面をもって知らせることをいう。
19. 書面とは、手書き、印刷等による工事打合簿（様式第4号）等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。
 - (1) 緊急を要する場合は、電信、ファクシミリ及びEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
 - (2) 電子納品を行う場合は、監督職員と別途協議するものとする。
20. 確認とは、契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その

内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

21. 立会いとは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
22. 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
23. 工事検査とは検査職員が契約書別記第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
24. 検査職員とは、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
25. 同等以上の品質とは、品質について設計図書で指定する品質、又は設計図書に指定がない場合には、監督職員が承諾する試験機関の品質の確認を得た品質もしくは監督職員の承諾した品質をいう。なお試験機関の品質の確認のために必要となる費用は受注者の負担とする。
26. 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
27. 工事開始日とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。
28. 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む）の初日をいう。
29. 工事とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。
30. 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
31. 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
32. 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及びその他の設計図書で明確に指定される場所をいう。
33. JIS規格とは、日本産業規格をいう。
34. JWWA規格とは、日本水道協会規格をいう。
35. JDBA規格とは、日本ダクタイル鉄管協会規格をいう。
36. WSP規格とは、日本水道鋼管協会規格をいう。
37. POLITEC規格とは、配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格をいう。
38. SIとは、国際単位系をいう。

1－3 設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、他の仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値等、市販されているものについては受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの費用で契約書別記第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、施工図等を含む

ものとする。また、受注者は監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

3. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、およびその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1-4 監督職員

1. 当該工事における監督職員の権限は、下表1-1「監督職員の権限の内容」のとおりとする。
2. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

表 1-1 監督職員の権限の内容

内容	主任 監督員	監督員
関連工事の調整（契約書別記第2条関係）	○	
監督員（契約書別記第9条関係）	○	○
工事関係者に関する措置請求 （契約書別記第12条第2・4項関係）	○	○
工事材料の品質及び検査等 （契約書別記第13条関係）	○	○
監督員の立会い及び工事記録の整備等 （契約書別記第14条関係）	○	○
支給材料及び貸与品 （契約書別記第15条第2・11項関係）	○	○
設計図書不適合の場合の改造義務及び 破壊検査等（契約書別記第17条関係）	○	○
条件変更等（契約書別記第18条関係）	○	○
臨機の措置（契約書別記第26条関係）	○	○
不可抗力による損害 （契約書別記第29条第2項関係）	○	
契約不適合責任（契約書別記第41条関係）	○	○
火災保険等（契約書別記第54条関係）	○	○
あっせん又は調停 （契約書別記第55条関係）	○	○

1-5 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合の他、特別の事情がない限り工事開始日後30日以内に着手しなければならない。

1－6 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が矢巾町営建設工事の指名競争入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

1－7 受注者相互の協力

受注者は、契約書別記第2条の規定に基づき、隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、関連のある電力、通信、ガス等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互協力しなければならない。

1－8 調査・試験に対する協力

受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。

1－9 工事の一時中止

1. 発注者は、契約書別記第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、受注者は適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合。
 - (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため、工事の続行を不適当と認めた場合。
 - (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合。
 - (4) 第三者、受注者、下請負者又はその代理人もしくはその使用人その他これに準ずる者（以下「使用人等」という。）及び監督職員の安全のため必要があると認める場合。
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができるものとする。
 3. 前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、

受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

1-10 工期変更

1. 契約書別記第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項及び第21条及び第40条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書別記第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。
2. 受注者は、契約書別記第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書別記第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出しなければならない。
3. 受注者は、契約書別記第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書別記第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出するものとする。
4. 受注者は、契約書別記第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書別記第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出するものとする。
5. 受注者は、契約書別記第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書別記第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出しなければならない。

1-11 設計図書の変更等

1. 契約書別記第19条の規定に基づく設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を受注者に行った工事の変更指示に基づき発注者が修正することをいう。
2. 受注者は、工事の完成の際には出来形測量を行い、その計測結果に基づいて完成図を作成し、監督職員に提出しなければならない。

1-12 建設副産物

1. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合において設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあたっては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあたっては、監督職員の承諾を得なければならない。

2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に提示しなければならない。
3. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
4. 受注者は、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画書（参考様式5①）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画書（参考様式5②）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
6. 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録し、監督職員に提出しなければならない。
7. 受注者は、建設廃棄物の処理後速やかに、建設廃棄物処理結果報告書（様式第22号）に産業廃棄物管理票の写し及び処理状況写真を添えて監督職員に提出しなければならない。
8. 受注者は、工事で発生する建設廃棄物のうち、岩手県内の最終処分場（中間処理施設経由を含む）に搬入される産業廃棄物については、岩手県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。
9. 受注者は、石綿セメント管を撤去する場合には、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則を遵守しなければならない。

1-13 監督職員による検査（確認を含む）及び立会い等

1. 監督職員は、工事が契約図書どおりにおこなわれているかどうかの確認をするために必要に応じ、工事現場又は製作工場に立ち入り、立会いし、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
2. 監督職員による検査（確認を含む）及び立会いに必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用は、受注者の負担とする。
なお、監督職員が製作工場において立会いおよび監督職員による検査（確認を含む）を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を無償で提供するとともに、光熱費を負担しなければならない。
3. 監督職員による検査（確認を含む）及び立会いの時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合は、この限りではない。
4. 受注者は、契約書別記第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項もしくは

は同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会いを受け、材料検査（確認を含む）に合格した場合であっても、契約書別記第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。

5. 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 受注者は、設計図書に示された施工段階においては、段階確認を受けなければならない。
 - (2) 受注者は、事前に段階確認に係る報告（種別、細別、予定時期等）を行わなければならない。
 - (3) 段階確認は、受注者が臨場するものとし、確認した箇所に係る発注者が押印した書面を、受注者は保管し検査時に提出しなければならない。
 - (4) 受注者は、監督職員に被覆される工事の部分の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
6. 監督職員は、設計図書に定められた段階確認において、臨場を机上とすることができ、この場合において、受注者の費用負担で施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを提出しなければならない。

1-14 数量の算出及び完成図

1. 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を自らの費用により実施しなければならない。
2. 受注者は、出来形測量の結果を基に、数量算出及び設計図書に従って出来形数量を算出し、その結果を監督職員に提出しなければならない。この場合、数量算出は受注者の費用により行うものとする。
3. 出来形測量の結果が設計図書の寸法に対し、基準1「水道工事施工管理基準」、土木工事施工管理基準及び規格値（岩手県県土整備部）を満たしていれば、出来形数量を設計数量とする。なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。
4. 受注者は、出来形測量の結果及び設計図書に従って完成図を作成し、監督職員に提出しなければならない。

1-15 工事完成検査

1. 受注者は、契約書別記第31条の規定に基づき、完成届（様式第18号）を監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、完成届を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示される全ての工事が完成していること。
 - (2) 契約書別記第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
 - (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備が全て完了していること。

- (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
3. 発注者は、工事検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
4. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
- (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
5. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて補修の指示を行うことができるものとする。
6. 受注者は、当該工事完成検査については、1-13第2項の規定を準用する。

1-16 既済部分検査

1. 受注者は、契約書別記第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、又は、契約書別記第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係る検査を受けなければならない。
2. 受注者は、契約書別記第37条に基づく部分払の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に監督職員の指示により、工事出来高報告書及び工事出来形内訳書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
3. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
- (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
4. 受注者は、検査職員の指示による修補については1-15の第5項の規定に従うものとする。
5. 発注者は、既済部分検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
6. 受注者は、当該既済部分検査については、1-13第2項の規定を準用する。
7. 受注者は契約書別記第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に工事履行報告書（様式第16号）を作成し、監督職員に提出しなければならない。

1-17 中間検査

1. 中間検査は、工事が完成することによって隠れてしまう部分等について、完成検査の際の破壊又は分解等を最小限とするために、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものとする。
2. 中間検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は受注者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を事前に通知するものとする。

3. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書とを対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
- (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
4. 受注者は、当該中間検査については、1-13第2項の規定を準用する。

1-18 部分使用

1. 発注者は、受注者の承諾を得て部分使用できるものとする。
2. 受注者は、発注者が契約書別記第33条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、中間検査又は監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。

1-19 履行報告

受注者は、契約書別記第11条の規定に基づき、工事履行報告書（様式第16号）を毎月5日までに監督職員に提出するものとする。

1-20 工事関係者に対する措置請求

1. 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
2. 発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1-21 諸法令の遵守

1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。
- (1) 会計法（昭和22年法律第35号）
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (3) 水道法（昭和32年法律第177号）
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）
- (5) 下請代金遅延等防止法（昭和31年法律第120号）
- (6) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (7) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (8) 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）
- (9) じん肺法（昭和35年法律第30号）

- (10) 雇用保険法（昭和49年法律第50号）
- (11) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
- (12) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (13) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）
- (14) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）
- (15) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）
- (16) 道路法（昭和27年法律第180号）
- (17) 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- (18) 道路運送法（昭和26年法律第183号）
- (19) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (20) 砂防法（明治30年法律第29号）
- (21) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
- (22) 河川法（昭和39年法律第167号）
- (23) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- (24) 軌道法（大正10年法律第76号）
- (25) 森林法（昭和26年法律第249号）
- (26) 環境基本法（平成5年法律第91号）
- (27) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）
- (28) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- (29) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (30) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- (31) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (32) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (33) 再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- (34) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- (35) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）
- (36) 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- (37) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (38) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (39) 都市公園法（昭和31年法律第79号）
- (40) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- (41) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）

2. 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当又は矛盾していることが判明した場合には、直ちに書面にて監督職員に報告し、確認を求めなければならない。

1-22 官公庁等への手続等

1. 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2. 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、受注者の責任と費用負担において、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は監督職員の指示を受けなければならない。
3. 受注者は、前項に規定する届出等の実施にあたっては、その内容を記載した文書により事前に監督職員に報告しなければならない。
4. 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
5. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して指摘があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
6. 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に事前報告の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。
7. 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないように文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1-23 施工時期及び施工時間の変更

1. 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合で、その時間を更新する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

1-24 不可抗力による損害

1. 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書別記第29条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに工事災害通知書により監督職員に報告するものとする。
2. 契約書別記第29条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 降雨に起因する場合

次のいずれかに該当する場合とする。

- ①24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上
- ②1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上
- ③連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上

(2) 強風に起因する場合

最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m/秒以上あった場合

(3) 地震及び豪雪に起因する場合

地震及び豪雪により生じた災害にあつては、周囲の状況により判断し、相当の範

囲に渡って他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3. 契約書別記第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、第3章3-8及び契約書別記第26条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1-25 特許権等

1. 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、書面により監督職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
2. 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。
なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

1-26 保険の付保及び事故の補償

1. 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第50号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
3. 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、建設業退職金共済証紙購入状況報告書（様式第1号）を工事請負契約締結後1カ月以内に発注者に提出しなければならない。なお、何らかの理由により建設業退職金共済証紙を購入しない場合は、建設業退職金共済証紙等不購入理由報告書（様式第2号）を提出することとする。
4. 受注者は、請負代金が1,000万円以上である場合には、建設業福祉共済団の建設労災補償共済制度加入証明書（他の任意の労災補償制度に加入している場合は、その加入を証する書面）を貼付した建設労災補償制度加入状況報告書（様式第3号）を契約締結後5日以内に発注者に提出しなければならない。

1-27 臨機の措置

受注者は、災害防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。

1-28 準拠する仕様書等

この標準仕様書によるほか、次の仕様書等に準拠するものとする。

- (1) 土木工事共通仕様書（岩手県県土整備部）

- (2) 水道工事標準仕様書（日本水道協会）
- (3) 道路維持修繕要綱（日本道路協会）
- (4) 矢巾町給水装置工事の手引き（矢巾町上下水道課）

第 2 章 提出書類

2－1 提出書類

1. 受注者は、提出書類を契約書別記及び標準仕様書に基づいて、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示によらなければならない。
2. 契約書別記第 9 条第 5 項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係る請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際、指定した書類をいう。

2－2 請負代金内訳書及び工事工程表

受注者は、契約書別記第 3 条に従い、工事工程表（様式第 11 号）及び請負代金内訳書（様式第 12 号）を作成し、契約締結後 7 日以内に監督職員に提出しなければならない。

2－3 現場代理人等通知書及び経歴書

1. 受注者は、契約書別記第 10 条に従い、現場代理人等通知書（様式第 6 号）及び経歴書（様式第 8 号）を作成し、契約締結後すみやかに監督職員に提出しなければならない。
2. 前項の現場代理人等とは、次の各号に掲げる者をいう。
 - (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者（建設業法第 26 条第 1 項）
 - (3) 監理技術者（建設業法第 26 条第 2 項）
 - (4) 監理技術者補佐（建設業法第 26 条第 3 項）
 - (5) 専門技術者（建設業法第 26 条の 2）
3. 現場代理人等の配置については、建設業法を遵守すること。

2－4 技能者届及び技能者経歴書

1. 受注者は、配管工事及び給水装置工事のほか、特記仕様書において技能者の配置を定める工事に従事する者について、技能者届（様式第 9 号）及び技能者経歴書（様式第 10 号）を作成し、監督職員に届け出なければならない。なお、技能者として複数名従事する場合は、その全てについて届け出なければならない。
2. 他の工事において常駐を求められている現場代理人や法令等で専任を義務付けられている技術者を技能者として配置してはならない。

2－5 施工計画書

1. 受注者は、契約締結後 20 日以内に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。
3. 受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職

員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は簡易な工事（漏水修繕工事等）においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略して作成することができる。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織図
- (4) 主要機械（機械名、形式性能、台数等）
- (5) 主要資材（材料名、品質、規格、数量等）
- (6) 施工方法
- (7) 施工管理計画
- (8) 安全管理
- (9) 緊急時の体制及び対応
- (10) 交通管理
- (11) 環境対策
- (12) 現場作業環境の整備
- (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (14) その他

4. 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。

5. 監督職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

6. 施工計画書を作成する際は、要領1「施工計画書作成要領」によるものとする。

2-6 工事实績情報の作成、登録申請

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けた上で、次の期間内に登録機関に登録申請をしなければならない。

- ①受注時は契約締結後10日以内（土・日曜日及び祝日を除く）
- ②変更時は変更があった日から10日以内（土・日曜日及び祝日を除く）
- ③完了時は完成検査後10日以内（土・日曜日及び祝日を除く）
- ④訂正時は適宜

変更登録は、契約内容（工期、工事請負代金）、配置技術者の変更があった場合に行うものとする。

また、登録機関発行の登録内容確認書が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に写しを提出しなければならない。

なお、変更時と完了時の期間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

2-7 施工体制台帳

1. 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、当該下請の形態及び請負金額のいかんを問わず、7日以内に下請調書（様式第14号）を発注者に提出する。また、国土交通省令及び「施工体制台帳の作成についての改正について（平成26年12月25日付国土建第200号）」に従って記載した施工体制台帳（参考様式6）を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
2. 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の作成等について（平成26年12月25日付国土建第198～202号）」及び「施工体制台帳等活用マニュアル（平成26年12月25日付国土建第206号）」に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督職員に提出しなければならない。
3. 受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び専門技術者（選任している場合のみ）に、工事現場内において工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。
4. 受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督職員に提出しなければならない。

2-8 工事週報

受注者は、前週分の作業内容等を記録した工事週報（様式第15号）について、配管略図を添付し、速やかに監督職員に提出しなければならない。

2-9 一時休業届

受注者は、年末年始、ゴールデンウィーク及びお盆等で一時休業する場合は、休業期間中の安全巡視計画を一時休業届により、一時休業する1週間前までに監督職員に提出しなければならない。

2-10 確認・立会依頼書

受注者は、断水作業、洗管作業及びバルブ操作等を行う場合には、施工を行う1週間前までに、確認・立会依頼書（様式第5号）を提出し、監督職員の立会いの下、施工しなければならない。

2-11 完成届

受注者は、工事が完成した際には完成届（様式第18号）を作成し、工期内に監督職員に提出しなければならない。

2-12 完成検査時の提出書類

完成検査の際の提出書類は、監督職員の指示する書類を提出しなければならない。

なお、提出書類は次に掲げるものを標準とする。

- (1) 工事完成図
- (2) 工事週報（様式第15号）
- (3) 工事写真
- (4) 出来形管理図及び管理表
- (5) 品質管理図及び管理表、検査及び試験成績書等
- (6) 工事使用材料の品質証明書
- (7) 工事打合簿（様式第4号）及び確認・立会依頼書（様式第5号）
- (8) 建設廃棄物処理結果報告書（様式第22号）及びマニフェスト
- (9) 材料納品伝票
- (10) 安全教育訓練等の実施状況報告書（KY活動、新規入場者教育等）
- (11) 建設業退職金共済証紙受払簿

2-13 工事完成図

受注者は工事完成時、要領3「工事完成図作成要領」に基づいて工事完成図を作成し、次の成果品を監督職員に提出しなければならない。なお、電子記憶媒体に収められた内容は監督職員の確認を受け、内容に不備があった場合には、その指示により修正し、再度確認を受けた後に納品すること。

- (1) 電子記憶媒体（正，副）各1組
- (2) 出力図1部 ※出力図の大きさは、監督職員の指示によるものとする。

2-14 工事写真

受注者、工事の進捗状況、指示箇所等を撮影し、要領2「工事写真の整理及び撮影要領」により、監督職員に提出しなければならない。

2-15 引渡書

受注者は、工事検査に合格後速やかに引渡書（様式第20号）を作成し、発注者に提出しなければならない。

工 事 提 出 書 類 一 覧 表

工 事 名:

施工業者名:

項目	No.	区 分	矢巾町 様式No.	提出根拠	提出期限	部数	チェック 欄	摘 要	工事 打合簿 添付
契 約 前	1	契約の保証に関する届出書	参考1		落札後すみやかに	1部		届出書の該当するものに○印を付すこと。	
	2	課税(免税)事業者届出書	参考2	消費税法	落札後すみやかに	1部		免税事業者の場合は、「免税事業者届出書」を提出。	
	3	・建設リサイクル法の届出と通知 (1)法第12条の規定による説明(説明書) (受注者→矢巾町) (2)法第13条契約書記載事項について(報告) (受注者→矢巾町) (3)法第11条の規定による通知(通知書) (矢巾町→岩手県)	参考3	建設リサイクル法	(1)(2) 落札後すみやかに (3) 工事着手7日前まで	1部		【建設資材】 ・コンクリート・コンクリートと鉄からなる建設資材 ・木材・アスファルト/コンクリート 【工事規模】 ・建築物の解体工事 床面積80㎡以上 ・建築物の新築・増設工事 床面積500㎡以上 ・建築物のリフォーム等 請負金額1億円以上 ・土木工事等 請負金額500万円以上	
工 事 開 始 前	4	契約の保証		別4.1	契約締結時	1部		契約の保証に該当する領収書、有価証券、保証書、保証証券等 契約保証金の納付の場合は、領収書の写しを提出のこと。	
	5	循環型地域社会の形成に関する条例に関する通知書	参考4	県条例21.7	工事着手7日前まで	1部		提出先が岩手県のため、矢巾町を介さず直接岩手県へ提出しても良い。	
	6	建設業退職金共済証紙購入状況報告書	第1号	附9.1、標1-26-3	契約締結後 1ヶ月以内	1部		どちらか一方を提出すること。	
	7	建設業退職金共済証紙不購入理由報告書	第2号						
	8	建設労災補償制度加入状況報告書	第3号	附9.5、標1-26-4	契約締結後 5日以内	1部		請負金額1000万円以上である場合に提出。	
	9	工事カルテ(CORINS)登録内容確認書 (受注登録)		標2-6	契約締結後 10日以内	2部		2部提出(1部は返却用)。請負金額 500万円以上である場合に登録。	○
	10	請求書 (前払)	第21号	別34.1 附6	前払金保証契約 締結後	1部		請負金額 100万円以上の場合は請求可能。 前払金の保証証書の寄託が必要。	
	11	工事打合簿綴			工事着手前	1部		工事打合簿を綴るファイルを作成の上、提出のこと。	
	12	工事打合簿	第4号	標1-2-19	必要都度	2部		工事施行中においての発議事項(指示・協議・通知・承諾・提出・ 届出・その他)にも使用する。1部は返却用。	
	13	確認・立会依頼書	第5号	標2-10				工事施行中において、各種検査や現地確認等により、監督職員の 確認・立会が必要な場合に提出する。1部は返却用。	
	14	現場代理人等通知書	第6号	別10.1、標2-3	契約締結後 すみやかに	1部		経歴書を添付するの上、提出のこと。	
	15	現場代理人等変更通知書	第7号		変更前まで	1部		変更後の技術者の経歴書を添付の上、提出のこと。	
	16	経歴書	第8号		契約締結後 すみやかに	1部		①資格を証明する書類、②雇用関係を証明する書類を添付の 上、提出のこと。	
	17	技能者届	第9号	標2-4	工事着手前	1部		配管工事及び給水装置工事のほか、標準仕様書において技能者の 配置を定める工事に従事する者について、技能者届及び技能 者経歴書を提出すること。	
	18	技能者経歴書	第10号			1部			
	19	工事工程表	第11号	別3.1、標2-2	契約締結後 7日以内	1部			
	20	請負代金内訳書	第12号			1部		請負代金は実際の落札額を記載すること。請負代金の内訳中、 法定福利費の計上は必須のこと。	
	21	施工計画書		標2-5	契約締結後 20日以内	2部		2部提出(1部は返却用)。内容に重要な変更が生じた場合は、そ の都度。軽微な場合の変更施工計画書は提出不要(工期や数量 のわずかな変更等の場合)。標準仕様書の要領1「施工計画書作 成要領」を参照すること。	○
	22	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	参考5	標1-12-4・5				施工計画書に含めて提出する。	○
	23	建設資材調書 (施工計画書提出時)	第13号	附5	契約締結後 20日以内	1部		施工計画時の主要な建設資材を報告する。	
	24	下請調書	第14号	附4	下請負契約後 7日以内	1部		下請負契約等の写しを添付すること。	
	25	施工体制台帳/施工体系図 再下請負通知書/作業員名簿	参考6	標2-7	下請負契約後 速やかに	2部		2部提出(1部は返却用)。公共工事については、入札契約適正化 法の規定により、下請契約の額に関わらず、台帳作成が必要で す。また、作成した台帳の写しは、発注者への提出が義務付けら れています。	○
工 事 施 工 中	26	工事週報	第15号	標2-8	毎週 (監督員指定日)	1部		前週分の作業内容を記録し、配管図を添付して速やかに提出す ること。	
	27	工事履行報告書	第16号	別11、標1-19	毎月5日までに	1部			
	28	事故発生状況報告書	第17号	標3-11	事故後直ちに	1部		事故が発生した場合に、直ちに提出する。	
	29	一時休業届		標2-9	休業日の 1週間前まで	1部		長期に渡り休業する場合、提出する。	
変 更 契 約	30	変更協議回答		別23～25	変更協議時	1部		変更契約がある場合(監督員が作成し、受注者が回答する)。	
	31	変更工事工程表	第11号	別3.1、標2-2	変更契約後 速やかに	1部		変更契約がある場合。タイトルの()内に変更回数を記入する。	
	32	変更施工計画書		標2-5		2部		2部提出(1部は返却用)。変更契約がある場合。	○
	33	再生資源利用実施書 再生資源利用促進実施書	参考5	標1-12-6		2部		変更施工計画書に含めて提出する。様式中、「計画」を「実施」に 変更し、実施結果を報告すること。	○
	34	工事カルテ(CORINS)登録内容確認書 (変更登録)		標2-6		2部		2部提出(1部は返却用)。契約内容(工期、工事請負代金)、配置 技術者の変更があった場合に変更登録を行うこと。	○
完 成	35	完成届	第18号	別31.1、標2-11	工事完成時	1部			
	36	再資源化等報告書	第19号	建設リサイクル法		1部		再資源化等が完了した後の、発注者への報告。 元請業者は再資源化等の実施状況に関する記録を保存する。	
	37	建設資材調書 (竣工時)	第13号	附5		1部		竣工時の主要な建設資材を報告する。	
	38	引渡書	第20号	別31.4、標2-15	完成検査合格後	1部			
	39	請求書	第21号	別32		1部		請求書(前払)と同じ様式。	
	40	工事カルテ(CORINS)登録内容確認書 (竣工登録)		標2-6		2部		2部提出(1部は返却用)。完成検査後、速やかに竣工登録を行う こと。	○
完 成 検 査	41	工事完成図		標2-12	完成検査までに	3部		標準仕様書の要領3「工事完成図作成要領」を参照。	
	42	工事写真				1部		標準仕様書の要領2「工事写真の整理及び撮影要領」を参照。	
	43	出来高管理図及び管理表				1部		標準仕様書の基準2「水道工事出来形管理基準」に準拠。	
	44	品質管理図及び管理表				1部		標準仕様書の基準3「水道工物品質管理基準」に準拠。	
	45	工事使用材料の品質証明書				1部			
	46	材料納品伝票				1部			
	47	安全教育訓練等の実施状況報告書 (KY活動、安全訓練教育、新規入場者教育)				1部			
	48	建設廃棄物処理結果報告書 (及びマニフェスト)	第22号			1部		マニフェスト(A票、E票)の写しを添付。	

※提出根拠中、「別」～契約書別記、「附」～契約書附属条件、「標」～矢巾町水道工事標準仕様書、「空欄」～監督員の指示又は任意 を示す。

第3章 施工管理

3-1 施工管理

1. 受注者は、施工計画書に示される作業手順に従って施工し、施工管理を行わなければならない。
2. 受注者は、契約図書に適合するよう工事を施工するために、自らの責任において、施工管理体制を確立しなければならない。
3. 受注者は、矢巾町上下水道課が定める「水道工事施工管理基準」及び岩手県県土整備部が定める「土木工事施工管理基準及び規格値」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。なお、施工管理基準及び規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
4. 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した工事標示板（別図3-1）を設置し、工事完成後はすみやかに工事標示板を撤去するものとする。ただし、工事標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができるものとする。
5. 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めるものとする。また、工事完了後は、受注者の機器、残材、各種の仮設物及びその他の廃品等をすみやかに撤去し現場を清掃するものとする。ただし、工事検査に必要な足場、安全ネット等は、監督職員の指示に従い存置し、検査終了後、すみやかに撤去するものとする。
6. 工事の施工に当たり、現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者、配管技能者及び各作業主任者は、容易に識別できるよう腕章等を常時着用するものとする。

3-2 工事測量

1. 受注者は、工事契約後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員の指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、測量標（仮BM）の設置にあたって、位置および高さの変動のないようにしなければならない。
3. 受注者は、用地巾杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。なお、用地巾杭を移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。
4. 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。

5. 受注者は、工事の施工に当たり発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負うものとし、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭については事前に設置換えや移設を行い、工事完成時までには復元しなければならない。
6. 本条で規定する事項については、受注者の責任と費用負担において行わなければならない。

3-3 工事中の安全確保

1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術調査課監修、平成29年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省総合政策局建設施工企画課企画専門官、平成17年3月31日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
2. 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
3. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守して、災害の防止を図らなければならない。
4. 土木工事に使用する建設機械の設定、使用等については、設計図書により建設機械が指定されている場合には、受注者は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、受注者は、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。
5. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上又は地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
6. 受注者は、豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
7. 受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は板囲、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の表示をしなければならない。
8. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。
9. 受注者は、工事箇所及びその周辺において積雪があった場合、通行の支障とならないよう除雪を行うとともに標識、工事標示板等に付着した雪は払い落とし、見やすいものとしておくこと。
10. 受注者は、受注者の負担と責任において現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。
11. 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するとともに、その実施状況については、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、記録した資料は検査時に提出しなければならない。

い。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 当該工事内容等の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 当該工事における災害対策訓練
 - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
12. 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
13. 受注者は、工事現場が隣接又は同一場所において別途工事がある場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
14. 監督職員が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
15. 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
16. 受注者は、施工計画の立案にあたっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上、施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工にあたっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。
17. 受注者は、災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとする。
18. 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の表示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じるものとする。
19. 受注者は、第三者が掘削箇所に転落しないように転落防止策等を設置すること。ただし、これにより難い場合は、保安柵等を適切に設置すること。

3-4 環境対策

1. 受注者は建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
2. 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。
3. 第三者からの環境問題に関する指摘に対しては、受注者は1-22第5項及び第7項

の規定に従い対応しなければならない。

4. 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は必要な資料を提示しなければならない。

3－5 文化財の保護

1. 受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、工事に携わる全ての関係者に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。
2. 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

3－6 沿道居住者への広報

1. 受注者は、工事着手に先立ち現場付近の住民に対し工事の目的、工期について十分な広報を行い、工事に対する理解と協力を得られるよう努めなければならない。
広報資料は、記載例①「水道工事のお知らせ」、記載例②「断水のお知らせ」を見本として作成すること。
2. 工事に伴い通行の禁止又は制限を必要とする場合は、関係官公庁その他の許可を得て、その許可条件及び監督職員の指示に従い、付近住民に説明し理解と協力を求め、又必要な箇所に指定の標示板等を設けなければならない。

3－7 交通安全管理

1. 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する通路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書別記第28条によって処置するものとする。
2. 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
3. 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成26年5月26日改正内閣府・国土交通省令第1号）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（平成18年3月31日付国道利37号・国道国防第205号国土交通省道路局長通知）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月31日付国道利38号・国道国防第206号国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通

知、)」及び保安施設設置基準（平成18年4月28日付道環第32号岩手県県土整備部道路環境課通知）に基づき、安全対策を講じなければならない。

4. 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
5. 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の新設、改良、維持、管理、補修及び使用方法等の計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を自らの費用負担で行わなければならない。
6. 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
7. 受注者は、設計図書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
8. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、一般の交通に使用される路面から全ての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
9. 同一路線で工事現場が近接する場合、それぞれの工事現場間隔が300m以上となるように作業帯を設けなければならない。
10. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正政令第424号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施工令（平成26年4月改正政令第169号）第22条における制限を越えて建設機械、資材等を積載して運搬するときには、道路交通法（平成26年6月改正法律第69号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。
11. 受注者は、交通誘導にあたっては警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のため安全講習会の受講者あるいは交通誘導警備業務に係る検定（1級又は2級）の合格者を配置するものとし、教育の実施状況、受講証等の写し等確認できる資料を監督職員に提出するものとする。なお、受注者は交通誘導警備業務を警備業務者に委託した場合、かつ、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の5の項の規定により都道府県公安委員会が認定した路線において交通誘導を行う場合にあっては、交通誘導を行う現場ごとに必ず交通誘導警備業務に係る検定（1級又は2級）の合格者を1人以上配置するものとし、合格証明書の写しを監督職員に提出するものとする。

3-8 爆発及び火災の防止

1. 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵

守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

2. 受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち監督職員に使用計画書を提出しなければならない。
3. 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼してはならない。
4. 受注者は、喫煙等の火気使用場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
5. 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

3－9 工事用地等の使用

1. 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。
2. 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、受注者の責任で準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍）及び型枠又は鉄筋作業場等、もっぱら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。
3. 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
4. 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧の上、直ちに発注者に返還しなければならない。
5. 工事の途中において、発注者が返還を要求したときも同様とする。
6. 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

3－10 跡片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、その責任と費用負担において、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分の清掃を行い、整然とした状態とするものとする。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後に撤去するものとする。なお、このための費用は受注者の負担とする。

3－11 事故報告

受注者は、工事現場等で事故が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、事故発生状況報告書（様式第17号）を速やかに提出しなければならない。



1. 「水道管の○○を行っています」は、次の表のとおり簡単な表現とする。
2. 色彩は「ご迷惑をおかけします」及び「水道工事」は、青地に白抜き文字とする。
3. 「水道管の○○を行っています」等の工事内容、工事期間については青色文字とする。
4. その他の文字及び線は、黒色、地を白色とする。

主な工種	工事看板表示
新設工事	地震に強い水道管の布設を行っています。
取替(経年管更新)工事	地震に強い水道管に入れ替えを行っています。
取替・撤去工事	水道管の【取替・撤去】を行っています。
修繕・補修工事	水道管の修理を行っています。
支障移設工事	水道管の移設を行っています。
埋設物調査工事	埋設物の調査を行っています。
緊急工事	緊急で水道管の水漏れを直しています。
点検・補修工事	水道管の点検・修理を行っています。
舗装復旧工事	水道管の埋設跡の復旧を行っています。

5. 現場の状況により工事標示板の設置場所が限られる等の場合は、工事標示板の幅をハーフサイズ（1/2 幅）とすることができるものとする。この場合の記載内容は通常サイズの工事標示版と同様とし、割り付けは以下を標準とする。
6. ハーフサイズ（1/2 幅）の工事標示板の使用にあたっては、監督職員の承諾を得るものとする。

【工事標示板（ハーフサイズ記載例）】



第4章 材 料

4-1 材料規格

1. 水道工事で使用する材料は、設計図書又は特記仕様書に品質及び規格を記載する場合を除き、JIS規格、JWWA規格、JDPA規格、WSP規格、POLITEC規格に適合したものである。
2. 前項の規定する規格の工事材料は、監督職員の承認を受けたものでなければ使用してはならない。

4-2 工事材料の品質

1. 受注者は、工事材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備保管し、監督職員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
2. 契約書別記第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格、JWWA規格等に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものとし、規格表示許可書の写しを提出するものとする。
3. 受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JIS規格、JWWA規格又は設計図書で指示する方法により試験を行わなければならない。
4. 受注者は、設計図書又は監督職員の指示により、見本又は品質を証明する資料を監督職員に提出しなければならない工事材料については、受注者の費用負担において提出しなければならない。
5. 受注者は、海外で生産された建設資材のうちJIS規格以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書、あるいは日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。なお、下記に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。

「海外建設資材品質審査・証明」対象資材

区分/細別	品 目	対応JIS規格 (参考)
I セメント	ポルトランドセメント	JIS R 5210
	高炉セメント	JIS R 5211
	シリカセメント	JIS R 5212
	フライアッシュセメント	JIS R 5213

区分/細別		品 目	対応JIS規格 (参考)
Ⅱ 鋼材	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
		溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106
		鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112
		溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114
	2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350
	3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444
		配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452
		配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457
		一般構造用角形鋼管	JIS G 3466
	4 鉄線	鉄線	JIS G 3532
	5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525
	6 プレストレスト コンクリート用鋼材	P C 鋼線及び P C 鋼より線	JIS G 3536
		P C 鋼棒	JIS G 3109
		ピアノ線材	JIS G 3502
		硬鋼線材	JIS G 3506
	7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532
		溶接金網	JIS G 3551
		ひし形金網	JIS G 3552
	8 鋼製ぐい 及び鋼矢板	鋼管ぐい	JIS A 5525
		H形鋼ぐい	JIS A 5526
		熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528
		鋼管矢板	JIS A 5530
	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
		六角ボルト	JIS B 1180
		六角ナット	JIS B 1181
		摩擦接合用高力六角ボルト 六角ナット、平座金のセット	JIS B 1186
Ⅲ 瀝青材料		舗装用石油アスファルト	日本道路規定規格
		石油アスファルト乳剤	JIS K 2208
Ⅳ 割ぐり石及び骨材		割ぐり石	JIS A 5006
		道路用砕石	JIS A 5001
		アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001
		フィラー（舗装用石炭石粉）	JIS A 5008
		コンクリート用砕石及び砕砂	JIS A 5005
		コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011
		道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015

4－3 材料検査及び確認

1. 受注者は、設計図書又は監督職員の指示された材料の使用にあたっては、確認・立会依頼書（様式第5号）に材料名、製造者名及び購入先を記載した使用材料の一覧表、品質証明等が確認できる資料を添付の上、監督職員に事前に提出し、材料検査（確認を含む）を受けなければならない。
2. 受注者は、工事材料を使用するまで変質がないよう保管しなければならない。また、監督職員が変質等により不適当と認めた場合には、受注者は自らの責任と費用負担により速やかに取り替えるとともに、新たに搬入する材料については再検査を受けなければならない。

4－4 工場立会検査

設計図書又は監督職員の指示により、工場において試験を必要とする工事材料については、設計図書で指示する方法又は監督職員の指示する方法により、受注者の費用負担において試験を行わなければならない。

4－5 支給材料及び貸与品

1. 受注者は、支給材料及び貸与品の提供を受けた場合は、注意をもって管理しなければならない。
2. 受注者は、支給材料及び貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
3. 受注者は、工事完成時（完成前にあっても工事工程上支給品の精算が行えるものについては、その時点）には、支給品の精算報告を監督職員にしなければならない。
4. 受注者は、契約書別記第15条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書をその使用予定日の14日前までに監督職員に提出しなければならない。
5. 契約書別記第15条第1項に規定する引渡場所については、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。引渡場所からの積み込み、荷降ろしを含む運搬に係る費用と責任は受注者の負担とする。
6. 受注者は、契約書別記第15条第9項に定める「不用となった支給材料又は貸与品の返還」については、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。また、返却に要する費用は受注者の負担とする。

4－6 工事発生品

1. 受注者は、工事施工により生じた発生品（切管、撤去材、仮設配管等）について、監督職員より特に指示がない場合は、関係法令を遵守して受注者の責任において適正に処分すること。
2. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、監督職員と協議し承

諾を得なければならない。

3. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日国土交通事務次官通達）、再生資源の利用の促進について（平成3年10月25日建設大臣官房技術審議官通達）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（平成18年6月12日国土交通事務次官通達）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

第5章 土 工

5-1 適用

本章は、管路工事の土工その他これに類する事項について適用するものとし、一般的技術内容については、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課監修）及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年1月12日建設事務次官通達）によるものとする。

5-2 布設位置の選定

1. 管布設の平面位置及び埋設深さ（土被り）は、設計図書、現地調査並びに必要な応じた試掘調査により状況把握の上、選定するものとする。
2. 埋設深さ（土被り）は、下層路盤の下面から30cm下がりをもととするが、管の口径が300mm以下の場合、最小埋設深さは80cmとする。また、管の口径350mmを超える場合、最小埋設深さは120cmとする。ただし、マウントアップの歩道に管を埋設する場合、将来の歩道切り下げ等を考慮し、マウントアップの高さ分（埋設深さ（土被り）＝最小埋設深さ＋マウントアップ高さ）を加えるものとする。
3. 新設管と既設埋設物との離れは30cm以上とする。ただし、所定の間隔が保持できないときは、監督職員と協議する。

5-3 埋設物等の確認

工事区域内にある埋設物等について、形状寸法、管種、管径、土被り、埋設年、圧力等の状況などを管理者の図面と照合しながら平面位置及び深さ等を確認する。

ガス管、ケーブル等破損することにより住民生活に大きな影響を与える施設、又は、重大事故につながる恐れがある施設が埋設されているときは必要に応じ、各管理者の立会いのもとで試掘調査を行うものとする。これらにより確認された事項については、文書及び図面等に残しておくこと。主な埋設物は次のとおりである。

（1） 地上物件

電柱、空中線、街路樹、公衆電話等

（2） 地下物件

上下水道管、ガス管、ケーブル（電気、電話、高速通信）、有線テレビ等

5-4 試掘調査

1. 試掘箇所は、監督職員と協議の上、選定する。また、試掘調査の結果については、記録写真、調査表等にまとめて、監督職員に報告しなければならない。
2. 試掘調査は人力掘削を標準とし、掘削中は地下埋設物に十分注意し、損傷を与えないようにする。
3. 試掘調査にあたっては、土質の性状、地下水の状態等を観察し、事後の掘削工、土留工等の参考にすること。
4. 既設埋設物の形状、位置等の測定は正確を期すとともに、埋戻し後もその位置が確

認できるよう適切な措置を講じること。

5. 試掘箇所は即日埋戻しを行い、仮復旧を行うこと。なお、仮復旧箇所は巡回点検し、保守管理を行うこと。
6. 試掘調査の結果、近接する地下埋設物については、当該施設管理者の立会いを求め、その指示により適切な措置を講じること。

5-5 床掘工

1. 床掘は、あらかじめ標示施設、保安施設、土留、排水、覆工、残土処理方法、埋戻材料、その他必要な諸般の準備を整えた上、着手しなければならない。
2. アスファルト及びコンクリート舗装の取り壊しは、舗装切断機を使用して直線に切断し、在来舗装部分が粗雑にならないように行わなければならない。
3. 機械床掘をする場合には、施工区域全般にわたる地上施設及び地下埋設物等に十分注意しながら行わなければならない。
4. 継手堀等の床掘は、所定の形状とし、管の据付け及び接合作業の完全を期するように入念に行うこと。また、余堀り、えぐり堀りをしてはならない。

5-6 基面整正

床付面は、乱さないように十分留意し、玉石、礫などの異物を完全に取り除き、むらのない仕上がりにならなければならない。

5-7 残土処理

1. 発残土は、設計図書で指定のない限り、自由処分すること。
2. 残土の搬出にあたっては、路面の汚損を防止すると共に、運搬路線は随時点検し、路面の清掃及び補修を行うこと。また、必要に応じて散水し、土砂及び粉塵を飛散させないよう適切な措置を行わなければならない。

5-8 土留工

1. 土留工は、これに作用する土圧及び施工期間中における降雨等による条件の悪化に十分耐え得る構造とすること。床掘中は、常に矢板、切梁、腹起こし、その他支保工の変形状態に注意すると共に、地質その他の関係でこれを補強する必要がある場合には、直ちにこれを実施しなければならない。
2. 土留の位置及び構造は、施工計画書に従い堅固に築造し、常時良好な状態を保つように努めなければならない。工事中必要が無くなったときは、直ちに取払い、土留後を十分に填充し、原形に復旧しなければならない。

5-9 水替工

1. 工事区域に湧水及び滞水がある場合は、現場に適した方法により排水を行わなければならない。
2. 排水は、最寄りの排水施設又は河川等へ該当管理者の許可を得て放流するものとし、

路面等には放流してはならない。

3. 排水用設備は、湧水等を速やかに排水できる能力を有するものとし、不測の出水に対応できるよう予備のものを用意しておくこと。また、必要に応じて沈砂升を設けて土砂を流してはならない。

5-10 覆工

1. 覆工材は、加重に十分耐え、かつ現場に即応したものであること。なお、表面における段差及び各覆工材間の隙間が無いようにすると共に、通行車両による跳ね上がり、制動に伴う横方向の滑りに耐え得るような構造としなければならない。
2. 覆工材と周辺の路面との隙間には、アスファルト合材等を充填し、交通の支障とならないようにしなければならない。

5-11 埋戻工

1. 配水管布設工及び給水管切替工における埋戻しの断面は、設計図書によるものとする。
2. 埋戻しは、指定された埋戻材を用い、上層路盤にあつては厚さ15cm毎、下層路盤及び路床にあつては厚さ20cm毎に十分締固めを行い、施工後に沈下が生じないように施工しなければならない。
3. 埋戻しに際しては、管及びその他構造物に損傷を与えたり移動を生じたりしないよう十分注意して行わなければならない。
4. 土留の撤去は、管に影響を与えないよう取り外し、時期・方法を考慮して埋戻しを行わなければならない。

5-12 殻運搬処理工

1. 殻運搬処理は、設計図書に指定がある場合は指定処分を原則とする。ただし、受入れが困難な場合等により、処理施設を変更しなければならないときは、発注者と協議する。
2. 受注者は、殻、発生材等の処理を行う場合は、関係法令に基づき適正に処理するものとし、殻運搬処理及び発生材運搬を行う場合は、運搬物が飛散しないようにしなければならない。

第6章 復旧工

6-1 施工基準

復旧は国、県又は町の道路管理者が定める施工基準及び許可条件に基づき次の要綱等により施工を行うものとする。

- (1) 道路土工要綱（日本道路協会）
- (2) 舗装再生便覧（日本道路協会）
- (3) 舗装調査・試験法便覧（日本道路協会）
- (4) アスファルト混合所便覧（日本道路協会）
- (5) 舗装施工便覧（日本道路協会）
- (6) 舗装の構造に関する技術指針・同解説（日本道路協会）
- (7) 舗装設計施工指針（日本道路協会）
- (8) 舗装設計便覧（日本道路協会）
- (9) 舗装標準示方書（土木学会）

6-2 舗装復旧断面

1. 舗装復旧の仕様及び方法は、設計図書もしくは監督職員の指示によるものとする。
2. 既設の舗装構成及び舗装材料等が設計図書と相違する場合は、監督職員と協議しなければならない。
3. 道路種別の舗装構成は、別図6-1を標準とする。
4. 管路の埋設深は舗装厚+300mmを確保することとし、最小埋設深さは管口径（呼び径）300mm以下の場合は800mm、350mm以上の場合は1,200mmとする。

6-3 施工後の道路管理

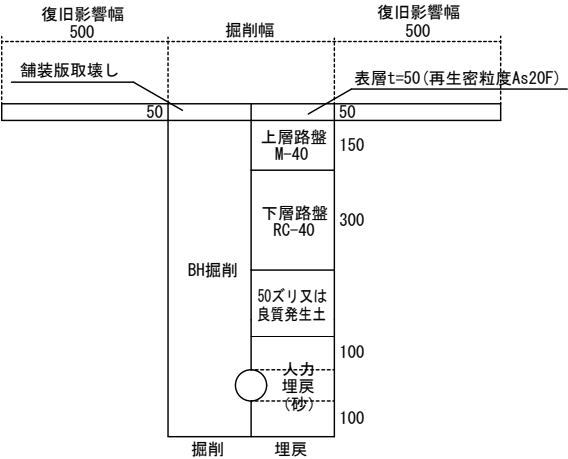
舗装工事完了後であっても当該舗装に破損・沈下等が生じた場合、その原因が明らかに水道工事にあると判断される時は、発注者の負担において速やかに修補しなければならない。

6-4 路面の標識及び構造物

道路鋏、道路標識、表示（白線、黄線）及び他事業者の人孔蓋等路面上にあるものは、原形復旧すること。また舗装に際し、他事業者の人孔蓋の高さ調整が必要な場合は、速やかに連絡し、調整後に施工しなければならない。

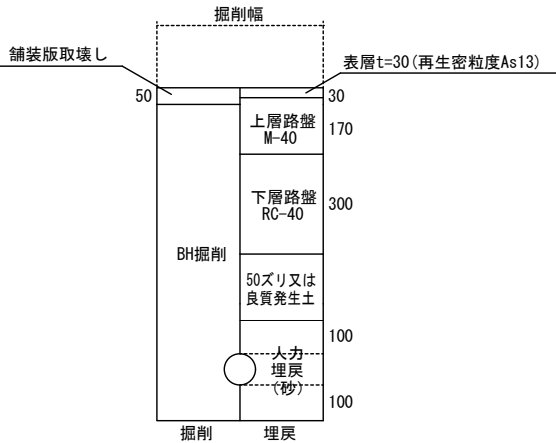
別図 6－1 舗装復旧標準断面図（1）

町道 1 層車道（本復旧）

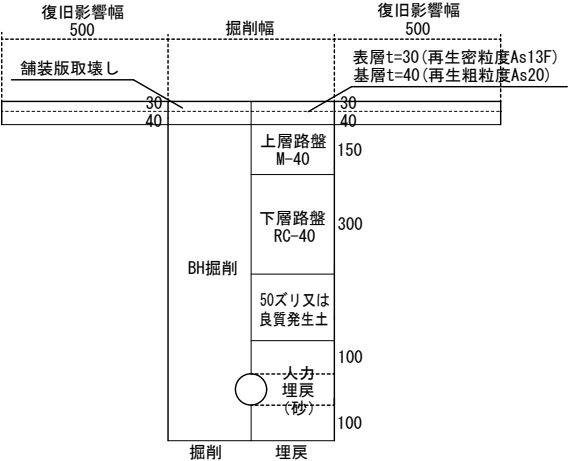


※影響幅は監督職員と協議すること。

町道 1 層車道（仮復旧）

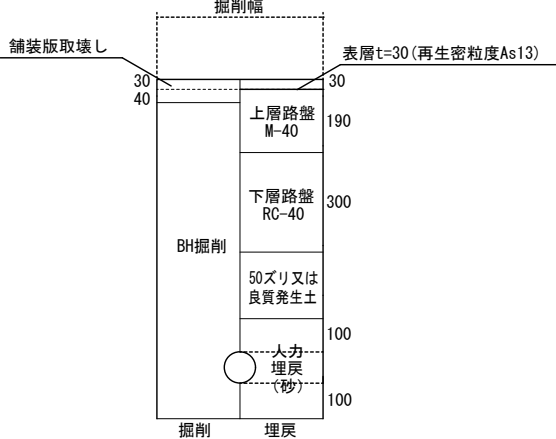


町道 2 層車道（本復旧）

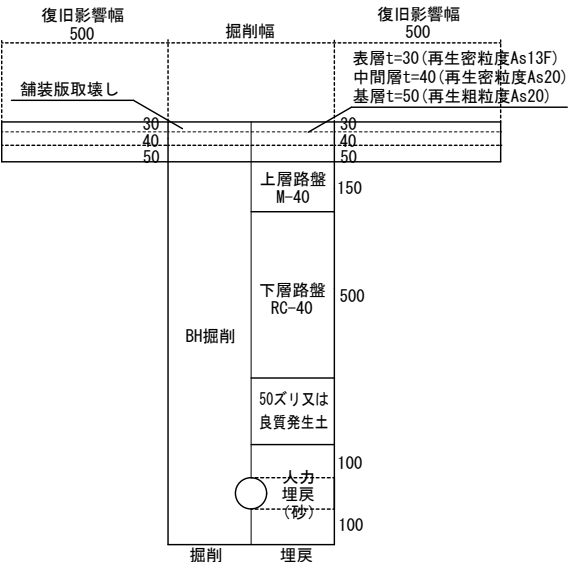


※影響幅は監督職員と協議すること。

町道 2 層車道（仮復旧）

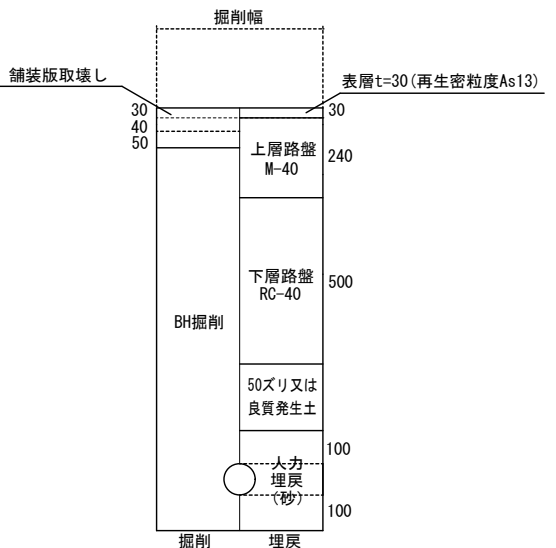


町道・県道 3 層車道（本復旧）



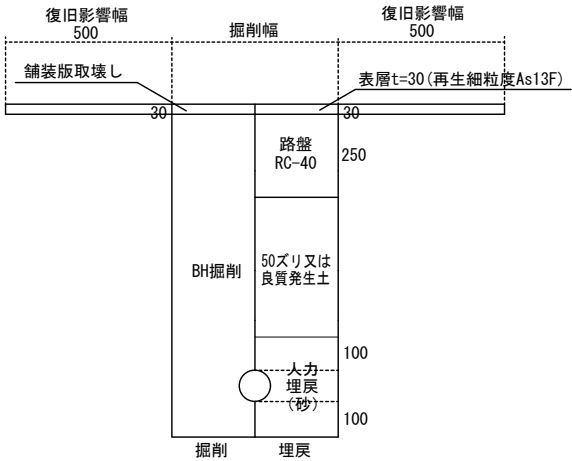
※影響幅は監督職員と協議すること。

町道・県道 3 層車道（仮復旧）



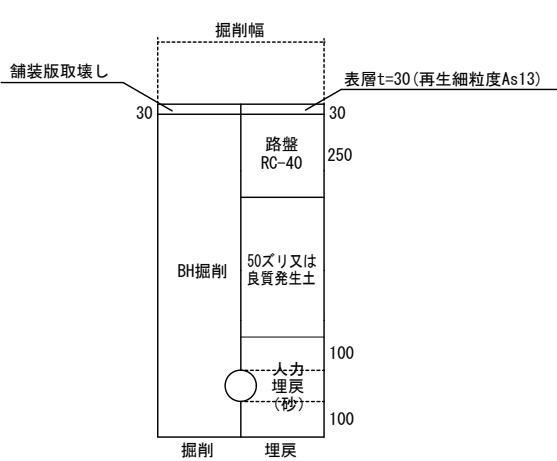
別図 6－1 舗装復旧標準断面図（2）

町道・県道歩道（本復旧）

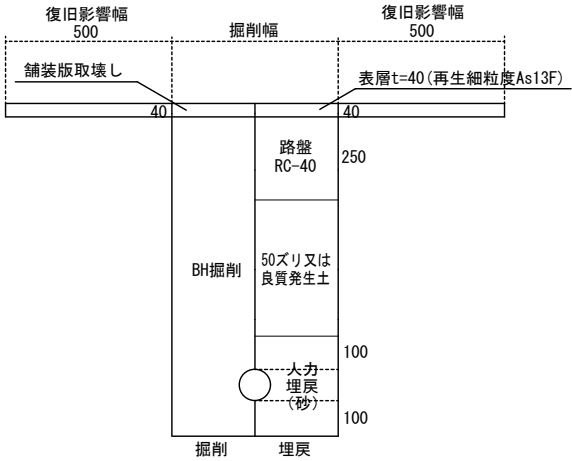


※影響幅は監督職員と協議すること。

町道・県道歩道（仮復旧）

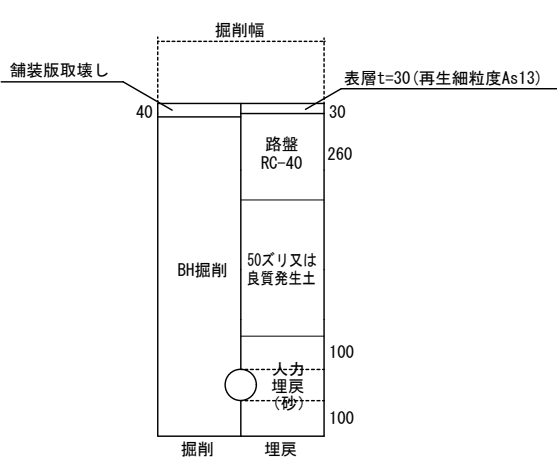


国道歩道（本復旧）



※影響幅は監督職員と協議すること。

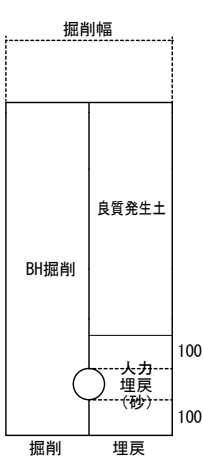
国道歩道（仮復旧）



砂利道（町道等）



砂利道（民地等）



第7章 管布設接合工

7-1 配水管技能者

1. ダクティル鑄鉄管の配管工事に従事する技能者は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 一般継手の施工については、(公社)日本水道協会の配水管技能者名簿に「一般」で登録されている者。
 - (2) 耐震継手の施工については、(公社)日本水道協会の配水管技能者名簿に「耐震」で登録されている者。
 - (3) 大口径(500mm以上)の施工については、(公社)日本水道協会配水管技能者に「大口径」で登録されている者。
2. 水道配水用ポリエチレン管の配管工事に従事する技能者は、POLITEC等(会員メーカー含む)が主催する水道配水用ポリエチレンパイプ管施工講習会の修了者とする。
3. 受注者は、配管工事に従事する技能者の登録証の写しを添付し、技能者届(様式第9号)及び技能者経歴書(様式第10号)を監督職員に提出しなければならない(第2章2-4技能者届)。
4. 技能者は、管の布設及び継手接合等に当たり、主体的に業務を行わなければならない。

7-2 管の取扱い

管の積み下ろし及び運搬にあたっては、管を損傷させないように十分注意して行わなければならない。

7-3 管の据付け

1. 管の内外面に損傷等の欠陥が無いことを確認すること。
2. 管の据付けにあたっては、管内部を十分清掃し、水平器、水系等を使用し中心線及び高低を確認した上、正確に据え付けなければならない。
3. 管の据付けには、管に影響を与えないように十分床均しを行うこと。ただし、軟弱地盤等でやむを得ず枕木を使用しなければならない場合は、点支持にならないように配慮しなければならない。
4. 一日の布設作業終了後は、管内に土砂、汚水等が流入しないよう必要な措置をとらなければならない。また、管内にはウエス・工具類等置き忘れの無いよう十分注意しなければならない。

7-4 既設埋設物との交差

新設管が既設埋設物と交差又は近接する場合は、原則として30cm以上の間隔を保つようにすること。ただし所定の間隔が保持できない場合は、監督職員の指示に従い、必要な措置を講じなければならない。

7-5 管の切断

1. 管の切断にあたっては、所要の切管長及び切断箇所を正確に定め管軸に対して直角に切断しなければならない。
2. ダクトイル鋳鉄管の切断は、切断面のバリをヤスリ等で取り除き、水道用ダクトイル鋳鉄管合成樹脂塗料（JWWA K 139）に適合した塗料を塗布すること。また、硬化乾燥するまでに時間を要することから、施工に際しては十分留意すること。

硬化時間の目安

気 温	10℃	20～30℃
乾燥時間	30分	15分

3. ダクトイル鋳鉄管の切管の最小寸法は、概ね1mとする。
ただし、現地でそれ以下の有効長の直管が必要になる場合があるため、ダクトイル鋳鉄管GX形、NS形、K形の切管最小寸法を以下に示す。

ダクトイル鋳鉄管の切管最小寸法

呼び径	GX形				NS形		K形	
	切管ユニット使用		切管挿口リング使用		甲切管	乙切管	甲切管	乙切管
	甲切管	乙切管	甲切管	乙切管				
75	660	770	700	770	800	810	640	560
100	660	770	720	770	810	820	650	580
150	680	770	740	770	840	860	650	580
200	680	770	740	770	840	860	660	580
250	680	770	740	770	840	860	660	580
300	720	820	760	820	960	1000	660	580
350	－	－	970	1010	970	1010	660	580
400	－	－	970	1020	970	1020	660	580
500	－	－	－	－	910	1010	790	700

4. 水道配水用ポリエチレン管の切断は、削り残しや切削むらの確認を容易にするため、切削面をマーキングし、スクレーパを用いて管端から標線まで管表面を切削する。切削は、不十分な場合は融着不良となる場合があるため完全に切削すること。

7－6 継手の接合

1. ダクトイル鋳鉄管の継手部（K形、NS形、GX形等）の接合は、日本ダクトイル鉄管協会発行の接合要領書によらなければならない。なお、ダクトイル鋳鉄管GX形、NS形の継輪の接合の際は、次の標準間隔をとるものとする。

ダクタイル鋳鉄管継輪の標準間隔

呼び径	GX形	NS形
75	190	220
100	200	220
150	240	250
200	250	250
250	250	250
300	300	300
350	300	300
400	300	300
500	－	260

2. 切管挿口に塗布する防食塗料は、JWWA K 139に適合した液性エポキシ樹脂塗料であること。このとき、液性アクリル塗料の鋳鉄管外面補修用塗料や一般のスプレーペイント等は使用しないこと。
3. 滑材は、ダクタイル鋳鉄管継手用滑材（JDKA Z 2002）を使用しなければならない。
4. 水道配水用ポリエチレン管の継手部の接合（EF接合及びメカニカル接合）は、POLITECの水道配水用ポリエチレン管継手施工マニュアルによるものとする。

7－7 接合部の清掃

1. ダクタイル鋳鉄管の接合作業に先立ち、挿口外面の端面からNS形、GX形の場合約30cm、K形の場合約40cmの部分、及び受口内面・溝等に付着している油・砂・滑剤・その他の異物等をきれいに取り除くこと。

また、ゴム輪及びボルト・ナットは十分清掃してから使用しなければならない。特にGX、NS形の場合、ゴム輪の当たり面に付着した水もふき取ること。

2. 水道配水用ポリエチレン管の接合作業に先立ち、管の切断面とEFソケット（又は接合する継手の受口）の内面全体をエタノール又はアセトンをしみ込ませたペーパータオルで清掃すること。

7－8 ボルト・ナットの締付け

各ボルトを締付ける場合は、ナットを各々対角に順次少しずつ締め、管体と押輪との間隔が均一になるよう十分注意しながら行い、これを繰り返して完全な締付けを行わなければならない。

7－9 トルクの確認

配水管の継手接合終了後は、全部のボルトが規定の締付けトルクに達しているかトルクレンチを用いて確認し、継手チェックシートを監督職員に提出しなければならない。

メカニカル継手用ボルトの締付けトルク

ボルト寸法	締付けトルクN・m(kgf・cm)	使用管径(mm)
M16	60 (600)	75
M20	100 (1000)	100～600

注1：GX形 G-Link及びP-Linkの“押しボルト”の締付けトルクは、100N・mとする。

注2：離脱防止金具の“押しボルト”の締付けトルクは、ボルト径に応じてメーカーの仕様による。

大平面座形フランジ継手用ボルトの締付トルク

ボルト寸法	締付けトルクN・m(kgf・cm)	使用管径(mm)
M16	60 (600)	75～200
M20	90 (900)	250・300
M22	120 (1200)	350・400
M24	180 (1800)	450～600

7-10 不平均力対策

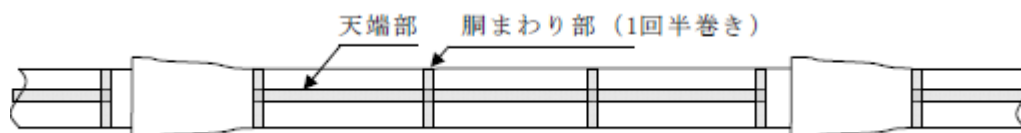
1. 不平均力のかかる異形管については、離脱防止継手（NS形、GX形接合）または離脱防止金具（K形特殊押輪（離脱防止力3DkN）等）を使用する。
2. 使用する際は、別添参考資料①「一体化長さ早見表」にある値以上の長さを一体化するように管割を行なうものとする（日本ダクトイル鉄管協会「NS形・SⅡ形・S形ダクトイル鉄管管路の設計（JDPA T 35）」、「GX形ダクトイル鉄管 管路の設計（JDPA T 57）」参照）。
3. 一体化長さが50m以上になる場合は、原則としてコンクリート防護を併用するものとする。

7-11 管明示テープ

道路に埋設するφ75mm以上の管には、他埋設物との誤認、あるいは事故回避のため、指定の管明示テープを貼らなければならない。

管明示テープは管周りを清掃した後、天端及び胴まわりに貼るものとする。

なお、胴まわりに貼る場合、管長が4mの場合は3箇所、5～6mの場合は4箇所とし、1回半巻きを標準とする。



7-12 埋設標識シート

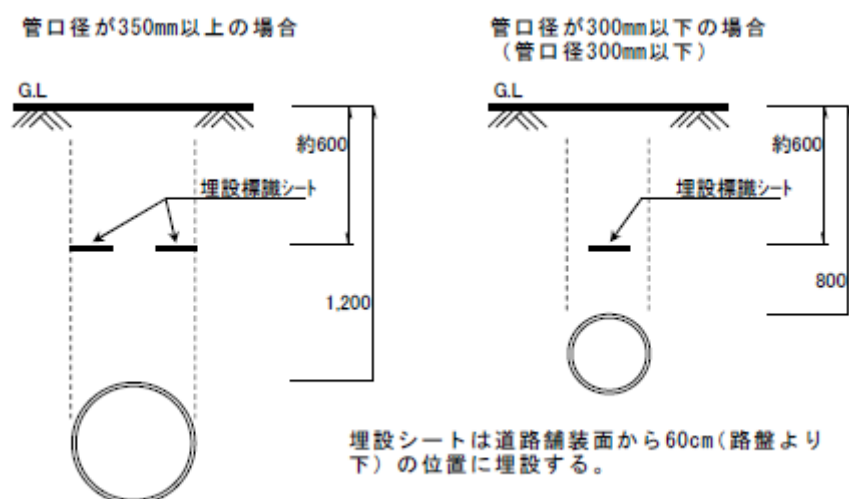
1. 埋設標識シートは、一般交通の用に供される車道・歩道等に布設する配水管及び給水管の管上に設置するものとし、土被り60cm程度の位置（下層路盤の下側など）に

設置する。埋設深度（土被り）が1.2m未満の場合は、「浅埋」と記入されたものを使用するものとする。ただし、部分的に1.2m以上となる場合は、同一の材料を使用しても良い。

2. 管口径が350mmを超える場合（埋設深度1.2m）は、下図のとおり埋設標識シートを横に2条設置するものとする。

3. 埋設標識シートは、使用する管材の材質により、次のものを使用しなければならない。

管種	材質	色	シート幅	備考
金属製の管材 (ダクタイル鋳鉄管、鋼管等)	ポリエチレン	青/白文字	400mm	2倍折込 エコ製品
非金属製の管材 (ポリエチレン管、塩ビ管等)	ポリエチレン /表面アルミ	青/白文字	150mm	2倍折込 エコ製品



7-13 管洗浄工

1. 管内の洗浄については、着工前に監督職員と協議の上、計画準備しなければならない。

2. 管洗浄は、原則としてポリピッグ工法によること。ただし、ポリピッグ工法が不適当な場合は、監督職員の指示に従うこと。排水弁や消火栓からの排水による洗浄の場合は、濁りと残留塩素濃度の確認を行うこと。なお、ポリピッグ工法については、要領4「ポリピッグを用いた管内洗浄作業要領」を参考とすること。

3. 大量の水を放水するので、排水溝等の下流を十分点検し、排水に支障の無いように配慮しなければならない。

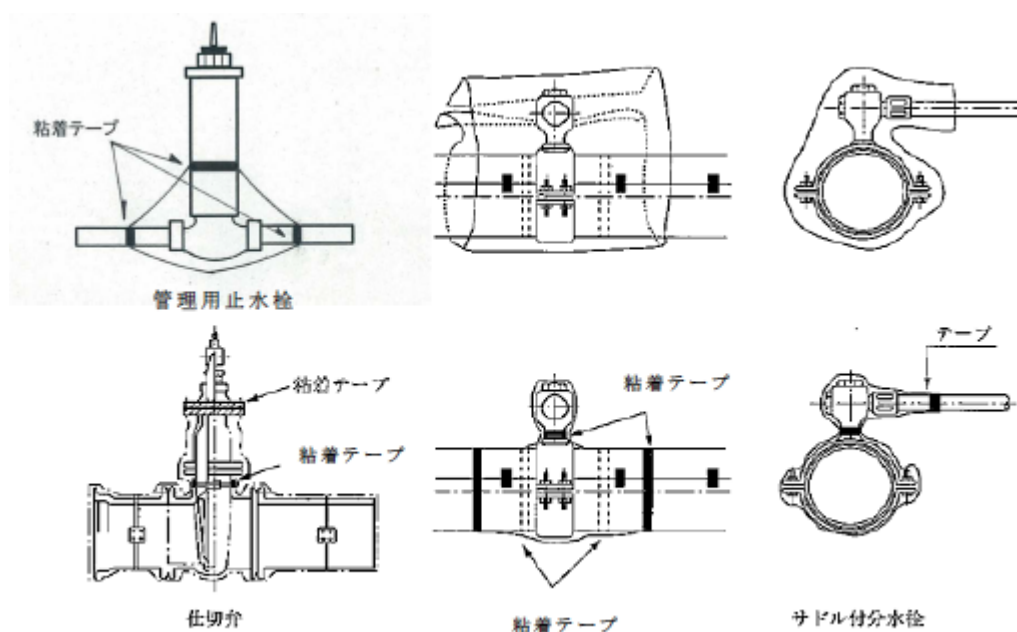
4. 管洗浄作業を行った場合は、DPD試薬を用いて残留塩素濃度の測定を行い、残留塩素濃度が0.1mg/l以上であることを確認した後に作業を終了しなければならない。

7-14 水圧試験

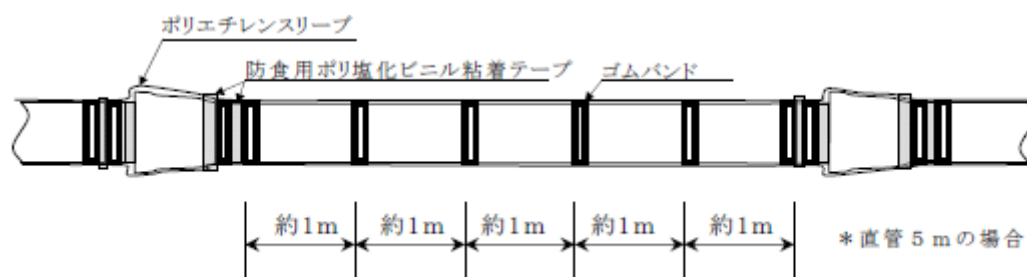
受注者は、配管作業完了後又は監督職員が必要と認めたときは、監督職員の立会いのもと水圧試験を行うものとする。試験水圧は、0.75MPaで30分間以上保持を標準とするが、設計水圧が0.75MPaを超える場合等、監督職員の指示に従うものとする。

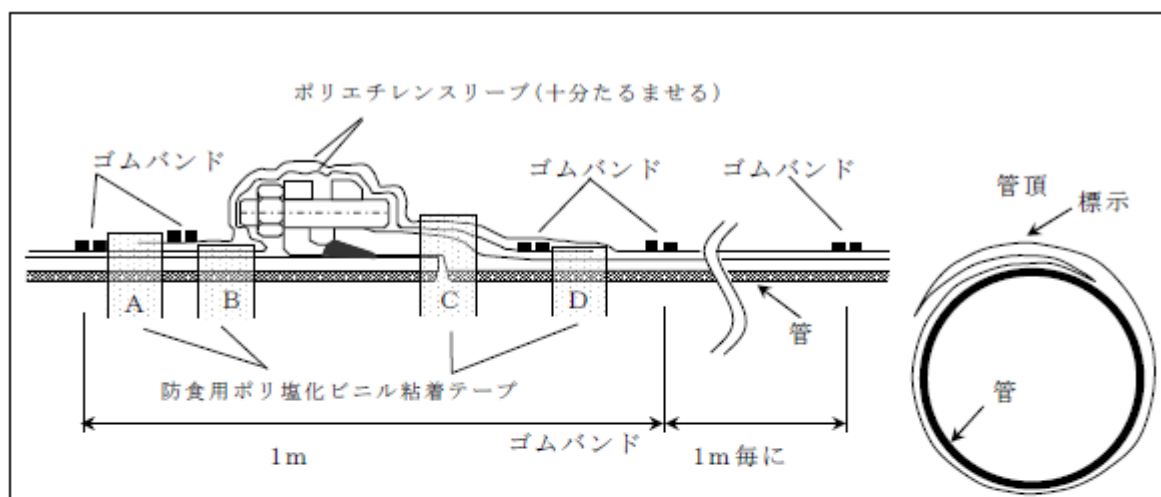
7-15 ポリエチレンスリーブ等の設置

管布設の際、管及び仕切弁、サドル分水栓等の付属設備について、次の図のとおり電食防止及び腐食防止（ポリエチレンスリーブ）の処置を行うものとする。



- (1) ダクタイル鋳鉄管のポリエチレンスリーブの施工については、次の図及び「ダクタイル管用ポリエチレンスリーブ施工要領書」（日本ダクタイル鉄管協会）によること。





- ※ ポリエチレンスリーブは鋳鉄管に密着させ、折り重ね部（3重部）及び標示部を管頂にくるようにする。
- ※ 管の継ぎ手部分等においては、ポリエチレンスリーブを十分にたるませること。
- ※ ポリエチレンスリーブ端部となるA・D及びB・Cはゴムバンドの外、防食用ポリ塩化ビニル粘着テープでしっかり固定し、地下水の浸入を防止すること。
- ※ 管路が傾斜している場合は、スリーブの継ぎ目から地下水等が流入しないように、流向に対して重ね合わせる。
- ※ 直管部は1m毎にゴムバンドで固定すること。

(2) 水道配水用ポリエチレン管において有機溶剤等の浸透を防止するために、浸透防止スリーブを施工することとし、施工方法についてはPOLITEC等の施工手順書によること。

7-16 不断水分岐工及び不断水栓設置工

1. 不断水による分岐工事及び栓の設置の際は、工事に先立ち、穿孔箇所を正確に定めるとともに、穿孔工事の実施時期について、監督職員と十分な打ち合わせを行い、工事に支障のないように留意すること。
2. 使用する穿孔機は、機種、性能をあらかじめ監督職員に報告し、確認を受けるとともに、使用前に点検整備を行うこと。
3. 割T字管は、枝管部を水平に設置することを原則とし、これによらない場合は必ず監督職員の指示を受けること。
4. 穿孔は、既設管に割T字管及び必要な仕切弁を基礎上に受け台を設けて設置し、水压試験（試験水压1.0Mpaで5分間以上保持）を行い、漏水のないことを確認してから行うこと。
5. 穿孔機の取付けにあたっては、支持台を適切に設置し、割T字管に余分な応力を与えないようにすること。
6. 穿孔後は、切りくず、切断片等を管外に排出した上、管を接続すること。
7. 不断水分岐工の際は、不断水分岐用コアを設置すること。ただし、分岐する非金属

管（塩ビ管、水道配水用ポリエチレン管等）の場合は、不要とする。

7-17 伏越し工

1. 施工に先立ち、関係管理者と十分協議し、安全確実な計画の下に迅速に施工する。
2. 河川、水路等を開削で伏越す場合は、次による。
 - (1) 伏越しのため、水路、その他を締切る場合は、氾濫の恐れがないよう水樋等を仮設し、流水の疎通に支障がないように施工する。

また、鋼矢板等で仮締切りを行う場合は、止水を十分に行い、作業に支障がないようにする。
 - (2) 降雨による河川水位の増大に備えて、対策を事前に協議し、予備資材等を準備しておく。
3. 既設構造物を伏越しする場合は、関係管理者の立会いの上、指定された防護を行い、確実な埋戻しを行う。

7-18 軌道下横断工

1. 工事に先立ち、当該軌道の管理者と十分な協議を行い、安全確実な計画の下に迅速に施工する。
2. 車両通過に対し、十分安全な軌道支保工を施す。
3. コンクリート構造物は、通過車両の振動を受けないよう支保工に特別の配慮を払う。
4. 踏切地点及び交差点の場合は、常時完全な覆工を行う（第5章5-10覆工）。
5. 当該軌道管理者から指示があった場合は、直ちに監督職員に報告してその指示を受ける。
6. 工事中は監視員を配置し、車両の通過に細心の注意を払う。また、必要に応じて沈下計、傾斜計を設置し、工事の影響を常時監視する。
7. 受注者は、監督職員が指定した軌道横断箇所に埋設表示杭を設置する。

7-19 水管橋架設工（添架管）

水管橋の架設については、別に特記仕様書に定める場合を除き、次による。

1. 架設に先立ち材料を再度点検し、塗装状況、部品、数量等を確認し、異常があれば監督職員に報告してその指示を受ける。
2. 架設にあたっては、事前に橋台、橋脚の天端高及び支間を再測量し、支承の位置を正確に決めてアンカーボルトを埋め込むものとする。アンカーボルトは水管橋の地震時荷重、風荷重等に十分耐えるよう、堅固に取付ける。
3. 固定支承、可動支承部は設計図に従い、各々の機能を発揮させるよう正確に据付ける。
4. 伸縮継手は正確に規定の遊びきを持たせ、しゅう動形の伸縮継手については、ゴム輪に異物をはさまないように入念に取付ける。
5. 仮設用足場は、作業及び検査に支障のないよう安全なものとする。
6. 設置した水管橋の上を人が侵入又は歩行する恐れがある場合は、安全のため、歩行

防止柵等を設置する。

7. 振動等による管の損傷等を防止するため、架設から外れた埋設部分をコンクリート等で防護する。管がコンクリート防護内に配管される部分は、電食等による腐食を防止するため、適切な処置を講じる。
8. 鋼製水管橋の架設及び外面塗装は、各々WSP027（水管橋工場仮組立及び現場架設基準）、WSP009（水管橋外面防食基準）による。

7-20 電食防止工

電食防止の施工にあたっては、次の項目により行う。

- (1) 管の塗覆装に傷をつけないように注意する。
- (2) コンクリート構造物の鉄筋と管体が接触することのないよう、電氣的絶縁に留意する。
- (3) 水管橋支承部には、絶縁材を挿入して管と橋台の鉄筋が直接接しないように施工する。
- (4) 外部電源装置を設置する場合は、配線工事は「電気設備に関する技術基準を定める省令」(経産省令第52号) 及び「電気設備の技術基準の解釈」(社団法人日本電気協会編)による。
- (5) 電食防止装置の設置完了後は、全装置を作動させ、管路が適正な防食状態になるように調整を行う。

7-21 充填工

1. 充填工を実施する際は、工事に先立ち、充填箇所及びプラントの位置を正確に定めるとともに、工事の実施時期について、監督職員と十分な打ち合わせを行い、工事に支障のないように留意すること。
2. 充填材は流動化充填材を基本とし、仕様は以下のとおりとするが、これによらない場合は監督職員と協議し決定すること。

充填材仕様

流動化材	水	圧縮強度
セメントベントナイト系	混練水	1 N/mm ² 以上

3. 使用する充填材の基本配合、配合順序等を遵守すること。
4. 充填する際は、空隙が生じない様、留意すること。
5. 作業時は充填量（注入量）の管理を行い、注入圧、周辺状況を確認すること。

第 8 章 付属施設

8－1 弁室の構造

付属施設の仕様は、設計図書に記載のある場合を除き、別添の各標準図によるものとする。

標準図① 地上式消火栓

標準図② 地下式消火栓

標準図③ 空気弁

標準図④ 仕切弁

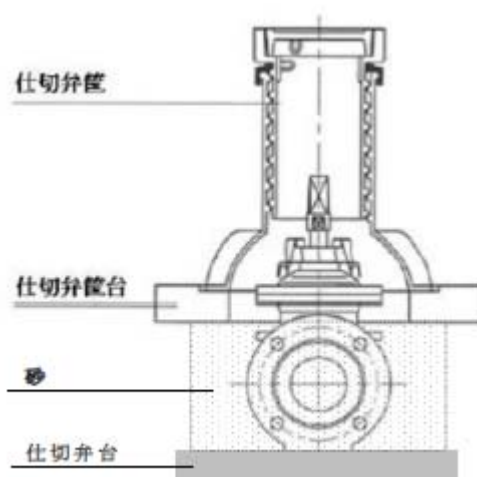
8－2 鉄蓋の仕様

付属施設に使用する鉄蓋の仕様は、設計図書に記載のある場合を除き、次を標準とする。

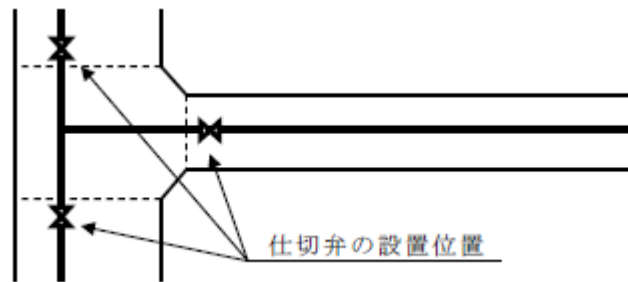
鉄蓋	道路種別
T－14	歩道
T－25	車道

8－3 仕切弁の設置

- 1．仕切弁台は管路布設方向に対して横向きに設置し、1枚の仕切弁台に台座部が収まらない場合は、仕切弁台を2枚使用する。
- 2．仕切弁は、仕切弁台の上に垂直に設置し、周辺は砂で防護する。
- 3．仕切弁筐は、基礎を十分に締め固め、仕切弁筐台を設置し、その上部に筐を設置する。

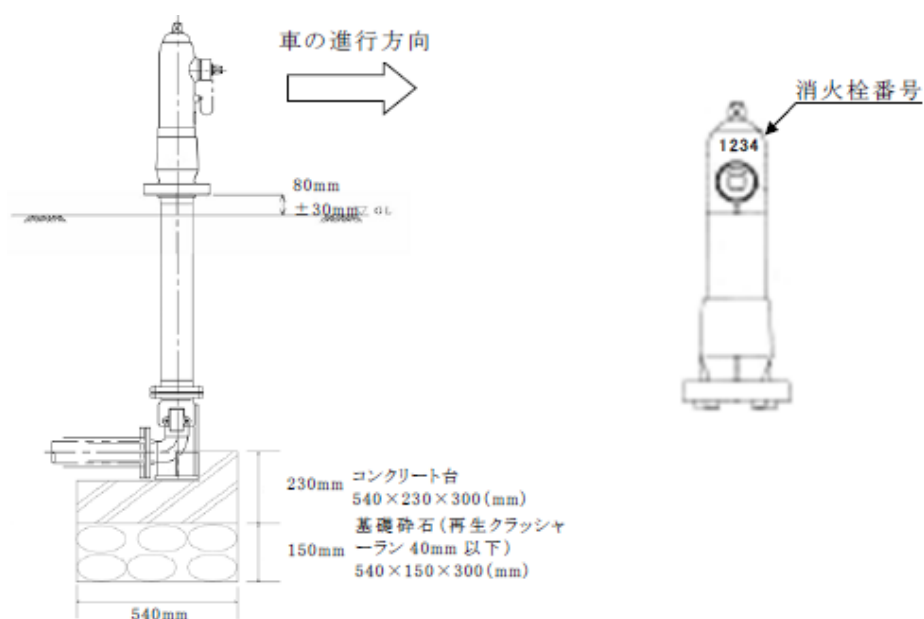


4. 仕切弁を道路内に設置する場合は、交差点（隅切を結んだ線）の外側に設置することを原則とする。



8－4 地上式消火栓の設置

1. 消火栓の設置箇所は、消防活動に便利な箇所とするが、横断歩道付近、車の出入口付近等、車両又は歩行者の通行に支障となる位置は避け、設置にあたっては付近住民の了解を得なければならない。
2. 地上式消火栓設置の際は次図を標準とし、消火栓本体フランジ部をボルトナットの取外しができるように、地面から8cm離して設置すること。ただし、それにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。
3. 地上式消火栓設置の際は、消火栓台の下厚さ15cmに基礎碎石（クラッシャーラン80mm以下）を充填し、水抜口（排水弁）まわりは碎石（クラッシャーラン40mm以下）を充填しなければならない。
4. 地上式消火栓設置の際は、監督職員の指示により消火栓番号を放水口の真上に標示すること。
5. 地上式単口消火栓の放水口の向きは、車の進行方向を原則とする。
6. 消火栓は垂直に設置すること。
7. 排水装置が目詰まりしない様に、スリーブ等を設置すること。



8－5 地下式消火栓の設置

1. フランジ付T字管の布設にあたっては、管芯を水平に保ち、フランジ面が水平になるように設置すること。
2. 地下式消火栓及び補修弁の設置に先立ち、弁の開閉方向を確認するとともに、弁体の異常の有無を点検すること。
3. 地下式消火栓には、原則ボール式の補修弁を設置することとし、これにより難しい場合は監督職員の指示によること。
4. 地下式消火栓の取付けにあたっては、地表面と消火栓本体最頂部との間隔を150mm～250mm程度となるように、フランジ短管等により調整すること。なお、フランジ短管を使用する場合は、原則として補修弁の下に設置すること。
5. 設置完了時には、補修弁を「開」とし、消火栓は「閉」とすること。
6. 補修弁のレバーは、消火栓鉄蓋の蝶番とは反対側に設置し、消火栓カップリング側に倒したときに「開」とすること。なお、レジンコンクリート製ボックスの設置については、レバーの開閉作業に支障とならない配置とすること。

8－6 空気弁の設置

1. 空気弁及び補修弁の設置にあたっては、8－5地下式消火栓の設置に準ずること。
2. 空気弁には、原則ボール式の補修弁を設置することとし、これにより難しい場合は監督職員の指示によること。
3. 設置完了時には、補修弁及び空気弁を「閉」とすること。ただし、通水後は原則として「開」とすること。
4. 水管橋等露出の水道管に空気弁を設置するときは、凍結防止対策を講じること。

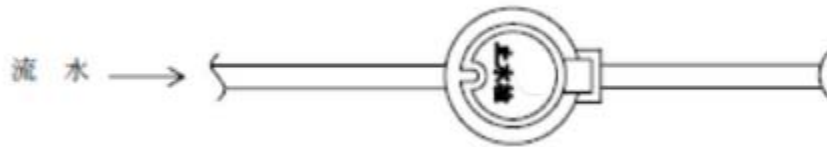
第9章 給水管切替工

9-1 給水管の切替

1. 給水管（口径13mm～50mm）の切替は、「矢巾町給水装置工事の手引き」の標準配管図を標準とする。なお、配水管が耐震管で整備された場合の口径30mm以上の給水切替工は、第一止水弁（仕切弁）までの配管は耐震化を図ることを標準とする。
2. 公道内での管の継足しは原則として、行なわないものとする。
3. 穿孔箇所には、穿孔断面の防食及び保護のため、密着コアを設置する。
4. その他の事項については、「矢巾町給水装置工事の手引き」によるものとする。

9-2 止水栓及び給水用仕切弁の設置

1. 給水管の第1止水栓の設置箇所は、原則として官民境界線から1m以内を標準とする。ただし、それにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。
2. 止水栓筐の蓋の向きは、次図のとおりとする。



9-3 給水切替及び切離しの報告

給水切替が生じた場合、受注者は工事週報（様式第15号）に給水切替及び切離しの配管図を記載すること。

9-4 給水装置工事配管技能者

1. 給水装置工事に従事する技能者は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) （公財）給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事配管技能検定会の検定合格者又は給水装置工事配管技能者講習会の修了者。
 - (2) 給水装置工事配管技能者認定協議会が認定対象とする資格を有する者。
2. 受注者は、給水装置工事に従事する技能者の合格証書又は合格者証（修了者証又は認定証）の写しを添付し、技能者届（様式第9号）及び技能者経歴書（様式第10号）を監督職員に提出しなければならない（第2章2-4技能者届）。
3. 技能者は、給水装置工事の施工にあたり主体的に業務を行わなければならない。

第10章 工事現場等に掲げる標識類

10-1 義務

建設業法等により、受注者は標識類の掲示が義務付けられていることから、工事現場等に標識類を掲げなければならない。

10-2 掲示必須の標識類

1. 建設業許可票

25cm以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	国土交通大臣 許可()第 号		
		知事		
	許可年月日			
35cm以上				

- (1) 掲示場所：公衆の見やすい場所
- (2) 標識寸法：(縦)25cm以上×(横)35cm以上
- (3) 掲示根拠：建設業法第40条、建設業法施行規則第25条
- (4) 留意事項

ア「専任の有無」は、専任の場合は「専任」、専任にいていない場合は「非専任」と記載する。

イ「資格者証交付番号」は、監理技術者が専任の場合、資格者証の交付番号を記載する。

ウ「許可を受けた建設業」は、当該現場で行っている工事で許可を受けた建設業を記載する。

2. 労働保険関係成立票

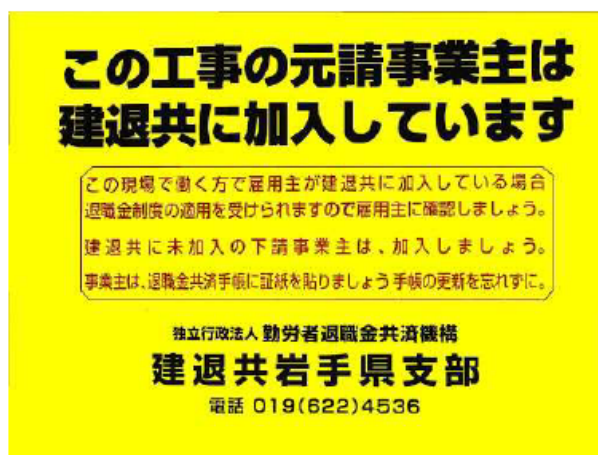
25cm以上	労災保険関係成立票	
	保険関係成立年月日	
	労働保険番号	
	事業の期間	自令和 年 月 日
		至令和 年 月 日
	事業主の住所氏名	
	注文者の氏名	
	事業主代理人の氏名	
35cm以上		

4. 下請負人に対する通知（下請契約のある工事）

（例） 下請負人となった皆様へ この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、延滞なく、工事現場内建設ステーションまで、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を提出してください。 一度通知した事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して同様の書類を提出してください。 〇〇建設株式会社
--

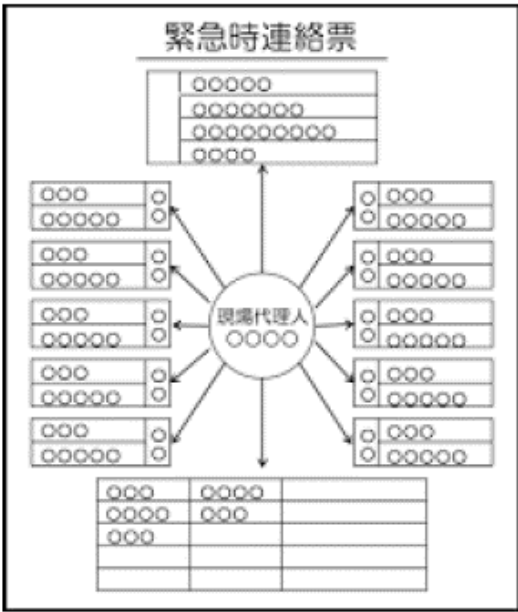
- （1） 掲示場所：工事現場の見やすい場所
- （2） 標識寸法：規定なし
- （3） 掲示根拠：建設業法施行規則第14条の3

5. 建設業退職金共済制度適用事業主の現場標識



- （1） 掲示場所：現場事務所や工事現場の出入り口など見やすい場所
- （2） 標識寸法：大（A3判）・小（A4判）のシールのいずれか
- （3） 掲示根拠：建退共制度改善方策について（平成11年3月18日労働省、建設省、建退共本部）
公共工事の入札及び適正化を図るための措置に関する指針
第2措置5（3）ハ

6. 緊急時連絡表



- (1) 掲示場所：現場事務所や工事現場の出入り口など見やすい場所
- (2) 標識寸法：規定なし
- (3) 掲示内容：関係連絡先、担当者（現場代理人）、電話番号
- (4) 掲示根拠：土木工事安全施工技術指針第4節工事現場管理5(3)
労働安全衛生規則第642条の3

7. 作業主任者

(単独と一覧表の例)

**型わく支保工の組立て等
作業主任者の職務**

1. 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
2. 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取除くこと。
3. 作業中、安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

作業主任者 氏 名	
--------------	--

＋作業主任者一覧表

作業区分	氏 名
地山の掘削作業主任者	
土留作業主任者	
土留支保工作業主任者	
型わく支保工組立て等作業主任者	
コンクリート造工作物の組立等作業主任者	

作業主任者の共通職務

1. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮し、作業状況を監視する。
2. 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 安全帯、保護帽等安全用具の使用状況の監視、点検をする。
4. 安全作業は労働者の作業時間と作業環境を適確に管理し、労働者の健康防止に努める。

- (1) 掲示場所：作業場の見やすい箇所
- (2) 標識寸法：規定なし
- (3) 掲示根拠：労働安全衛生法第14条、労働安全衛生規則第18条
労働安全衛生法施工令第6条

1. 道路使用許可書

(2) 揭示根拠：道路使用許可条件

2. 有資格者一覽表等

- 55 -

< 要 領 >

要領 1 施工計画書作成要領

要領 2 工事写真の整理及び撮影要領

要領 3 工事完成図作成要領

要領 4 ポリピッグを用いた管内洗浄作業要領

要領 1 施工計画書作成要領

1. 適用

この要領は、受注者がどのような工法、工程及び組織等で施工するかを明らかにするため、契約及び現場条件の検討を行い、矢巾町上下水道課に提出する施工計画書の標準項目を定めるものである。

2. 施工計画書の作成及び提出

受注者は、工事着手前に工事請負契約書及び設計図書に基づき、工事目的物を完成するために必要な手順や工法等について、契約締結後20日以内に施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

この場合、受注者は施工計画書に次の事項について記載しなければならない。ただし、受注者は簡易な工事（漏水修繕工事等）においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略して作成することができる。

3. 標準項目

(1) 工事概要

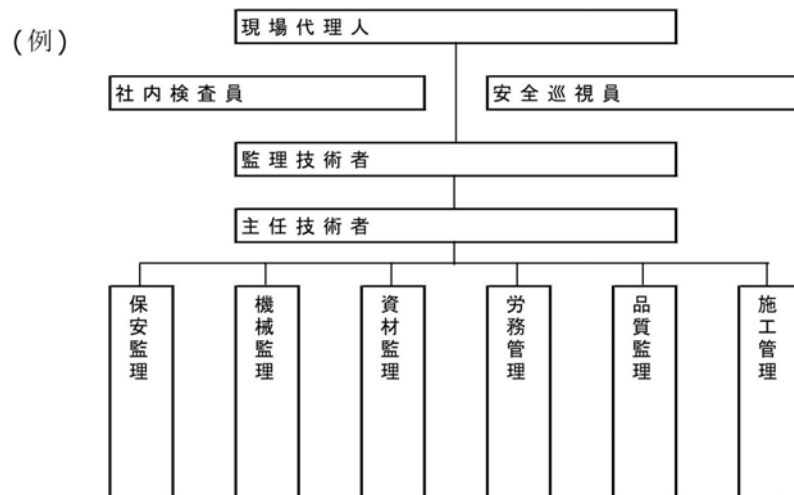
主要事項（工事名・工事場所・工期・請負金額・発注者・受注者・工事内容）程度の内容を記載する。

(2) 計画工程表

各種別について作業の始めと終わりがわかるネットワーク、バーチャート等で作成する。なお、契約時に締結する工程表の写しでも良いものとする。

(3) 現場組織図

現場組織図は、現場における組織の編成及び命令系統並びに業務分担がわかるように記載し、監理（主任）技術者、専門技術者を置く工事についてはそれを記載する。



(4) 主要機械（機械名、形式性能、台数等）

工事に使用する機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）で、主要なものについて記載する。

(5) 主要資材（材料名、品質、規格、数量等）

工事に使用する資材で、主要なものについて記載する。

(6) 施工方法

該当工種における作業フローを記載し、各作業段階における以下の事項について記述

する。なお、作業フローを記述する際には、工事箇所の作業環境（周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況等）や施行時期を踏まえて、施工上の留意事項や制約条件（施工時期、作業時間、交通規制、自然保護）を考慮して記述しなくてはならない。

ア．準備工（測量、調査、試験堀、材料手配、道路使用許可、工事協力広報）

イ．土工（舗装切断工、掘削工、土留工、埋戻工、舗装仮復旧工等）

ウ．管布設工（布設工、消火栓設置工、給水管切替工、水圧試験、管洗浄等）

エ．舗装復旧工（仮復旧、本復旧等）

（７） 施工管理計画

設計図書及び基準１「水道工事施工管理基準」に基づき、その管理方法を記述する。

ア．工程管理

ネットワーク、バーチャート等の管理方法のうち、何を使用するかを記述する。

イ．出来形管理

基準２「水道工事出来形管理基準」に基づき、管理測点、寸法計測位置について記述する。また、該当工種がないものについては、あらかじめ監督職員と協議して定める。

ウ．品質管理

基準３「水道工事品質管理基準」に基づき、試験又は測定的项目、頻度、回数、規格値等を記入した品質管理計画を作成する。

エ．写真管理

要領２「工事写真の整理及び撮影要領」に基づき、写真管理撮影位置及び回数について記述する。

（８） 安全管理

安全管理に必要なそれぞれの責任者や活動方針について記述する。

また、事故発生時における関係機関や被災者宅等への連絡方法や救急病院等についても記述する。

ア．工事安全管理対策

①安全管理組織（安全協議会の組織等も含む）

②危険物を使用する場合は、保管及び取扱いについて

③その他必要事項

イ．第三者施設安全管理対策

家屋、商店、鉄道、ガス、電気、電話等の第三者施設と近接して工事を行う場合の対策。

工事現場における架空線等の上空施設については、事前の現地調査の実施（種類、位置等）について記載する。

ウ．工事安全教育及び訓練についての活動計画

毎月行う安全教育・訓練の内容を記述する。

（９） 緊急時の体制及び対応（警察、消防、労基、道管、病院、電力、NTT、ガス等）

大雨、強風等の異常気象又は地震、水質事故、工事事務などが発生した場合に対する組織体制及び連絡系統を記述する。

（１０） 交通管理

工事に伴う交通処理及び交通対策について記述する。

迂回路を設ける場合には、迂回路の図面及び安全施設、案内標識の配置図並びに交通整理員等の配置について記述する。

また、具体的な保安施設配置計画、道路部及び出入口対策、主要材料の搬入・搬出経路、積載超過運搬防止対策等について記述する。

(11) 環境対策

工事現場地域の生活環境の保全と円滑な工事施行を図ることを目的として、環境保全対策について関係法令に準拠して次のような項目の対策計画を記述する。

- ア．騒音、振動対策
- イ．水質汚濁
- ウ．ゴミ、ほこりの処理
- エ．事業損失防止対策（家屋調査、地下水観測等）
- オ．産業廃棄物の対応
- カ．その他

(12) 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関して、次のような項目の計画を記述する。

- ア．仮設関係
- イ．安全関係
- ウ．営繕関係
- エ．イメージアップ対策の内容
- オ．その他

(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

- ア．再生資源利用計画書
- イ．再生資源利用促進計画書
- ウ．指定副産物搬出計画（マニフェスト等）

(14) その他

その他重要な事項について、必要により記述する。

- ア．官公庁への手続き（警察、市町村）
- イ．地元への周知
- ウ．休日

要領2 工事写真の整理及び撮影要領

1. 適用

この要領は、水道工事の写真撮影に適用する。

2. 工事写真の分類

工事写真は、次のように分類する。

- (1) 着手前及び完成写真（既設部分写真等を含む）
- (2) 施工状況写真
- (3) 安全管理写真
- (4) 使用材料写真
- (5) 品質管理写真
- (6) 出来形管理写真
- (7) 災害写真
- (8) その他（公害、環境、補償等）

3. 工事写真帳の大きさ

工事写真帳は、工事用アルバムA4サイズを標準とする（電子媒体を用いて写真を撮影した場合も同様とする）。なお、表紙には工事名、工期、請負者名等を記入すること。

4. 写真の色彩

写真はカラーとする。

5. 写真の大きさ

写真の大きさは、サービスサイズを標準とする。

ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。

- (1) 着手前、完成写真等はキャビネ版又はつなぎ写真とすることができる。
- (2) 異形ブロック等、同一の写真が多くなるものは代表写真を除き密着写真（ベタ焼き）とすることができる。
- (3) 監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。

6. 工事写真帳の提出部数及び形式

工事写真帳の提出部数及び形式は、次によるものとする。

- (1) 工事写真帳は、工事完成時に1部提出する。
- (2) 原本としては、ネガまたは電子媒体とする。
- (3) 監督職員の指示があった場合は、その指示による。

7. 工事写真の整理方法

工事写真の整理方法は、次によるものとする。

- (1) 工事写真の原本をネガで提出する場合は、密着写真とともにネガアルバムに、撮影内容等がわかるように整理し提出する。
- (2) 工事写真の原本を電子媒体で提出する場合は、基準4「デジタル写真管理情報基準」によるものとする。

- (3) アルバムの整理については、工事全体の流れがわかるものを作成し、工種毎に工事過程（着手前、施工状況、出来形管理、完成等）が容易に把握できるように整理する。
- (4) 同じ工種が繰り返すものについては、代表的な1サイクルの写真をアルバムに整理し、その他は必要に応じネガで整理する。
- (5) 施工状況、安全管理、使用材料、品質管理、出来形管理写真等は、それぞれ分類して整理する。

8. 工事写真の撮影基準

工事写真の撮影は、別表2-1「撮影箇所一覧表」に示すものを標準とする。

- (1) 写真撮影にあつては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写しこむものとする。
 - ①工事名
 - ②工種等
 - ③測点（位置）
 - ④設計寸法
 - ⑤実測寸法
 - ⑥略図

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

- (2) 特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度にて撮影するものとする。

9. 留意事項等

別表2-1「撮影箇所一覧表」の適用について、次の事項を留意するものとする。

- (1) 撮影項目、撮影頻度等は標準を示したものであるから、工事内容により必要に応じて増減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 配管状況撮影は作業日毎の配管状況が確認できるものとし、小黒板に配管図を記載し、全景を撮影するものとする。
- (4) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影しなければならない。
- (5) 公的機関で実施された品質証明書を保管、整備した場合には品質管理写真を省略することができる。
- (6) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等をアルバムに添付する。

別表 2 - 1 - (1) 撮影箇所一覧表(1)

番号	撮影種目	撮影要領	撮影箇所 整理枚数
(1)	工事着工前 工事完成	工事標識を入れた全景写真 施工前と完成後の状況を同一箇所から同一方向から撮影する	測点毎 (20m又は25m)
(2)	試掘調査	掘削した箇所について、その施設物の形状寸法及び深度等、黒板に記入して撮影する	各箇所
(3)	仮設設備 及び資材管理	工事用資材の保管状況及び工事用機械器具の管理状況（指定機械等がある場合はそれを証明する写真も撮影すること） 材料検査の立会状況	4枚程度 ／全体
(4)	保安施設	各種標識類及び保安施設の設置状況 保安要員等の交通整理状況	主要箇所
(5)	土留工	使用材料及び架設状況	各箇所
(6)	水替工	使用ポンプ及び排水状況	各箇所
(7)	覆工	覆工板の設置状況	各箇所
(8)	舗装版切断工	コンクリート、アスファルト舗装のカッター作業状況（スタッフ等により切断幅が確認できるもの）	2 測点毎 (40m又は50m)
(9)	床掘工	①機械床糧の状況 ②基面整正状況 ③スタッフ等により、幅、深さ等の出来形寸法が確認できるもの	2 測点毎 (40m又は50m)
(10)	残土処理工	①運搬積み込み（機械又は人力積み込み）の状況	2 測点毎 (40m又は50m)
		②残土捨場の状況 ③産廃処理場の処分状況	5 枚程度 ／全体
(11)	管防護砂埋戻工	スタッフ等により一層厚さ毎の出来形寸法が確認できるもの	2 測点毎 (40m又は50m)
(12)	埋戻工	①スタッフ等により埋戻材一層厚さ毎の出来形寸法が確認できるもの ②埋設標識シート設置状況	2 測点毎 (40m又は50m)
(13)	管布設工	①管内部清掃状況 ②管明示テープ貼付状況 ③トルクレンチの締付け状況 ④配管時状況（スタッフにより土被りの確認できるもの） ⑤ポリエチレンスリーブ（テープ、ゴムバンド含む）設置状況 ⑥管明示シート設置状況	2 測点毎 (40m又は50m)
		⑦管切断（溝切り）状況 ⑧溝ゲージ計測状況 ⑨切断面の塗料塗布状況 ⑩挿しロリング設置状況	切断箇所
		⑪異形管布設状況（全景） ⑫ライナ設置状況 ⑬既設管との連絡状況（全景） ⑭ガス管、NTTケーブルなどとの交差、近接状況及び寸法が確認できるもの	各箇所
(14)	管撤去工	①既設管・既設弁類（弁筐含む）の撤去状況 ②撤去材の集積及び処分状況	各箇所

別表 2 - 1 - (2) 撮影箇所一覧表(2)

番号	撮影種目	撮影要領	撮影箇所 整理枚数
(15)	不断水分岐工 不断水栓工	①材料検査 ②不断水割T字管又は不断水栓の設置状況 ③水圧試験状況 ④穿孔状況（穿孔片の確認含む） ⑤ポリエチレンスリーブ設置状況 ⑤完成写真（全景）	各箇所
(16)	消火栓設置工	①設置状況（全景） ②基準高（舗装仕上り面から上胴部最下面までの距離）が確認できるもの（地上式の場合）	各箇所
(17)	付属施設築造工	①仕切弁、空気弁等の据付け状況 ②付属金物（はしご、振止め金具、継足金物等）の取付け状況 ③レジンコンクリートボックス及び鉄蓋据付状況 ④表示板等の取付け状況（弁仕様、酸欠）	各箇所
(18)	鉄筋工 型枠工 コンクリート工	①掘削断面の出来形寸法の確認できるもの ②スタッフにより基礎砕石又はコンクリート構造物の幅、厚さの出来形寸法が確認できるもの ③型枠の据付け状況 ④鉄筋の径別配筋状況 ⑤コンクリートの現場試験状況 （空気量測定・生コン温度・塩化物イオン濃度測定・スランプ試験） ⑥コンクリートの強度試験状況 ⑦完成写真（全景）	各箇所
(19)	塗装工	①下地処理及び塗装状況 ②検査状況（膜厚、ピンホール、密着等） ③仕上り状況	各箇所
(20)	水管橋及び 橋梁添架	①材料検査 ②下部構造状況（「土工」「鉄筋工・型枠工・コンクリート工」による） ③添架・架設状況（吊り込み、組立て） ④削孔・定着状況（アンカー配置） ⑤管接合部検査状況 ⑥塗装（「塗装工」による）	各箇所
(21)	推進工	①刃口、支圧壁、推進設備の設置状況 ②材料検査（推進用管、さや管） ③掘削、残土搬出、裏込め注入作業、砂充填作業の状況 ④配管状況及び推進工施工状況	各箇所
(22)	給水管切替工	①スタッフにより土被りが確認できるもの ②スタッフにより出来形寸法が確認できるもの ③サドル分岐、管明示シート施工状況 ④止水栓及びメーターボックスの設置状況 ⑤配管状況が確認できるもの	各戸毎 (指示のある時は別途)
(23)	管洗浄工	①ポリピッグを挿入している状況 ②管によるポリピッグの排出状況 ③仮設配管状況	各箇所
(24)	水圧試験	①水圧試験状況（開始及び終了時間、試験水圧、自圧が確認できるもの） ②0 確認状況	試験毎

別表 2 - 1 - (3) 撮影箇所一覧表(3)

番号	撮影種目	撮影要領	撮影箇所 整理枚数
(25)	舗装仮復旧工	①舗装状況が確認できるもの ②スタンプ等により厚さが確認できるもの	2 測点毎 (40m又は50m)
(26)	舗装本復旧工 (土工)	舗装切断工 ①作業状況 掘削工 ①掘削状況 ②出来形寸法の確認ができるもの 路盤工 ①ローラ又はタンパによる転圧状況 ②スタンプにより厚さの出来形寸法の確認ができるもの	2 測点毎 (40m又は50m)
(27)	舗装本復旧工 (表層・基層)	①アスファルト乳剤散布状況 ②合材舗設状況 ③ローラ又はタンパによる転圧状況 ④合材の初期締固め時の温度確認	2 測点毎 (40m又は50m)
(28)	充填工	①使用充填材確認 (納入量確認) ②プラント全景 ③充填材注入配管 (起点側・終点側) ④練混状況 ⑤充填確認 (終点側) ⑥充填量確認 (充填後) (チャート紙又は充填材空袋)	各箇所

要領 3 工事完成図作成要領

1. 適用

- (1) この要領は、配水管及び付属構造物を新設、移設又は撤去する工事の受注者が、矢巾町上下水道課に提出する工事完成図（別図 3-2「完成図作成例」参照）を作成する際の基準を定めるものである。
- (2) 作図一般、記号、線の一般的用法その他この要領に定めのないものは、JIS (Z) 8310～8318 土木学会「土木製図基準」及びその他関係規格によること。

2. 工事完成図の作成

工事完成図は、完成検査時に作成提出する仮図を基に下図を作成し、監督職員の事前審査を受けた後、トレース仕上げ又は CAD により製図すること。

3. 図面の様式

- (1) 工事完成図の大きさは JIS P 0138（紙加工仕上寸法）A 1 判を標準とし、これにより難しい場合は A 列サイズから選択し、工事毎になるべく統一する。
- (2) 工事完成図は、別図 3-1「図面の様式」により輪郭線を設けること。

表 3-1 図面の大きさ (単位: mm)

大きさの呼び方	A 1	A 2	A 3
a × b	594 × 841	420 × 594	297 × 420

4. 作図表現

(1) 図面標題の表示

表題欄は、図面の右下隅に設置する。

表示する項目は、工事名・図名（図面の種類）・施工場所・縮尺・図面番号・受注者名等を記載すること。

(2) 平面図（配管詳細図含む）

ア. 縮尺

平面図の縮尺は 1/500 を標準とし、これにより難しい場合は監督職員と協議し、その指示によること。

イ. 位置図

位置図の縮尺は 1/10,000 を標準とし、施工延長の長い工事や施工範囲の広い工事については、位置図の作成方法について監督職員と打ち合わせを行ったうえで作成すること。

なお、平面図とは別に位置図を作成する場合は、位置図の記載は不要とする。

ウ. 工事施工箇所の表示

工事施工箇所については、引き出し線により布設した管種、管の接合形式、布設延長、その他監督職員が必要と認めた事項を表示すること。

エ. 管路の表示

新設管は赤線、既設管は青線又は黒線で表示すること。なお、既設管を撤去した場合は、撤去部分に赤の斜線を付し、撤去箇所を明示すること。

オ. 管路の布設延長

監督職員の立会の下、実測した出来形延長で表示すること。

なお、工事完成図に設計延長と出来形延長を記載する場合には、上段に赤字で出来形延長、下

段に黒字で設計延長を記載すること。

カ. 地盤高の表示

平面図には監督職員の指示により、水道施設管理図又は道路現況平面図に記載されている単点標高を表示すること。

キ. 詳細図

道路横断・水路横断・伏せ越し・鉄道横断箇所等で監督職員の指示する箇所は、平面・断面等の詳細図を作成すること。

ク. 給水管の表示

各戸の給水管は、分岐箇所から家屋（メーター位置）までの管路、管種及び口径、止水栓位置・メーター位置並びにメーター口径を、記号等を用いて表示すること。

また、家屋枠内には、水栓番号・使用者名及び、地番を表示すること。

(3) 配管図

ア. 配管図は、配管状況及び、配管材料の使用状況、既設配管との接続状況が解るよう管路記号を用いて作図すること。特に、既設管との接続部分の配管状況については、既設配管を省略することなく詳細に記入すること。

イ. 新設管と既設管は容易に区別できるよう線種や線色を使い分けるなどして記述するものとし、詳細については監督職員の指示により作成すること。

ウ. 異形管類は、管路記号だけで判別できない場合、品名、形状寸法、切管種別等を必ず記入すること。

エ. 特殊製品を使用する場合は、製造メーカー名、型式等を必ず記入すること。

オ. 布設替工事等により既設管の用途を廃止した管については、平面図の管路表示と同様の手法を用いて表示すること。

(4) 縦断図

縦断図は作成することを原則とするが、次の場合は省略することができる。

ア. 道路形状に変化を伴わない移設、管種及び口径変更等の場合。

イ. 平坦地で口径250mm以下かつ、延長500m以下の場合。

(5) 横断図

ア. 既存道路内の場合は、道路形態の変化する箇所で作成し記入すること。

イ. 道路工事等を伴う場合は、監督職員の指示する測点で作成し記入すること。

ウ. 横断図作成箇所については、平面図に位置及び方向、または測点を記述すること。

エ. 横断図には新設管及び残存管の埋設位置・深さを明示すること。なお、他の地下埋設物の種類、埋設位置、深さについても可能な限り明示すること。

(6) 給水管切替図

各戸の給水管切替図は、メーター上流側は分岐箇所からメーターまでの詳細な配管を、メーター下流側は、最初の曲管類または、異種管継手までの配管と距離を必ず明示すること。

なお、メーターの移設を行った場合には、必ず明示すること。

(7) オフセット図

消火栓、仕切弁、空気弁、止水栓等弁栓類、工事始終点、管末のオフセットについては、できるだけ3箇所以上の地上構造物等から距離を実測し記入すること。異形管類については、監督職員と打ち合わせの上、その指示により記入すること。弁栓類オフセットは、始終点、異形管等オフセットと分けて作成すること。

なお、原則としてオフセット図は平面図と兼用し作成してはならない。

(8) 構造図

地下式消火栓、排水弁、空気弁、水管橋等を設置した場合は、構造図を作成すること。

5. 図式記号

図式記号は、別表 3－1－(1)～(5)「管路記号一覧表」を用いて表示すること。

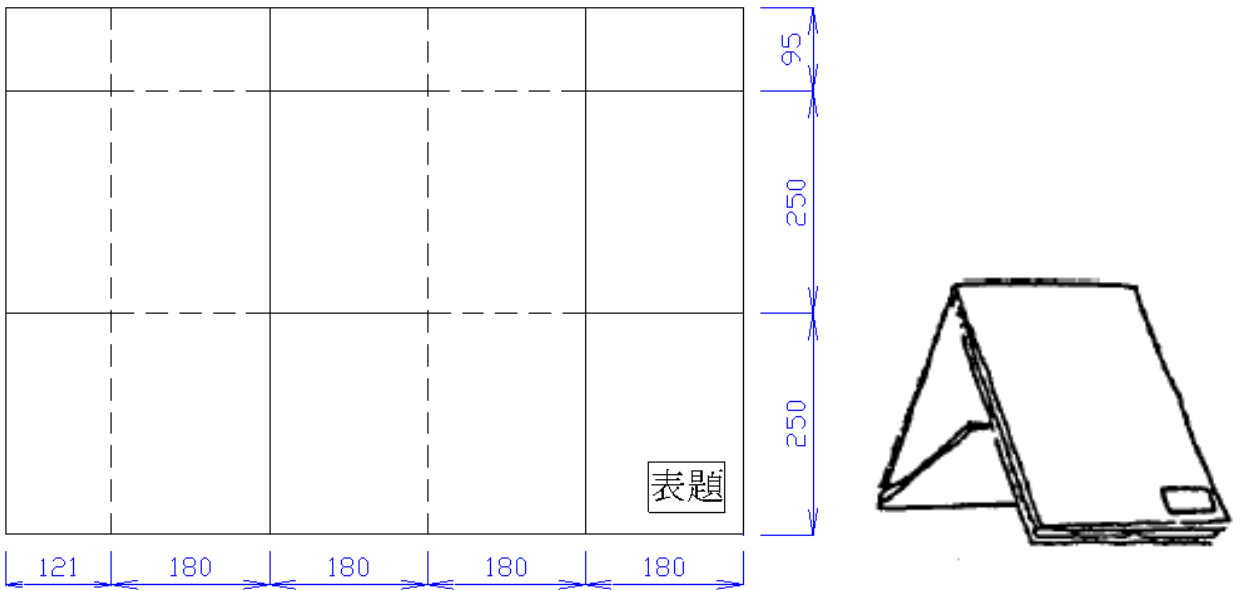
6. 工事完成図の保存

完成図面は、別表 3－2「電子記憶媒体作成仕様」に基づき、電子記憶媒体に保存すること。

7. 図面の折り方

A 1 判の工事完成図の折り方は、下図による。

(実線は山折り、破線は谷折り)



別表 3－1－(1) 管路記号一覧表

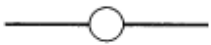
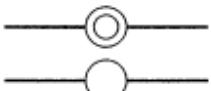
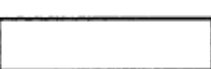
(1) 管路記号

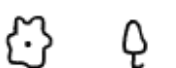
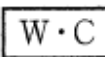
記号	名称	記号	名称
<配水管>		<給水管>	
STW	水道用塗覆装鋼管	VP	水道用硬質ポリ塩化ビニル管
CIP	普通・高級鉄管	HIVP	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管
CIP(A)	普通・高級鉄管 (メカニカルA形)	HT	耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管
CIP(C)	普通・高級鉄管 (ソケット継手)	SGP-VA	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管
DIP	水道用ダクタイル鉄管	SGP-VB	〃
DIP(A)	水道用ダクタイル鉄管 (A形)	SGP-VD	〃
DIP(T)	水道用ダクタイル鉄管 (T形)	SGP-PA	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管
DIP(K)	水道用ダクタイル鉄管 (K形)	SGP-PB	〃
DIP(KF)	水道用ダクタイル鉄管 (KF形)	SGP-PD	〃
DIP(NS)	水道用ダクタイル鉄管 (NS形)	SGP-HVA	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管
DIP(SII)	水道用ダクタイル鉄管 (SII形)	CSST	水道用波状ステンレス鋼管
DIP(GX)	水道用ダクタイル鉄管 (GX形)	SGPW	水配管用亜鉛メッキ鋼管
VP	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	CP	銅管
VP(TS)	水道用硬質ポリ塩化ビニル管 (接着形)	LP	鉛管
HIVP(TS)	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 (接着形)	PEPb	ポリエチレン複合鉛管
VP(RR)	水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管	PP	水道用ポリエチレン二層管
HIVP(RR)	水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管	PE-X	水道用架橋ポリエチレン管
HPPE	水道配水用ポリエチレン管	PB	水道用ポリブテン管
SSP	水道用ステンレス鋼管		
ACP	石綿セメント管		
LP	鉛管		
HP	遠心力鉄筋コンクリート管		

(出典：「水道工事標準仕様書【土木工事編】2010」 (日本水道協会) に一部加筆)

別表 3-1-(2) 管路記号一覧表

(2) 図示記号 ①地上構造物

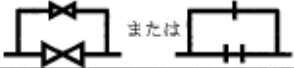
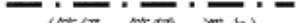
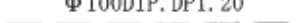
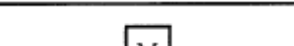
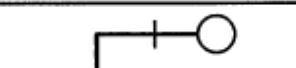
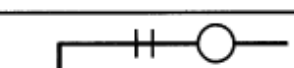
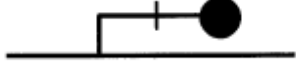
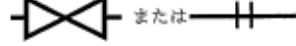
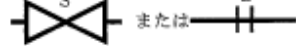
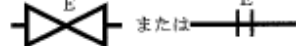
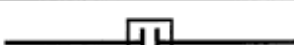
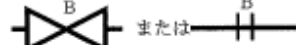
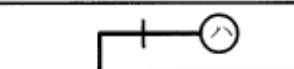
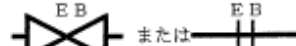
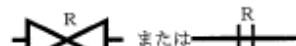
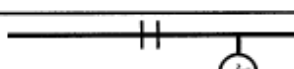
柱	
電気柱 コンクリート 又は鋼、木	
電話柱 〃 〃	
街灯 〃 〃	
路面電車架線柱鋼	
信号柱鋼	
家屋	
平屋 コンクリート造 モルタル木造	
2階建以上	
生垣	

ブロック又は万年塀	
ガードレール	
石積	
植樹	
ポスト	
公衆電話	
火災報知器	
公衆便所	
交番	

(出典：「水道工事標準仕様書【土木工事編】2010」（日本水道協会）に一部加筆)

別表 3-1-(3) 管路記号一覧表

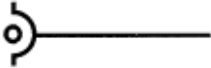
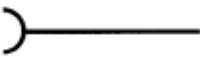
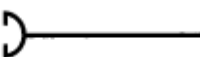
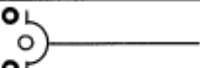
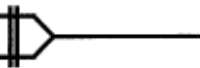
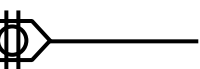
(2) 図示記号 ②地下構造物

水道 工水管は、(工水) と表示する		パイパス付 制水弁	
既設水道管	 Φ100DIP, DP1.20 (管径、管種、深さ)	双口空気弁	
新設水道管	 Φ100DIP, DP1.20	単口空気弁	
撤去水道管	 Φ100DIP, DP1.20	(量水器) 区画量水器	
使用廃止水道管	 Φ100DIP, DP1.20	(〃) ベンチュリー	
(消火栓) 地下式双口		(〃) ウォルトマン	
(〃) 〃 (ハイドラン)		(〃) 電磁流量計	
(〃) 地下式単口		(〃) 超音波流量計	
(〃) 地下式砲弾型		排水設備	
(〃) 〃 柱型		逆止弁	
(制水弁) 仕切弁 (手動)		人 孔	
(〃) 〃 (手動, ソフトシム)		人 孔 空気弁と併用時	
(〃) 〃 (電動)		伸 縮 管	
(〃) バタフライ弁 (手動)		排 流 器	
(〃) 〃 (電動)		鉄管標示金物	
(〃) ロート弁 (手動)		検 水 栓	
(〃) 〃 (電動)		減 圧 弁	

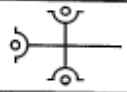
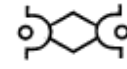
(出典：「水道工事標準仕様書【土木工事編】2010」(日本水道協会)に一部加筆)

別表 3-1-(4) 管路記号一覧表

(2) 図示記号 ③管種

管 径 (mm)	φ
普通・高級铸铁管	CIP
ダクタイル铸铁管	DIP
塩化ビニル管	VP
耐衝撃性塩ビ管	HIVP
ポリエチレン管	PE
配水用ポリエチレン管	HPPE
鋼 管	STW
石綿セメント管	ACP
継手メカニカル	k 
タ イ ト ン	T 
ソ ケ ッ ト	C 
内 面 抜 出 防 護	U UF 
フ ラ ン ジ	F 
離 脱 防 止 金 具	
NS 形ダクタイル 鑄 鉄 管	
塗 覆 装	ML (モルタル) CE (コールターエナメル)
塗 覆 装	AV (アスファルト) TE (タールエポキシ)
塗 覆 装	LE (液状エポキシ) NE (無溶剤形エポキシ)
塗 覆 装	PU (ポリウレタン) PE (ポリエチレン)
GX 形ダクタイル 鑄 鉄 管	

(2) 図示記号 ④铸铁管記号

曲 管	45°  90° 
三 受 十 字 管	
二 受 T 字 管	
フ ラ ン ジ 付 T 字 管	 RF  GF
片 落 管	 受挿し  挿し受
仕 切 弁 副 管 号	 RF  GF
仕 切 弁 副 管 号	 RF  GF
短 管 1 号	 RF  GF
短 管 2 号	 RF  GF
排 水 T 字 管	 
継 ぎ 輪	
栓	
フ ラ ン ジ 短 管	 RF  GF

(出典：「水道工事標準仕様書【土木工事編】2010」(日本水道協会)に一部加筆)

(2) 図示記号 ⑤水道管以外の地下構造物

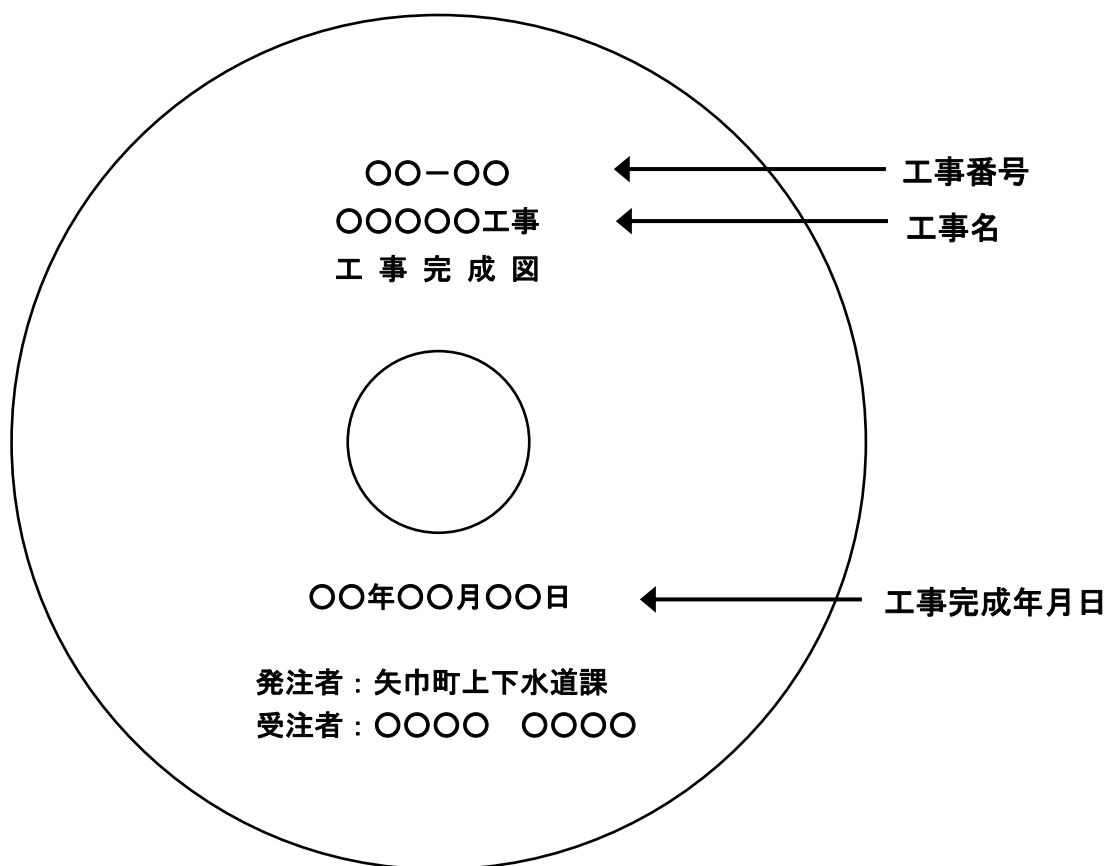
(2) 図示記号 ⑥構造物

(出典：「水道工事標準仕様書【土木工事編】2010」(日本水道協会)に一部加筆)

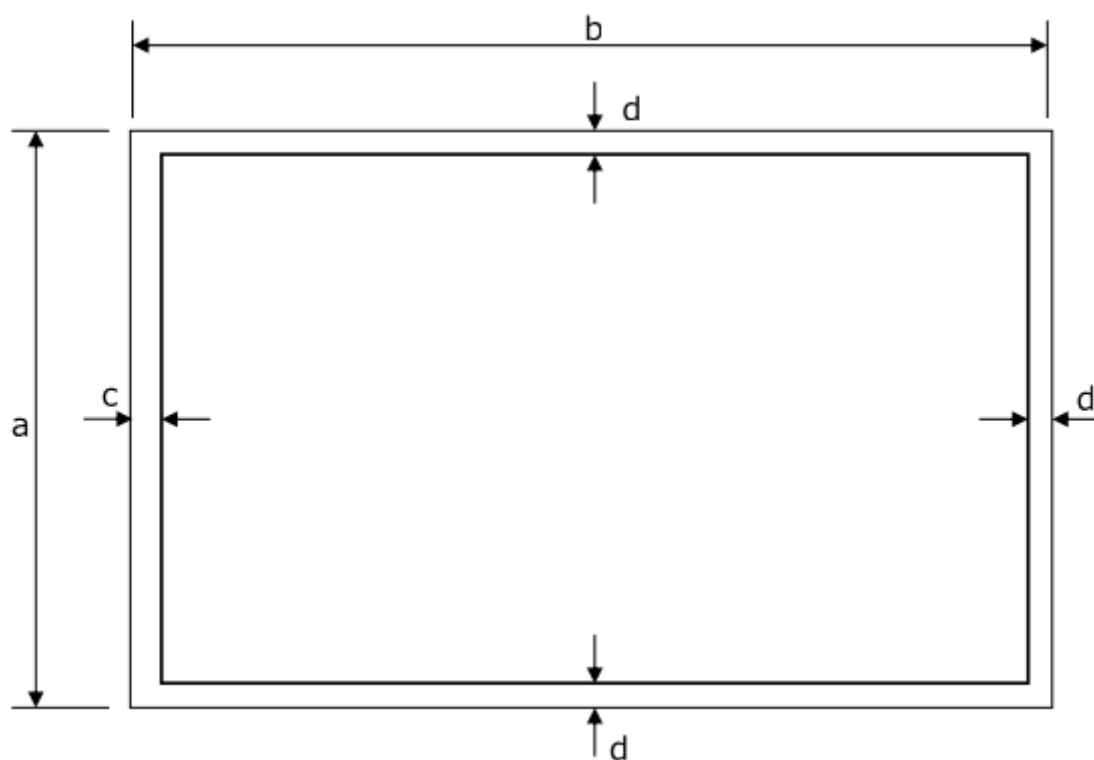
別表 3 - 2 電子記憶媒体作成仕様

内 容		詳 細
使用媒体に関する事	使用する媒体	CD-R 1 枚に格納すること。なお、格納することが不可能な場合は、別途協議すること。
	CD-Rに明記する情報 (記入例参照)	・ 工事番号 ・ 工事名 ・ 工事完成年月日 ・ 発注者名 ・ 受注者名
	CD-Rに明記する方法	・ プリンタブル仕様のものを使用し、直接印字するか、専用ラベルを専用の貼り付け用器具で確実に貼り付けること。
	電子記憶媒体を保管するプラスチックケースに明記する情報	・ 工事番号 ・ 工事名 ・ 工事完成年月日 ・ 受注者名
電子記録媒体に保存する内容	保存するもの	・ 工事完成図を次のフォルダ名称で保存すること。 シングル PDF マルチ PDF CAD データ
	工事完成図の保存方法について	・ PDFファイル(必須)とCADファイル(DXF・JWW・SFC等)とする。 ・ スキャナ等を活用してPDFファイルを作成する場合には、横長方向、解像度300dpi程度で読み込むものとする。 ・ 工事完成図が複数枚ある場合は、全ての図面のシングルPDF及びマルチPDFを作成すること。 ・ シングルPDF及びCADのファイル名称は、平面図、配管図、縦断図、横断図、給水管切替図、オフセット図、構造図等とする。 ・ マルチPDFのファイル名称は、工事完成図一式とする。
その他		・ 作成したCD-Rは、不許複製とする。

CD-Rに明記する情報の記入例



別図 3－1 図面の様式



図面の輪郭及び輪郭線

単位：mm

呼び名	寸法 $a \times b$	輪郭線の離れ c	輪郭線の離れ d
A 1 版	594×841	30	20
A 2 版	420×594	25	15

※輪郭に用いる輪郭線は、太さ0.5mm以上の実線とすること。

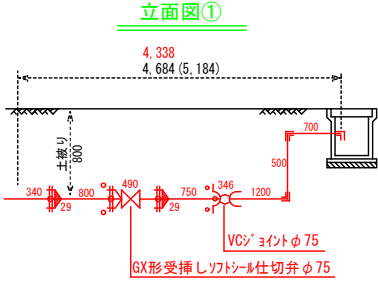
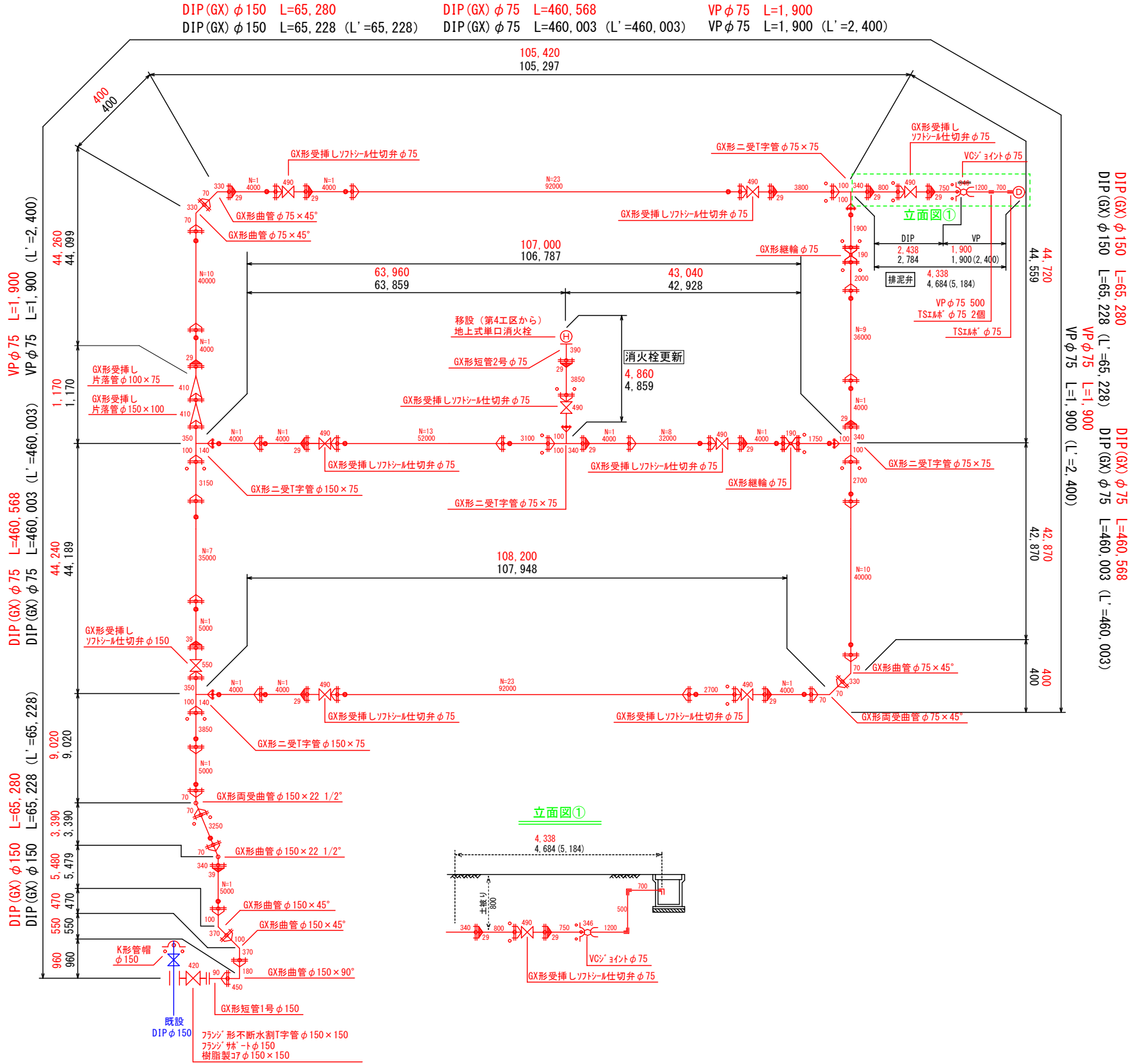
[illegible]

別図 3－2 「完成図作成例」

〇〇地区給配水管布設替工事（第 1 工区） 配管詳細図

配管詳細図

S=NON SCALE



上段(赤文字) : 出来形寸法
下段(黒文字) : 設計寸法

— 新設配水管
— 既設配水管

竣工図

岩手県紫波郡矢巾町大字〇〇地内					矢 巾 町
線		字			
〇〇地区給配水管布設替工事					
配管詳細図			全　〇　枚中の　〇		
設計		製図	図面 番号	〇	
年　月　日			縮尺	NON SCALE	

別図 3－2 「完成図作成例」

〇〇地区給配水管布設替工事（第 1 工区） 給水切替図

給水切替図
S=NON SCALE



竣工図

岩手県紫波郡矢巾町大字〇〇地内					矢 巾 町
線 字					
〇〇地区給配水管布設替工事					
給水切替図			全 〇 枚中の 〇		
設計		製図		図面 番号 〇	
年 月 日			縮尺	NON SCALE	

〇〇地区給配水管布設替工事 標準掘削断面図

S=NON SCALE

1 町道車道舗装道

掘削 仮復旧

番号	管種	口径	DP	D	W	H	H1	H2	H3	土留め
1- 1	DIP-GX	φ150	800	170	550	1070	1020	370	200	—
1- 2	DIP-GX	φ150	1200	170	550	1470	1420	370	600	—
1- 3	DIP-GX	φ75	800	100	550	1000	950	300	200	—
1- 4	DIP-GX	φ75	1200	100	550	1400	1350	300	600	—
1- 5	PP	φ50 ~30	800	60	550	960	910	260	200	—
1- 6	PP	φ25 ~13	800	30	550	930	880	230	200	—

2 路肩・民地内

掘削 仮復旧

番号	管種	口径	DP	D	W	H	H1	H2	H3	土留め
2- 1	DIP-GX	φ75	800	100	550	1000	—	300	700	—
2- 2	DIP-GX	φ75	1200	100	1000	1400	—	300	1100	—
2- 3	PP	φ25 ~13	800	30	550	930	—	230	700	—
2- 4	PP	φ25 ~13	600	30	550	730	—	230	500	—

3 仕切弁撤去

掘削 仮復旧

4 空気弁撤去

掘削 仮復旧

番号	管種	口径	DP	D	W	H	H1	H2	H3	土留め
4	VP	φ75	1200	100	1000	1400	1350	300	600	—

5 消火栓撤去

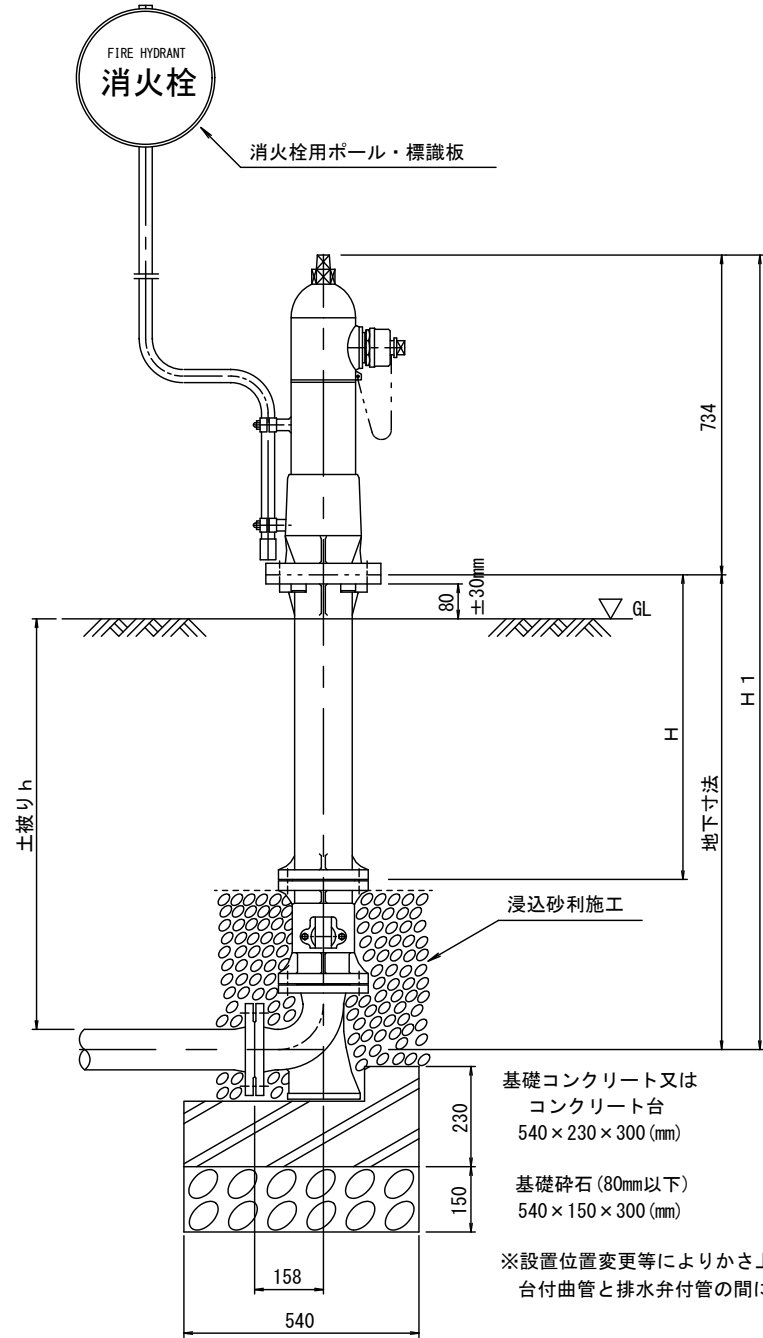
掘削 仮復旧

番号	管種	口径	DP	D	W	H	H1	H2	H3	土留め
5	DIP-K	φ75	1200	—	1000	1400	—	—	—	—

竣工図

岩手県紫波郡矢巾町大字〇〇地内				矢 巾 町
線		字		
〇〇地区給配水管布設替工事				
標準掘削断面図		全 〇 枚中の 〇		
設計	年月日	製図	図面 番号	
NON SCALE				

消火栓構造図
S=NON SCALE



地下寸法及び短管寸法			
地下寸法	H	H 1	短管材質
≒ 600	210	1334	FC200
≒ 640	250	1374	
≒ 690	300	1424	
≒ 750	360	1484	
≒ 800	410	1534	
≒ 850	460	1584	
更新 ➡ ≒ 900	510	1634	FCD450
≒ 1000	610	1734	
≒ 1050	660	1784	
既設 ➡ ≒ 1090	700	1824	
≒ 1200	810	1934	
≒ 1350	960	2084	
≒ 1500	1110	2234	
≒ 1600	1210	2334	
≒ 1700	1310	2434	
≒ 1800	1410	2534	

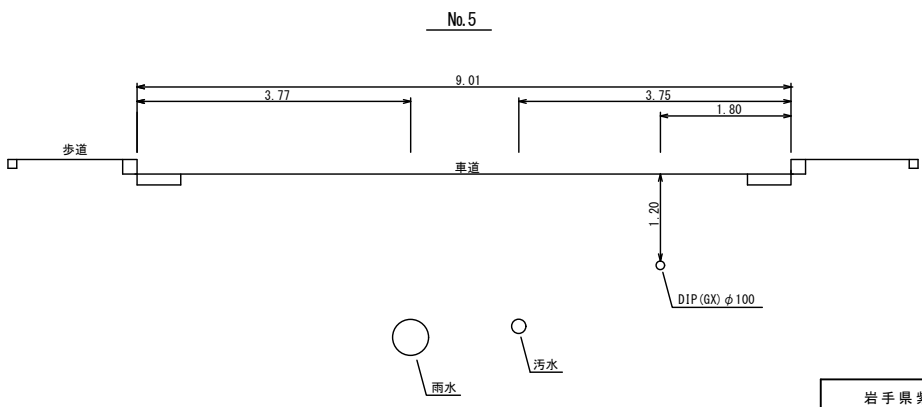
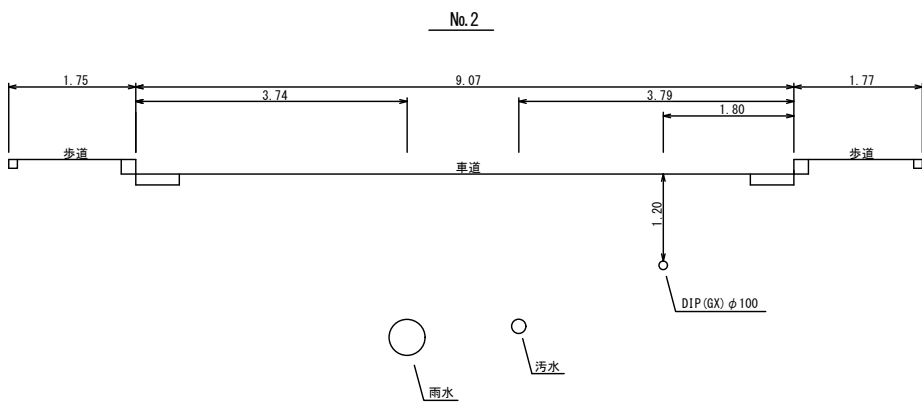
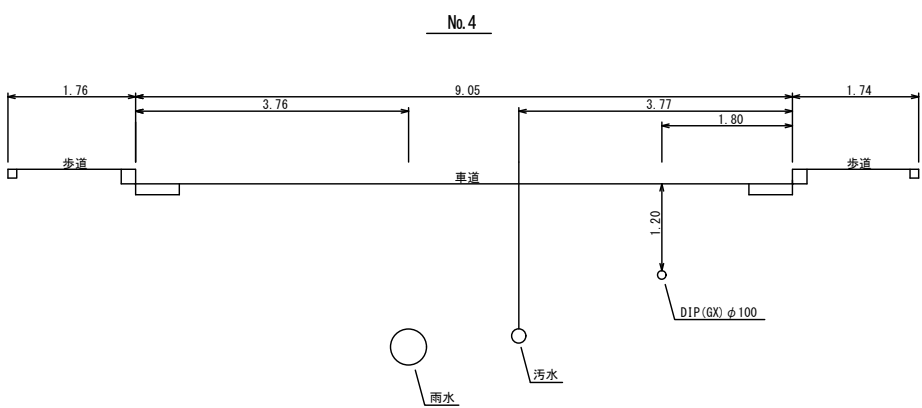
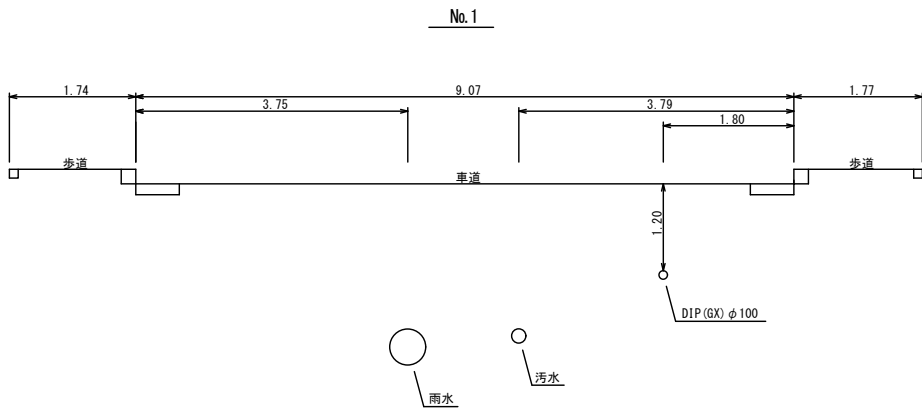
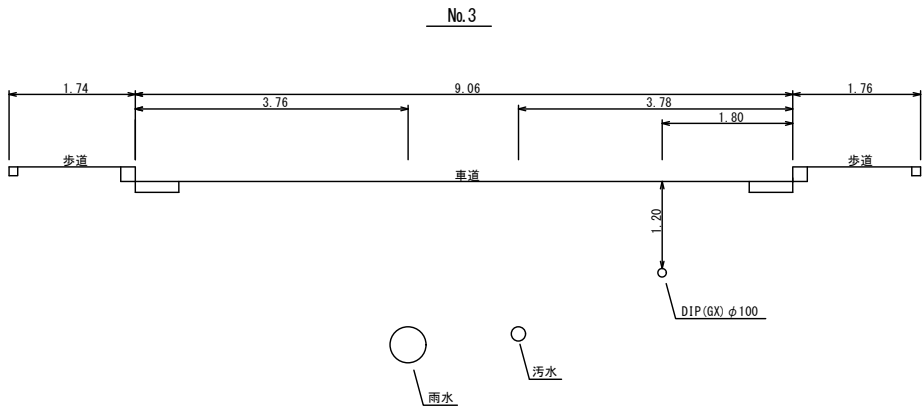
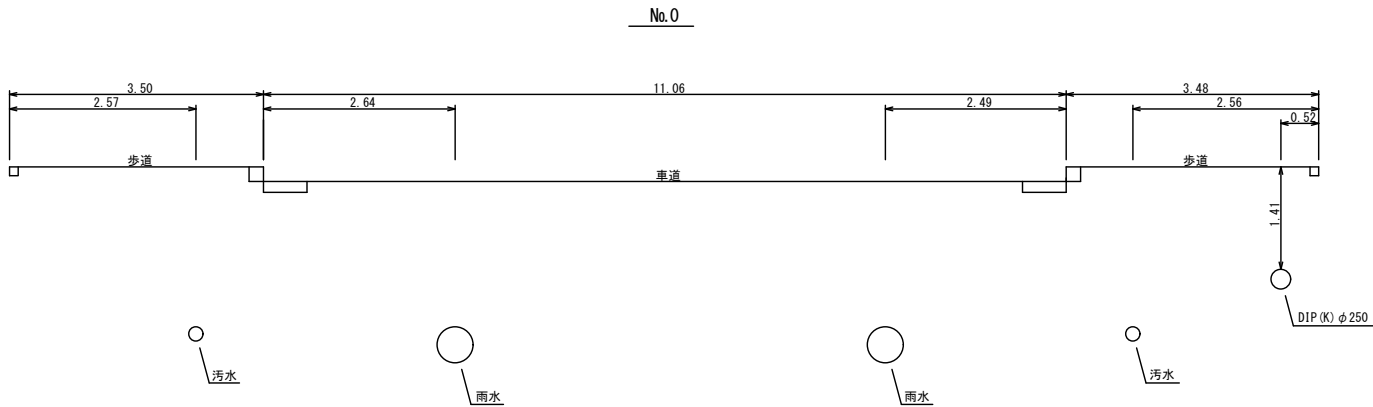
※設置位置変更等によりかさ上げが必要な場合、
台付曲管と排水弁付管の間にフランジ短管を用い調整する。

竣工図

岩手県紫波郡矢巾町大字〇〇地内				矢 巾 町
線 字				
〇〇地区給配水管布設替工事				
消火栓構造図		全 〇 枚中の 〇		
設計	製図	図面 番号	〇	
年 月 日		縮尺	NON SCALE	

別図 3－2 「完成図作成例」

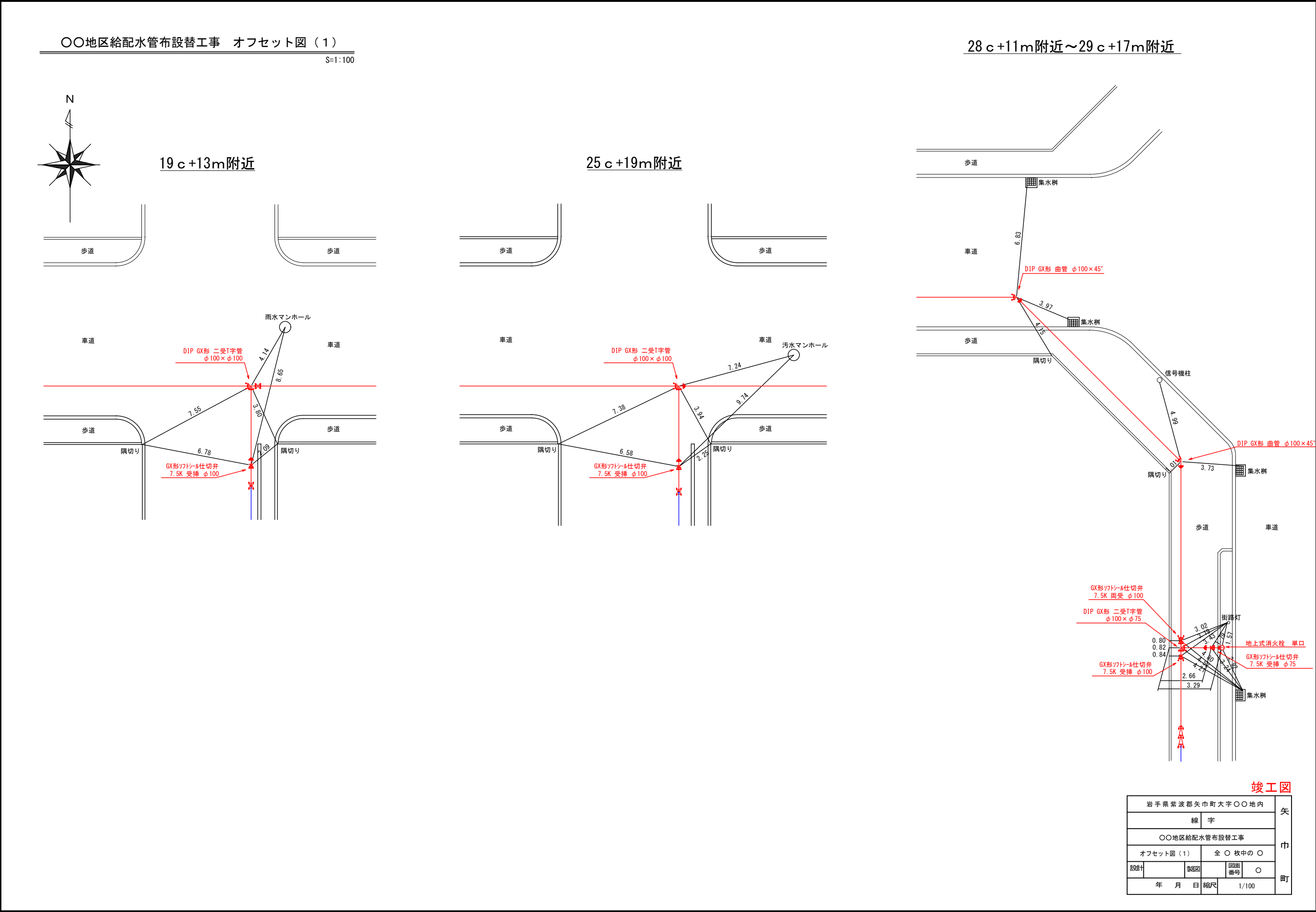
〇〇地区給配水管布設替工事 横断図（１）
S=1:50



竣工図

岩手県紫波郡矢巾町大字〇〇地内					矢 巾 町
線 字					
〇〇地区給配水管布設替工事					
横断図（１）			全 〇 枚中の 〇		
設計		製図	図面 番号	〇	
年 月 日		縮尺	1/50		

別図 3－2 「完成図作成例」



要領 4 ポリピッグを用いた管内洗浄作業要領

1. 適用

この要領は、ダクタイル鋳鉄管等の管路においてポリウレタン製のピッグ（以下「ポリピッグ」という）を用いて管内洗浄を行う場合の作業内容について定めるものである。

2. 使用するポリピッグ

使用するポリピッグは、デュラフォーム及びスワブの2種類とし、いずれも管内洗浄の対象となる管の口径と同径以上の外径を有するものを使用するものとする。

3. 走行回数

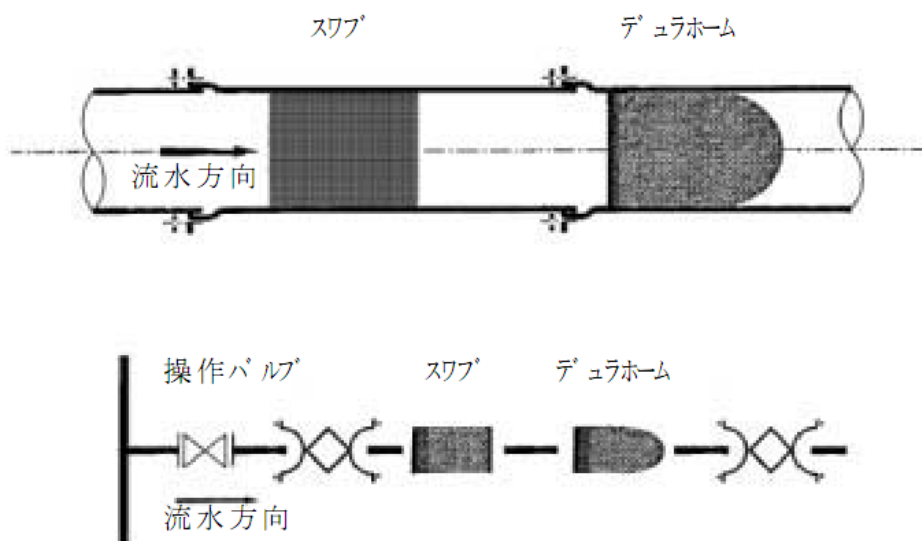
ポリピッグは、デュラフォームとスワブとの各1個の組み合わせを1組とし、新設管の場合最低1回走行させるものとする。ただし、規定回数走行後であっても、異物が検出される場合は、監督職員の指示により、走行回数を増やさなければならない。

4. ポリピッグの挿入方法

下図の方法により、ポリピッグを管内洗浄の対象となる管に挿入する。

5. 管内洗浄実施時の水圧及び水量の調整

管内洗浄実施時の水圧及び水量の調整は、施工上最も重要な要素であることから、監督職員の立会いを求め、入念に行わなければならない。既設管路による水道水の供給に影響を与えたり、赤水、濁水等が発生しないようにしなければならない。



(参考資料) ポリピッグを用いた管内洗浄作業手順

ピッグを使用して新設管を洗管する場合、その現場の条件に合わせて実施する必要があるが、ここでいくつかの例を上げて簡単に説明する。

1. ピッグ類の管内への装填について

- (1) 短管又は直管に予めピッグ類を装填し、これを洗管対象となる管路の最上流付近に布設する。この方法によれば、材料は従来の工法のままで済むことになるが、その反面、ピッグ類を管内に入れたまま暫くの間放置せざるを得ない場合も起こるため、上水道水などとの接触を出来るだけ避けるようにする。
- (2) 洗管対象となる管路の最上流付近にT字管を取付ける。このT字管を利用してピッグ類を管内に装填することとなるが、摩擦抵抗、T字管での屈曲のため、加圧によって行う必要がある。T字管の取付けは、一見無駄のようにも見えるが、後日のメンテナンスで有効に活用することができる。

2. ピッグ類管内からの取出しについて

- (1) 布設された管にドレン用の仮設配管を接続し、適当な放流先まで吐出水を誘導する。この方法では洗管終了後に仮設配管を取外し、管の接続が可能である。
- (2) 洗管対象となる管路の最下流付近にT字管を取付ける。このT字管に仮設配管を接続し、適当な放流先まで吐出水を誘導する。洗管終了後は、仮設配管を取り外し、栓を取付けて終了とする。

3. 施工スパンについて

- (1) 工区毎に洗管を行う場合には、それぞれにピッグ類の装填と取出しをしなければならない。また、工区毎の進捗状況によって、装填及び取出しとも影響を受ける。ピッグ類を新設管の洗管に使用する場合、特に装填と取出しのときに消耗するので、その回数が増えるほど不利にもなる。
- (2) 全工区が同一口径であれば、これを1スパンとして洗管することが可能である。

4. ピッグ類の保管について

一度使用したピッグ類を再使用する目的で保管する場合には、以下のことに注意する。

- (1) ピッグ類はウレタン製なので、紫外線を嫌う。日の当たらない場所に、ビニール袋等に入れて保管すること（新品も同様の扱いとする）。
- (2) 一度使用すると汚れるので、良く水洗いし、必ず汚れを落とすこと。
- (3) 水を含んでいる場合には、良く水を絞り出し、風通しのよい場所で十分に水を切って、乾燥させた上で保管すること。

< 基 準 >

基準 1 水道工事施工管理基準

基準 2 水道工事出来形管理基準

基準 3 水道工事品質管理基準

基準 4 デジタル写真管理情報基準

基準 1 水道工事施工管理基準

1. 目的

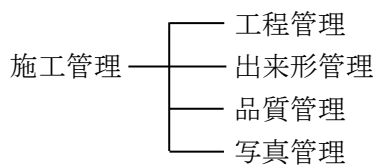
この基準は、工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を目的とする。

2. 適用

この基準は、矢巾町上下水道課発注の水道工事に適用する。ただし、請負工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督職員の承諾を得て他の方法によることができる。

3. 構成

本基準における施工管理の対象項目及び構成は次のとおりとする。



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施行前に施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、工事施工前に施工管理計画を施工計画書に定め、提出すること。管理計画には、施工目標値の設定を含めるものとし、目標値は設計値を下回らないように定めること。
- (4) 受注者は、測定（試験）等を工事の施行と平行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (5) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図又は結果表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

- (1) 工程管理
受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク又はバーチャート方式など）により作成した実工程表により行うものとする。ただし、応急処置又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。
- (2) 出来形管理
出来形管理は、基準 2 「水道工事出来形管理基準」に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理表又は出来形図を作成し管理するものとする。
- (3) 品質管理
品質管理は、基準 3 「水道工事品質管理基準」により実施し、その管理内容に応じた工程能力図又は品質管理図表、度数表を作成すること。
- (4) 写真管理
写真撮影は、要領 2 「工事写真の整理及び撮影要領」により行うこと。

基準2 水道工事出来形管理基準

1. 出来形管理基準適用の留意点

ア. この出来形管理基準は、検査に必要な最小限の基準である。従って、各工事においては、原則として起・終点及び各側点（No）毎の測点管理を行い、その内から各工程の測定基準により出来形管理表等を作成すること。

イ. 延長で管理するもののうち施工延長が 40m 以下のものについては、1 施工単位当り 2 箇所を測定すること。

ウ. 管理位置については、あらかじめ施工計画書に記載すること。

エ. 道路復旧等の施工管理は、各道路管理者の定める基準によらなければならない。

2. 各工程及び測定項目等

受託者は、出来形管理に当たっては監督職員と設計数量との整合性について協議し、適切な管理を行わなければならない。

3. 準拠する管理基準

この出来形管理基準に記載のない工種については、「共通仕様書（岩手県県土整備部）」の出来形管理基準に準拠するものとする。

工種	項目		規格値	測定基準	摘要
管布設工（開削工事）	基準高（土被り）		± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所。 延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。	
	幅		－ 50		
	延長		設計値以上	1施工箇所毎。	
	占用位置		± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所。 延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 設計図に明示した伏越し等、特殊部及び付属施設については全箇所。	
推進工	基準高（垂直方向）		1100mm未満 ±50	基準高、蛇行は、施工延長20mにつき1箇所とする。 裏込材のてん充状況の測定は、40mにつき1箇所とする。	
			1100mm以上 管経の5%以内かつ±100		
	蛇行（水平方向）		1100mm未満 ±100		
			1100mm以上 管経の10%以内かつ±150		
	浸入水		認めない		
	目地切れ、剥離		認めない		
	管の亀裂	幅	0.25以下	各区间延長は、－20cm。	
		長さ	管長方向 管長の1／4以下		
			管周方向 管周の1／10以下		
	延長		0～＋0.2%以内		
	裏込材				
マンホール設置工	基準高		± 30	全マンホール。 製品使用の場合は、製品の寸法については規格証明書等による。	
	厚さ		－ 20		
	幅（内径）		－ 30		
	高さ		± 30		

工種	項目		規格値	測定基準	摘要
消火栓設置工（地上式）	基準高 ※基準高は、舗装仕上がり面から上胴部最下面までの距離とし、80mmを基準値とする。		± 30	全ての地上式消火栓。	
函渠工・開渠工等	基準高		± 30	函渠等寸法は、両端、施工継手箇所及び構造図の寸法。 表示箇所その他については、監督職員の指示による。 各区分延長は、-20cm。	
	厚さ $t_1 \sim t_4$		－ 20		
	幅（内法）a		－ 30		
	高さ（h）		± 30		
	延長（L）		設計値以上		
街渠	延長		設計値以上	各区分延長は、－20cm。 監督職員の指示による。	
	基礎工	幅	－ 50		
		厚	－ 30		
備考					

基準3 水道工事品質管理基準

1. 品質管理基準適用の留意点

ア. この品質管理基準は、水道工事に使用する材料の品質と現場での施工に対する試験（測定）種目と、その管理基準を定めたものであり、各工種の試験（測定）基準により品質管理表及び合格判定表等を作成すること。

イ. 区分における必須とは：各工種の試験種目の中で施工に際し、必ず試験（測定）を実施する項目とする。

ウ. 区分におけるその他とは：必須に次ぐ試験種目で、必要に応じて特記仕様書又は監督職員が指示した場合に試験（測定）を実施する項目とする。

エ. 道路復旧等の施工管理は、各道路管理者の定める基準によらなければならない。

2. 各工種及び試験（測定）項目等

受託者は、品質管理に当たっては、監督職員が現地において立会い又は確認する工種及び試験（測定）項目等について工事着手前に協議すること。

3. 準拠する管理基準

この品質管理基準に記載のない工種については、「共通仕様書（岩手県県土整備部）」の品質管理基準に準拠するものとする。

工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
材料	必須	①規格品である場合		当該規格 (JIS、JWWA、JDPA、POLITEC等)	日本水道協会による検査 日本ダクタイル鉄管協会による検査	日本水道協会検査証明書 日本ダクタイル鉄管協会検査証明書 ※内・外面塗装は、設計図書で指定したもの。	
		②規格品でない場合		管理者が型式承認したものであること。			
水圧試験	必須	管路水圧試験	管内に充水し0.75Mpaの水圧を負荷し、30分間保持してこの間の圧力変化を測定。	管路に漏水等異常が無く、急激な圧力降下が生じないこと。	管路工事完了時	原則として監督職員の立会い	
	必須	不断水工事の水圧試験	不断水工事部に充水し、1.00Mpaの水圧を負荷し、5分間保持してこの間の圧力変化を測定。	不断水設置部に漏水等異常が無く、急激な圧力降下が生じないこと。	不断水工事施行時	原則として監督職員の立会い	
管の接合	必須	ダクタイル鋳鉄管継手部接合検査	目視 ノギス等による計測	- 各継手部所定の寸法を満たすこと。 - ボルトの締付けトルクを満たすこと。	全ての継手接合箇所について実施	チェックシートを使用	
	必須	配水用ポリエチレン管継手部接合検査	目視		全ての継手接合箇所について実施	チェックシートを使用	
	必須	塩化ビニル管TS・RR継手接合検査	目視 ノギス等による計測		全ての継手接合箇所について実施	チェックシートを使用	
管の溶接	必須	放射線透過試験	JIS Z 3104 JIS Z 3050 JIS Z 3106	- きずの分類において3類以上 - 内面へこみは、その部分の透過写真濃度がこれに接する母材部分の透過写真濃度を超えないこと。 - 溶落ちは、いかなる方向に測った寸法も1個につき6mm又は管の肉厚のいずれか小さい方を超えず、試験部の有効長さ当たり最大寸法の合計長さ12mm以下とする。	検査箇所数は溶接箇所数の10%とし、検査箇所は監督員の指示による。撮影は、検査箇所1箇所につき、原則として2枚とする（時計の0時～6時のように対称方向とする）。	WSP008参照 監督職員の指示で検査箇所増可能	
	必須	超音波探傷試験	JIS Z 3060	きずの分類において3類以上	上に同じ。	WSP008参照 監督職員の指示で検査箇所増可能	

工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
内面塗装（無溶剤形エポキシ樹脂塗料）	必須	外観検査	JWWA K 157	異物の混入、著しいムラ、塗り漏れなどがなく、均一な塗膜であること。	全ての塗装箇所		
	必須	塗膜厚測定	JWWA K 157	0.4mm以上（プライマーを含む）	監督職員の指示した箇所		
	必須	ピンホール	JWWA K 157	ピンホール探知器を用いて検査を行い、火花が発生するような欠陥がないこと。	全ての塗装箇所		
	必須	付着性試験	JWWA K 157	へらを用いてはつきり、容易にはがれないこと。	監督職員の指示した箇所		
外面塗装（タールエポキシ樹脂塗料）	必須	外観検査	JWWA K 115	異物の混入、著しいムラ、塗り漏れなどがなく、均一な塗膜であること。	全ての被覆箇所		
	必須	ピンホール	JWWA K 115	ピンホール探知器を用いて検査を行い、火花が発生するような欠陥がないこと。	全ての被覆箇所		
	必須	塗膜厚測定	JWWA K 115	0.3mm以上。	全ての被覆箇所		
	必須	付着性試験	JWWA K 115	へらを用いてはつきり、容易にはがれないこと。	監督職員の指示した箇所		
外面塗装（ジョイントコート）	必須	外観検査	JWWA K 153	・焼損がないこと。 ・有害な欠陥となるめくれがないこと。 ・ジョイントコート両端から50mm以内に膨れがないこと。 ・工場塗装部との重ね長さは50mm以上。 ・耐衝撃シートについては、有害な傷がなく、テープ又は固定バンドで確実に固定されていること。	全ての被覆箇所		
	必須	ピンホール	JWWA K 153	ピンホール探知器を用いて検査を行い、火花がピンホール発生するような欠陥がないこと。	全ての被覆箇所		
	必須	塗膜厚測定	JWWA K 153	加熱収縮後のジョイントコートの厚さは、1.5mm以上。	全ての被覆箇所		

基準4－デジタル写真管理情報基準

1. 適用

デジタル写真管理情報基準は、工事写真を電子媒体で提出する場合の属性情報等の標準仕様を定めたものである。

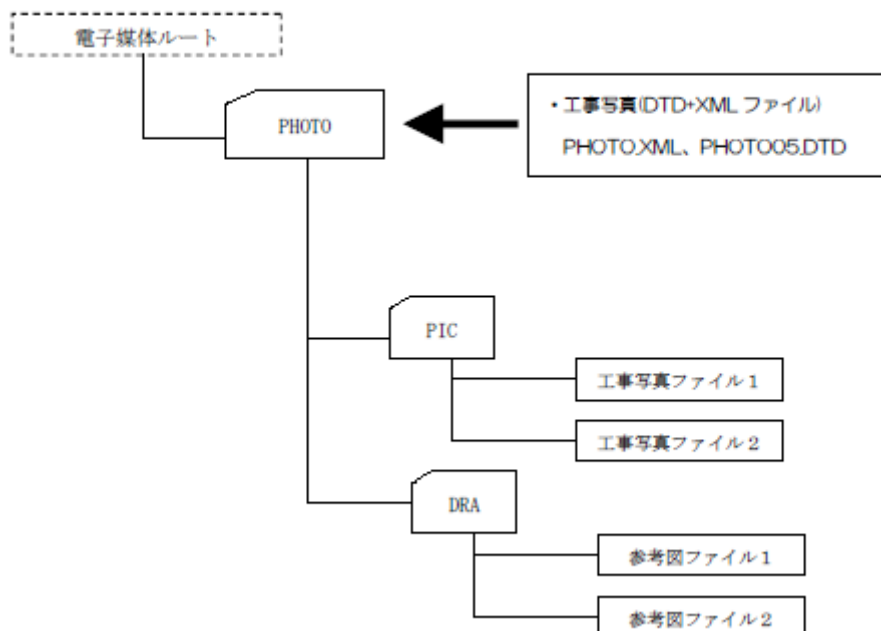
2. フォルダ構成

フォルダ構成は図－1 に示すものとする。

「PHOTO」フォルダの直下に「PIC」と「DRA」のフォルダを置くものとする。

「PIC」とは撮影した工事写真ファイルを保管するフォルダを示し、「DRA」とは参考図ファイルを保管するフォルダを示す。なお、参考図とは、撮影位置、撮影状況等の説明に必要な撮影位置図、平面図、凡例図、構造図等である。

図－1.写真管理フォルダ構成図



3. フォルダ作成の留意事項

- (1) フォルダ名称は半角英大文字とする。
- (2) 工事写真フォルダ(PIC)及び参考図フォルダ(DRA)直下に直接対象ファイルを保存し、階層分けは行わない。

4. ファイル仕様

工事写真ファイル、参考図ファイル、写真属性ファイルの仕様は以下のものとする。

(1) 工事写真ファイルの仕様

記録形式はJPEGとし、非圧縮～圧縮率1/8までとする。

ファイル名称は半角80文字以内（拡張子”.JPG”を含む）、半角英数大文字と全角文字を混在して使用可能とし、同一媒体に記録する他のファイル名と重複しないこととする。

(2) 参考図ファイルの使用

記録形式はJPEGとし、解像度は必要な文字・記号が読めることとする。ファイル名称は、半角80文字以内（拡張子”.JPG”を含む）、半角英数大文字と全角文字を混在して使用可能とし、同で媒

体に記録する他のファイル名と重複しないこととする。

(3) 写真属性ファイル

写真属性ファイルとは属性情報を記録するファイルであり、「PHOTO」フォルダの直下に保存するものとする。

保存形式は XML 文書 (XML バージョン 1.00 に準拠) とし、ファイル名称を半角英大文字で「PHOTO.XML」とする。

(4) 使用文字コード等

本 XML 文書に使用する文字コードはシフト JIS コードで規定されている文字とする。

ただし、以下の文字の使用を禁止する。

- ・XML の予約文字
- ・全角英数文字
- ・半角カナ文字
- ・TAB コード
- ・改行コード
- ・機種に依存する文字 (シフト JIS コード 8540 から 889E まで、および ED40 以降の文字)

例) ①、②、Ⅰ、Ⅲ、mm、*、など

(5) 画像編集等

画像の信ぴょう性を考慮し、原則として画像編集は認めない。

ただし、監督職員の承諾を得た場合は、複製データを作成し、複製データ上での回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は認めることとする。

5. 電子媒体

電子媒体は、CD-R を原則とし、提出枚数は 2 枚とする。提出時における有効画素数を 200 万画素程度以上としなければならない。ただし、これ以外の電子媒体の場合については、監督職員の承諾を得るものとする。

6. 撮影機材

電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする (有効画素数 200 画素以上、プリンターはフルカラー 300dpi 以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで 3 年間程度に顕著な劣化が生じないものとし、用紙はデジタル写真用を原則とする)。

7. 電子媒体が複数枚の時の取り扱い

一連のまとまった写真が、複数枚のメディアに分割される場合には、同一の「PHOTO.XML」ファイルを各電子媒体へ保存する。個別に独立した内容の場合には、媒体毎に独立した「PHOTO.XML」ファイルとすることができるが、むやみに分割することは好ましくない。

< 標準図 >

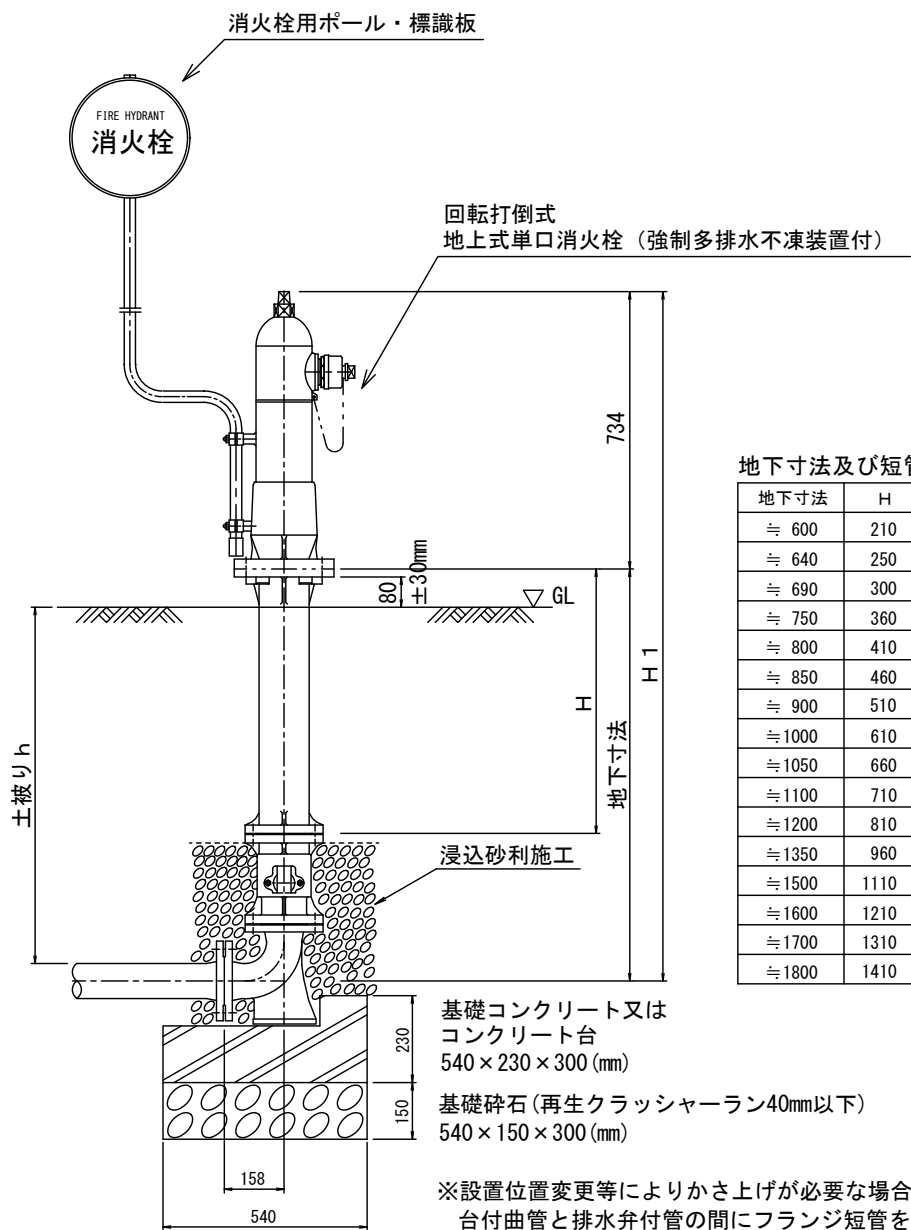
標準図① 地上式消火栓

標準図② 地下式消火栓

標準図③ 空気弁

標準図④ 仕切弁

<標準図①>地上式消火栓

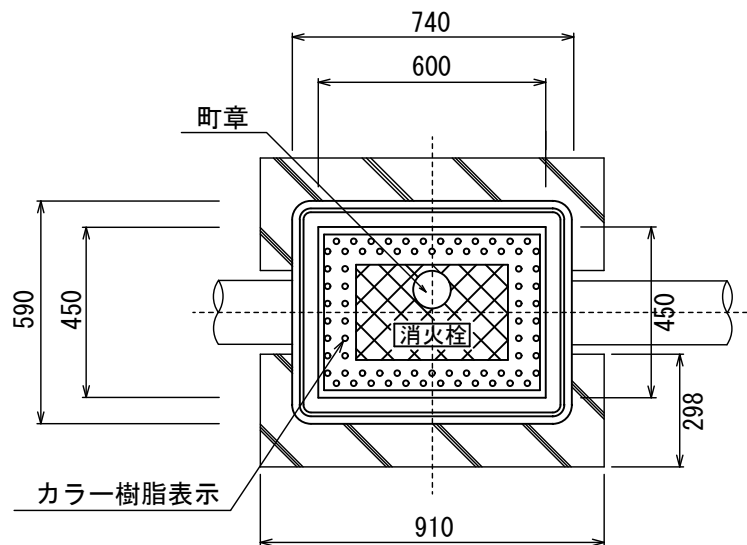


地下寸法及び短管寸法

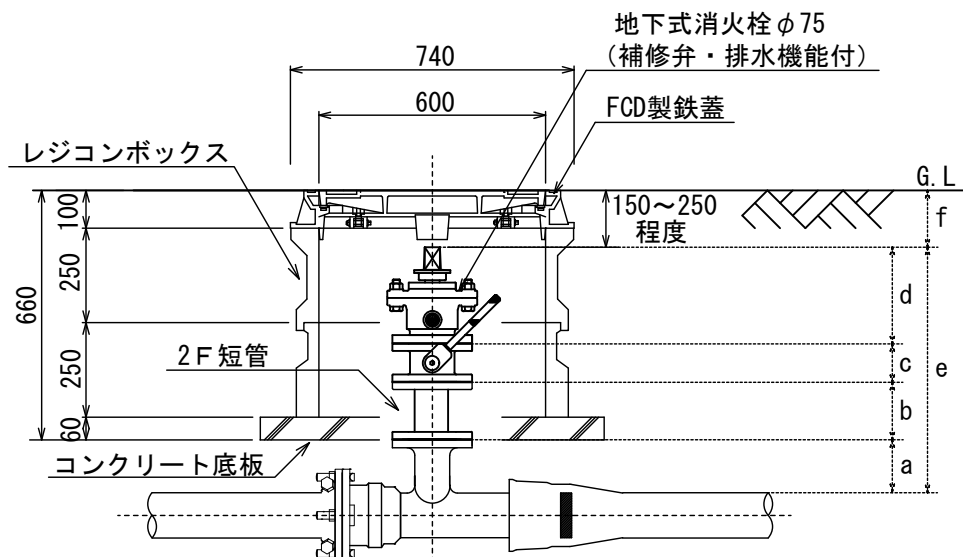
地下寸法	H	H 1	短管材質
≒ 600	210	1334	FC200
≒ 640	250	1374	
≒ 690	300	1424	
≒ 750	360	1484	
≒ 800	410	1534	
≒ 850	460	1584	
≒ 900	510	1634	
≒ 1000	610	1734	FCD450
≒ 1050	660	1784	
≒ 1100	710	1834	
≒ 1200	810	1934	
≒ 1350	960	2084	
≒ 1500	1110	2234	
≒ 1600	1210	2334	
≒ 1700	1310	2434	
≒ 1800	1410	2534	

標準図番号	①
標準図名称	地上式消火栓 設置標準図
矢巾町上下水道課	

＜標準図②＞地下式消火栓



※補修弁のレバーは、消火栓鉄蓋の蝶番とは反対側に設置し、消火栓カップリング側に倒したときに「開」とすること。



※地表面と消火栓本体最頂部との間隔を150mm～250mm程度となるように、フランジ短管等により調整すること。

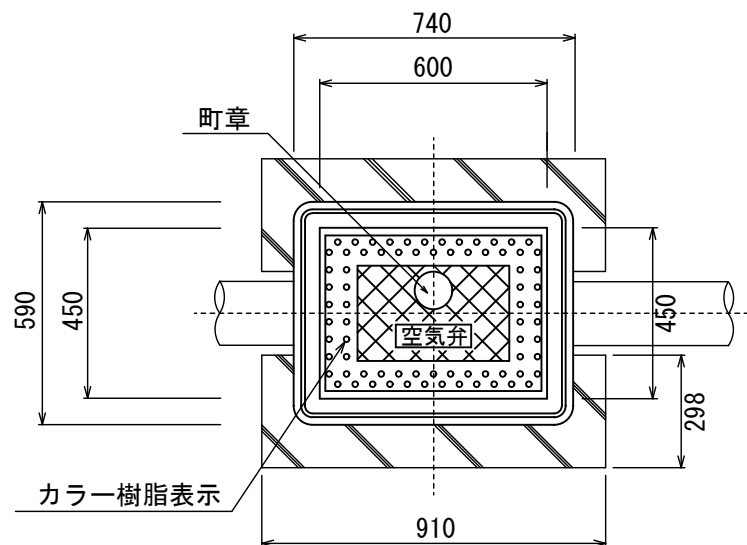
(参考) 消火栓設置に係る寸法計算表

フランジ付T字管		土被り	管径	フランジ部	2フランジ短管	副弁	地下式消火栓	本管～空気弁先端	地表面～空気弁先端
本管	フランジ部			a	b				
φ75	φ75	800	93.0	153.5	100.0	100.0	250.0	603.5	196.5
φ100	φ75	800	118.0	141.0	100.0	100.0	250.0	591.0	209.0
φ150	φ75	800	169.0	165.5	100.0	100.0	250.0	615.5	184.5
φ200	φ75	800	220.0	140.0	100.0	100.0	250.0	590.0	210.0
φ250	φ75	800	271.6	164.2	100.0	100.0	250.0	614.2	185.8
φ300	φ75	800	322.8	138.6	100.0	100.0	250.0	588.6	211.4

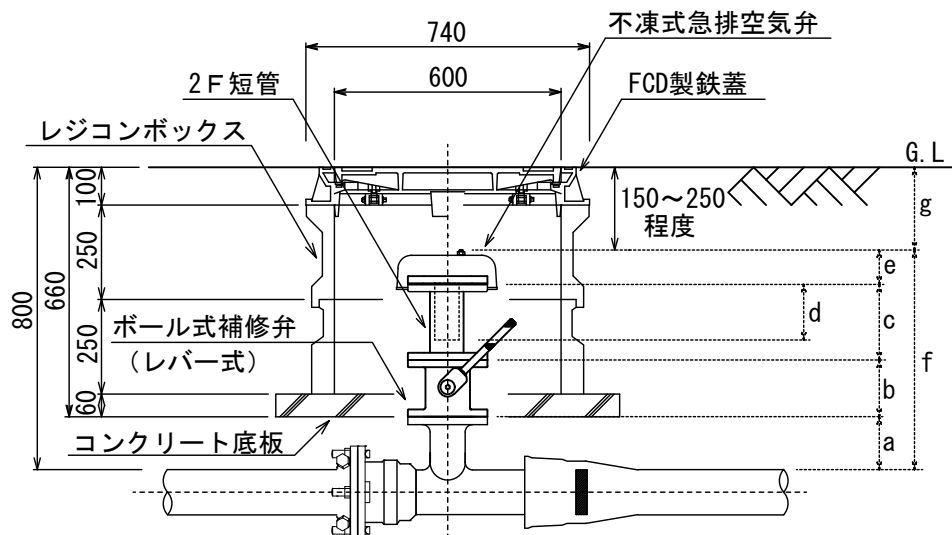
※使用する消火栓によって寸法が異なるため、あくまで参考値です。

標準図番号	②
標準図名称	地下式消火栓 設置標準図
矢巾町上下水道課	

＜標準図③＞空気弁



※補修弁のレバーは、空気弁鉄蓋の蝶番とは反対側に設置すること。



※地表面と空気弁本体最頂部との間隔を150mm～250mm程度となるように、フランジ短管等により調整すること。

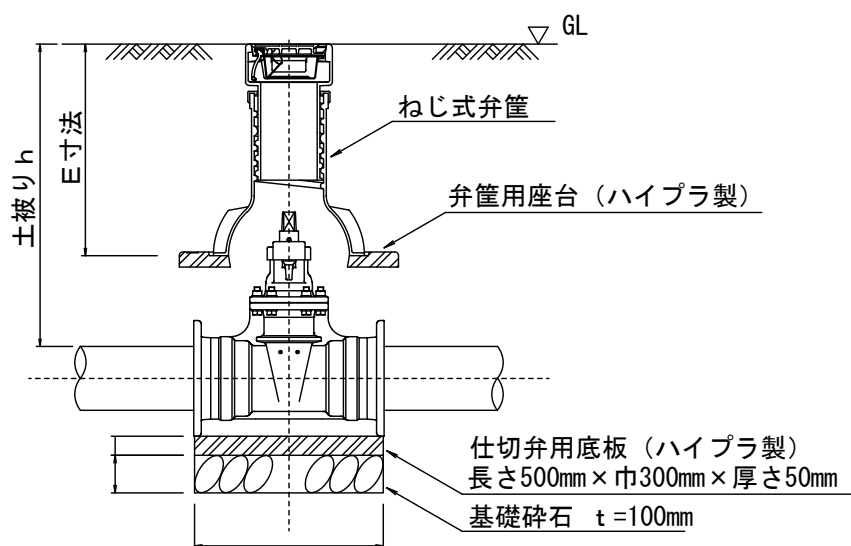
(参考) 空気弁設置に係る寸法計算表

フランジ付T字管		土被り	管径	フランジ部	副弁	2フランジ短管	空気弁		本管～空気弁天端	地表面～空気弁天端
本管	フランジ部						下部	上部		
φ75	φ75	800	93.0	153.5	150.0	200.0	144.0	88.0	591.5	208.5
φ100	φ75	800	118.0	141.0	150.0	200.0	144.0	88.0	579.0	221.0
φ150	φ75	800	169.0	165.5	150.0	200.0	144.0	88.0	603.5	196.5
φ200	φ75	800	220.0	140.0	150.0	200.0	144.0	88.0	578.0	222.0
φ250	φ75	800	271.6	164.2	150.0	200.0	144.0	88.0	602.2	197.8
φ300	φ75	800	322.8	138.6	150.0	200.0	144.0	88.0	576.6	223.4

※使用する空気弁によって寸法が異なるため、あくまで参考値です。

標準図番号	③
標準図名称	空気弁設置標準図
矢巾町上下水道課	

<標準図④>仕切弁



ねじ式弁の種類

種 類		適用 (参考)		
		バルブ口径	土被り (m)	E寸法 (mm)
A 形	1号	φ50～φ200	0.9以上	700～900
	2号	φ250～φ400	0.8以上	600～800
	3号	φ50～φ200	0.7以上	500～700
	4号	φ250～φ300	0.6以上	400～500

標準図番号	④
標準図名称	仕切弁設置標準図
矢巾町上下水道課	

< 記 載 例 >

①水道工事のお知らせ

②断水のお知らせ

年 月 日

水道工事のお知らせ

関係各位

このたび、矢巾町大字〇〇〇地内において、水道管を△△△するため×××工事を行います。

つきましては、限られた条件の中で工事となりますので、通行止め等ご迷惑をおかけしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 工事の場所

矢巾町大字〇〇〇地内（別添図面のとおり）

2. 工事の期間

着手 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

完成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

3. 工事の方法

（１）１日の工程は、延長 15.0m～20.0m 程度

（２）作業時間は午前 9 時頃～ 12 時頃まで

午後 1 時頃～ 4 時頃まで

（３）工事は 〇〇〇 前から始めます。

（４）当日の工事箇所は、全て埋戻しを行います。

（５）歩行者及び自転車を除く車両の全面（片側）通行止めとなります。

（６）迂回路は別図のとおりとなります。

4. 工事担当

施工業者

〇〇会社〇〇建設

現場代理人 〇〇 〇〇

会社 TEL: ***-***-**** 携帯 TEL: ***-***-****

発注者

矢巾町上下水道課上水道係

監督員 〇〇 〇〇

TEL: ***-***-****

※文書冒頭部の△△△及び×××の部分は、標準仕様書第３章別図工事表示板の表現を参考とすること。

（例）地震に強い水道管の布設を行うため、水道管の新設工事を行います。

地震に強い水道管に入れ替えを行うため、水道管の取替・撤去工事を行います。

断水のお知らせ

関係各位

水道工事のため、大変ご迷惑をおかけしますが、以下の時間帯はお客様の水道が使用できなくなります。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

○ 月 ○ 日 午前・午後 ○ 時 ○ 分から

○ 月 ○ 日 午前・午後 ○ 時 ○ 分頃まで

※あらかじめ水をお汲み置きください。

※工事の都合で、多少時間がずれることがありますのでご了承ください。

※断水の間、蛇口は必ず閉めて水を使わないようにしてください。

※断水終了後、出始めの水は濁ることがありますので、少し出してからお使いください。

※雨天強風の場合、工事を中止することがありますので、翌日の同時刻に延期することがあります。

※不明な点等がございましたら、次の担当者までご連絡ください。

担当者

施工業者

〇〇会社〇〇建設

現場代理人 ○〇 ○〇

会社 TEL: ***-***-**** 携帯 TEL: ***-****-****

発注者

矢巾町上下水道課上水道係

TEL: ***-***-****

< 様 式 >

年 月 日

(発注者)

矢巾町長 様

受注者

印

建設業退職金共済証紙購入状況報告書

下記のとおり証紙を購入したので、当該掛金収納書を貼付して報告します。

工事名		契約年月日	年 月 日
工事場所		A：請負額	円 (税込)
C：標準購入額 円	B：共済証紙購入額	円	
$A \times \frac{\text{※}}{1000} =$ (※には、裏面を参照し、工事種別等に応じて算出した数値を記入のこと。)	共済証紙 購入率	$\frac{B}{A} \times 1000 =$	
共済証紙購入額が標準購入額を下回った場合はその理由 (該当理由を○で囲む・Ⅱ) の場合は簡潔に当該理由を記入すること。) Ⅰ、当該工事の「労働者延べ就労予定者数」に占める「被共済者」の割合が70%よりも低いことによる。 (「労働者延べ就労予定者数」に占める「被共済者」の割合 → 約 %の予定) Ⅱ、その他 ()			

(発注者提出用掛金収納書貼付欄)

(裏面)

共済証紙標準購入額を算出するにあたって、**※** 欄には、工事種別及び総工事費に応じた数値を下表から選択して記入すること。

工事種別 総工事費	土 木					
	舗 装	橋 梁 等	隧 道	堰 堤	浚渫・埋立	その他の土木
1000～ 9999 千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10000～ 49999 千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50000～ 99999 千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100000～499999 千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500000 千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

工事種別 総工事費	建 築		設 備	
	住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設置
1000～ 9999 千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10000～ 49999 千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50000～ 99999 千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100000～499999 千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500000 千円以上	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

備考

- 建設業退職金共済証紙購入状況報告書（以下「報告書」という。）は、契約締結後1か月以内に勤労者退職金共済機構の発注者用掛金収納書を貼付して提出してください。
ただし、当該期間内に建設業退職金共済証紙（以下「共済証紙」という。）を購入しない場合は、報告書に不購入理由と共済証紙購入予定を記載して提出してください。
この場合において、工事完成時までに共済証紙を購入したときは、工事完成時までに共済証紙を報告書に貼付して提出してください。
- 請負代金額の増額変更があった場合は、1に準じて報告を行ってください。この場合において、「契約締結後1か月以内」とあるのは、「変更契約締結後1か月以内」と読み替えるものとします。
- 報告書は、発注担当課に提出してください。

年 月 日

(発注者)

矢巾町長 様

受注者

印

建設業退職金共済証紙等不購入理由報告書

下記のとおり証紙等を購入しない理由を報告します。

工事名			契約年月日	年 月 日
工事場所		A：請負額	円（税込）	
不購入の理由	(不購入の理由は詳細かつ具体的に記載すること。)			
今後の証紙等 購入予定	(該当するものを○で囲む) I、購入予定あり (購入時期： 年 月頃、購入予定額 円程度) II、購入予定なし			

年 月 日

(発注者)

矢巾町長 様

受注者

印

建設労災補償制度加入状況報告書

建設労災補償制度加入状況を下記のとおり報告します。

工 事 概 要	工事名	
	工事場所	
	請負金額	円
	契約年月日	年 月 日
共 済 内 容	共済等の名称	
	共済の種類	年間完成工事高契約・公共工事現場指定契約（該当契約を○で囲む）
	共済金額	万円
	共済期間	年 月 日～ 年 月 日

(加入証明書貼付欄)

工 事 打 合 簿

[illegible]

矢巾町上下水道課				
課長	課長補佐	係長	主任 監督員	監督員

受注者名	
現場 代理人	主任(監理) 技術者

確認 ・ 立会依頼書

主 任 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 (監理) 技術者

確認 ・ 立会事項

工事名 _____ 年月日 _____

下記について 確 認 ・ 立 会 されたく提出します。

記

工 種		
場 所		
資 料		
希 望 日 時	年 月 日	時

確 認 立 会 員		
実 施 日 時	年 月 日	時
記 事		

現場代理人等通知書

年 月 日

矢巾町長 様

受注者 住所

氏名

印

年 月 日付けで工事請負契約を締結した次の工事について、契約書別記第 10 条に基づき
現場代理人等下記のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。

記

工事名	
工事場所	

	氏 名	受注者名（J V の場合）
現場代理人		
主任技術者		
監理技術者		
監理技術者補佐		
専門技術者		

(注) 1 氏名には、フリガナを付してください。

2 配置する現場代理人、主任技術者等及び専門技術者の経歴書を提出してください。

現場代理人等変更通知書

年 月 日

矢巾町長 様

受注者 住所
氏名

印

年 月 日付けで工事請負契約を締結した次の工事について、現場代理人等下記のとおり変更したので、別紙経歴書を添えて通知します。

記

工事名	
工事場所	

		氏 名	受注者名（JVの場合）
新	現場代理人		
	主任技術者		
	監理技術者		
	監理技術者補佐		
	専門技術者		
旧	現場代理人		
	主任技術者		
	監理技術者		
	監理技術者補佐		
	専門技術者		
変 更 年 月 日		年 月 日	
変 更 理 由 (具体的に記入)			

経 歴 書

1 本 籍 地

2 現 住 所

3 氏 名

4 生年月日

5 最終学歴

6 資 格（法令による免許及び登録番号）

7 職 歴 経験年数 年
（主な職歴）

8 現に従事している工事の概要

（1）工事の名称

（2）工事の場所

（3）工事の期間 年 月 日着工 ～ 年 月 日完成

（4）請負代金額 円（最終の請負代金額）

（5）注 文 者

（6）受 注 形 態 元請負・一時下請負・その他

（7）役 職 名 現場代理人（常駐・非常駐）・主任技術者・監理技術者・専門技術者
その他（ ）

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

印

- （注）1．技術検定合格書の写し等資格を確認出来る書面を添付してください。監理技術者資格者証の交付を受けている監理技術者については、当該資格者証の写し（表と裏）及び講習終了証の写しも併せて添付してください。
- 2．雇用関係が確認出来る書面（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。
- 3．職歴（主な職歴）欄又は現に従事している工事の概要欄への記載内容がこれらの欄に収まらない場合は、記載事項に従って別葉に作成してください。現に従事している工事が複数ある場合の当該概要は、全ての工事について記載してください。

技 能 者 届

年 月 日

矢巾町長 様

受 注 者

住 所

氏 名

印

工事の名称

年 月 日付で契約を締結した上記工事に係る技能者を下記のとおり定めたので届け出ます。

氏 名	所属 (下請負業者名)	技能者職名 (資格名称)	備考
	☐ 雇用 ☐ 下請負 ()		
	☐ 雇用 ☐ 下請負 ()		
	☐ 雇用 ☐ 下請負 ()		
	☐ 雇用 ☐ 下請負 ()		
	☐ 雇用 ☐ 下請負 ()		

技 能 者 経 歴 書

- 1 本 籍 地
- 2 現 住 所
- 3 氏 名
- 4 生年月日
- 5 最終学歴
- 6 資 格（法令による免許及び登録番号）
- 7 職 歴 経験年数 年
（主な職歴）

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

印

- （注） 1．技術検定合格証明書の写し等資格を確認出来る書面を添付してください。
- 2．職歴（主な職歴）欄への記載内容がこれらの欄に収まらない場合は、記載事項に従って別葉に作成してください。

[illegible]

工程()表()

工事名
工事場所
契約年月日
工事期

年 月 日 年 月 日まで

11

[illegible]

(注) 1. 本表は、契約締結後 7 日以内に提出すること。

2. 変更の場合は、「工事工程表（ ）の（ ）内に「変更」と表示すること。
3. 予定工程は、黒実線をもって表示すること。また、変更契約の工程は、下段に黒点線をもって表示すること。
4. 「摘要」欄には、主要使用機械、歩掛及び資材の手配、段取等を記入すること。

- 116 -

矢巾町長 様

受注者 住所
氏名

請 負 代 金 内 訳 書

工 事 名

工 事 場 所

契約年月日

工 期

年 月 日 から 年 月 日まで

費 目	工 種	種 別	細 別	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額
直接工事費								
間接工事費	共通仮設費							
	現場管理費	法定福利費	健康保険料					
			厚生年金保険料					
			雇用保険料					
			その他					
		その他						
	一般管理費等							

- (注) 1. 現場管理費の内訳として法定福利費（雇用保険料、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料（児童手当拠出金含む））の各項目について事業主負担分を記入し、直接工事費を含む
その他工種は1式計上とし金額を記入すること。
2. 様式は適宜変更して構わない。

年 月 日

(発注者)

様

受注者

下 書 請 調 書

工 事 場 所 名	市・郡 町・村 字 地内			
工 事 年 月 日	年 月 日			
契 約 年 月 日	年 月 日			
工 期	(着工) 年 月 日 (完成)			
請 負 代 金 額	円			
下 請 施 工 部 分	下 請 負 人 (住所、商号または 名称、代表者名)	建設業許可の 番号及び 年月日	理 由	
下 請 代 金 額 (千円)				
下 請 調 書				

(注) 1. この調書には下請契約書等の写しを添付するものとする。
2. 下請契約の相手方が、岩手県内に主たる営業所を有する者以外の場合、その理由を備考欄に記載し提出すること。
3. 発注者は、下請負人が岩手県内に主たる営業所を有する者以外の場合、理由を確認すること。

工 事 週 報

					監督員		現場代理人	
		工 種	施工箇所	作業内容	稼動機械	作業員数	摘 要	
月 日 ()	天候							
月 日 ()	天候							
月 日 ()	天候							
月 日 ()	天候							
月 日 ()	天候							
月 日 ()	天候							
月 日 ()	天候							

年 月 日

矢巾町長 様

受注者 住所
氏名

工 事 履 行 報 告 書

工事名	工事		
工事場所			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
日 付	年 月 日 (月分)		
月 別	予 定 工 程 % ()は工程変更後	実 施 工 程 %	備 考
(記事欄)			

年 月 日

矢巾町長 様

現場代理人氏名
(又は会社名)

印

事 故 発 生 状 況 報 告 書

1 発 生 日 時 年 月 日 () 午前・午後 時 分

2 事故発生場所

3 工 事 名 工事

4 受 注 者 名

元請負人	所在地	
	会社名	
	代表者	TEL

下請負人	所在地	
	会社名	
	代表者	TEL

(注) 下請負人の欄は、下請負人が事故を起こした場合のみ記入のこと。

5 請 負 代 金 額 円
(元請負金額)6 工事の期間 着 手 年 月 日
(元請工期) 完 成 年 月 日

7 被害内訳（記載欄不足の場合は、適宜別紙に記すこと。）

人的被害	住 所	TEL
	氏 名 等	男・女 才
	職 業 名	
	就業先名	TEL
	職種名等	(勤務年数) 年
	負傷内容	
	収 容 先	TEL
物的被害	物件名	
	管理(所有)者 名及び住所	TEL
	使用者名及び 住所	男・女 才
		TEL
	被害程度	
応急措置		
事 故 内 容 (簡略に記入する)		

8 事故概要、経過及び原因（別紙とし様式自由）

9 労働基準監督署からの行政処分及び指導（使用停止等命令，是正勧告，指導票等）の内容（明らかになり次第，速やかに報告すること）

10 添付資料（現場状況写真，位置図，平面図，横断図，事故発生状況図，請負契約㊟，下請負契約書㊟，下請調書㊟，現場代理人等通知書㊟，診断書㊟，死傷病報告書㊟，今後の安全措置，その他）

完 成 届

年 月 日

矢巾町長 様

受注者 住所
氏名 印

年 月 日契約の下記工事は、年 月 日をもって全工程を完成したので、契約書別記第 31 条第 1 項に基づき届出ます。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日
- 4 請負代金額 円

再 資 源 化 等 報 告 書

年 月 日

矢巾町長 様

氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名）
 （郵便番号 — ）電話番号 — —
 住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 _____
 2. 工事の場所 _____
 3. 再資源化等が完了した年月日 年 月 日
 4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
 （書ききれない場合は別紙に記載）

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____ 万円（税込み）

- ☐ 再生資源利用実施書（必要事項を記載したもの）
☐ 再生資源利用促進実施書（必要事項を記載したもの）
 ※ 変更施工計画書にて既に提出している場合は、添付不要。

(書ききれない場合は別紙に記載)

[illegible]

引 渡 書

年 月 日

矢巾町長 様

受注者	住所	
	氏名	印

- 1 工事名
- 2 工事場所

上記工事の目的物を本日引き渡します。
〔上記工事のうち、下記目的物を本日引き渡します。〕

(注) 〔 〕 は一部完成の場合に記入する。

年 月 日

矢巾町長 様

受注者 住所
氏名

印

請 求 書

次のとおり請求します。

請求金額	円 ()
工事名	工 事
工事場所	
請負代金額	円

前回までの受領済額の内訳

前金払		第 3 回	
第 1 回		第 4 回	
第 2 回		計	

振込金融機関 名称 _____ 口座番号 普通・当座

(注) 請求金額欄の () には、請求の別を前金払、部分払又は精算払と表示すること。

建設廃棄物処理結果報告書

年 月 日

矢巾町長 様

受 注 者

住 所

氏 名

印

年 月 日付で契約を締結した 工事より発生した建設廃棄物については、下記により処理したことを報告します。

記

1 工事の名称

2 工事の場所

3 工事の期間 年 月 日着工

年 月 日完成

4 請負代金額 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 処理結果

廃棄物の種類	数量	処理方法	処理施設名称	処理施設所在地	処理月日

(参考様式1)

契 約 の 保 証 に 係 る 届 出 書

年 月 日

矢巾町長 様

(住所)

(氏名)

下記1に掲げる工事については、下記2のとおり契約の保証を付すこととしたのでその旨届出します。

記

1 施工する工事

(1) 工 事 名

(2) 工事場所

2 契約の保証（該当するものに○印を付すこと。）

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保の提供

(3) 損害金の支払を保証する銀行、金融機関又は保証事業会社の保証

(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) 損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(参考様式2)

課 税 事 業 者 届 出 書

年 月 日

矢巾町長 様

住 所
氏 名

印

下記の期間については、消費税法の課税事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者以外の事業者）となるのでその旨届出します。

記

課税期間	自	年	月	日
	至	年	月	日

(参考様式2)

免 税 事 業 者 届 出 書

年 月 日

矢巾町長 様

住 所

氏 名

印

下記の期間については、消費税法の免税事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者）となるのでその旨届出します。

記

課税期間	自	年	月	日
	至	年	月	日

(参考様式3)

年 月 日

矢巾町長 様

(受注者)

住 所

氏 名

印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
第13条に基づく契約書記載事項について（報告）

このことについて、別紙1のとおり報告します。

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

※届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用 (受注者の見積金額)

円 (税込)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 (特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 (受注者の見積金額)

円 (税込)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用

なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 (特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 (受注者の見積金額)

円 (税込)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	②土木	土工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用

(受注者の見積金額)

円(税込)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

(受注者の見積金額)

円(税込)

別 紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

[illegible]

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

(参考様式4)
様式第6号(第14条関係)

年 月 日

盛岡広域振興局長 様

届出者 氏名 印
住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び商号又は名称
並びに代表者の氏名)

郵便番号

電話番号

通 知 書

循環型地域社会の形成に関する条例第21条第7項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 工事の名称
- 2 工事の場所
- 3 再生、処分等の方法 別紙のとおり
- 4 再生、処分等に要する費用 別紙のとおり

備考 3及び4については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第13条の書面の写しの添付をもって記載に代えることができます。

(参考様式5①)

再生資源利用計画書（実施書）

―建設資材搬入工事用―

1.工事概要

発注機関名

発注機関コード*1

発注担当者チェック欄

担当者

TEL

()

請負会社名

TEL

FAX

記入年月日

会社所在地

()

調査票記入者

工事名

工事種別コード*3

最終工事

100万円未満四捨五入

工事施工場所

住所コード*4

請負金額

単位:千円まで

,000,000

円

(税込み)

工事概要等

施工条件の内容
(再生資源の利
用に関する特記
事項等)

工 期

自

至

建築・解体工事のみ
右欄に記入して下さい

建築面積

単位:百万まで

延床面積

単位:平方m

階 数

地上

地下

()

に印をつける)

()

に印をつける)

尚、解体工事については、建築面積は御記入いただくなくても結構です。

2.建設資材利用実績

注:コード*5～9は下記欄外のコード表より数字を選んでください。

建設資材（新材を含む）					再生資材の供給元					再生資源		
分類	小分類 コード*5	規格	主な利用用途 コード*6	利 用 量 (A) 単位: 百万まで	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元 種類 コード*7	施工条件 内容 コード*8	再生資材の供給元場所住所	再生資材の名称 コード*9	再生資材利用量 (B) 単位: 百万まで	利用率 B/A × 100	
土 砂										縮めm ³	%	
										縮めm ³	%	
											縮めm ³	%
											縮めm ³	%
											縮めm ³	%
合 計										縮めm ³	%	
砕 石					トン					トン	%	
					トン					トン	%	
					トン					トン	%	
					トン					トン	%	
					トン					トン	%	
合 計										トン	%	
アスファルト 混 合 物					トン					トン	%	
					トン					トン	%	
					トン					トン	%	
					トン					トン	%	
					トン					トン	%	
合 計										トン	%	
そ の 他 （再生資材 のみ記入）					トン					トン	%	
					トン					トン	%	
					トン					トン	%	
					トン					トン	%	
					トン					トン	%	
合 計										トン	%	

コード*5

土砂について

1.第一種建設発生土

2.第二種建設発生土

3.第三種建設発生土

4.第四種建設発生土

5.泥土(建設汚泥以外)

6.土質改良土

7.再生コンクリート砂

8.山砂、山土等の購入土、採取土

砕石について

1.クラッシャーラン

2.粒度調整砕石

3.鉱さい

4.単粒度砕石

5.ぐり石、割ぐり石

6.その他

アスファルト混合物について

1.粗粒度アスファルトコンクリート

2.密粒度アスファルトコンクリート

3.細粒度アスファルトコンクリート

4.アスファルトモルタル

5.加熱アスファルト安定処理路盤材

その他について(再生資材の名称を具体的に記入)

コード*6

土砂について

1.道路路体

2.路床

3.河川築堤

4.構造物等の裏込材、埋戻し用

5.宅地造成用

6.水面埋立用

7.は場整備(農地整備)

8.その他(具体的に記入)

砕石について

1.舗装の下層路盤材

2.舗装の上層路盤材

3.構造物の裏込材、基礎材

4.その他(具体的に記入)

アスファルト混合物について

1.表層

2.基層

3.上層路盤

4.歩道

5.その他(駐車場舗装、軟地内舗装等)

その他について(利用用途を具体的に記入)

コード*7

再生資材の供給元について

1.現場内利用

2.他の工事現場

3.再資源化施設

4.ストックヤード

5.その他

コード*8

施工条件について

1.再生材の利用の指示あり

2.再生材の利用の指示なし

コード*9

土砂について

1.第一種建設発生土

2.第二種建設発生土

3.第三種建設発生土

4.第四種建設発生土

5.泥土(建設汚泥以外)

6.土質改良土

7.再生コンクリート砂

砕石について

1.再生クラッシャーラン

2.再生粒度調整砕石

3.鉱さい

4.その他

アスファルト混合物について

1.再生粗粒度アスファルトコンクリート

2.再生密粒度アスファルトコンクリート

3.開粒度及び改質アスファルトコンクリートを含む)

4.再生アスファルトモルタル

5.再生加熱アスファルト安定処理路盤材

その他について(再生資材の名称を具体的に記入)

注1.再生資材利用量について

アスファルト混合物等で、利用した再生材(製品)の中に、新材が混入している場合であっても、新材混入含んだ再生資材(製品)の利用量を記入してください。

再生資源利用促進計画画書（実施書）

――建設副産物搬出工事用――

1.工事概要

発注機 関 名		発注機関コード*1		発注担当者チェック欄	
担当者		TEL		()	
会社所在地		TEL FAX		() ()	
請負会社名		請負者コード*2		記入年月日	

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ「様式8」を作成して下さい。

工 事 名	工事種別コード*3	最終工事 請負金額	100万円未満四捨五入 単位:千円まで	0,000,000 円 (税込み)
工事施工場所	住所コード*4	工 期	自 至	
工 事 概 要 等	施工条件の内容			

建築・解体工事のみ
右欄に記入して下さい

↑

建築面積	単位:百万まで	階 数	地上 地下
延床面積	単位:百万まで		
構造			
(に印をつける)			
(に印をつける)			

尚、解体工事については、建築面積は御記入いただくなくても結構です。

現場内利用の欄には、発生量(掘削等)のうち、現場内で利用したものについて御記入ください。

注) 再資源化施設、最終処分場は、指定副産物の種類ごとに3ヶ所まで記入できます。

4ヶ所以上にわたる場合は、用紙を換えて記入してください。

コード*14(コード*13で「7.内陸処分場」を選択した場合のみ記入)

1.山砂利等採取跡地 2.処分場の覆土 3.池沼等の水面埋立 4.谷地埋立 5.農地受入 6.その他

2.建設副産物搬出実績

指定副産物の種類	現場内利用・減量				現場外搬出について					再生資源利用促進率 (2)+(5) (1) × 100 %	
	現場内利用		減量化		搬出先場所	施工条件の内容 コード*12	搬出先の種類 コード*13	搬出先の用途 コード*14	(4)現場外搬出量 単位:百万まで		(5)再生資源 利用促進量 (注2)
	用途 コード*10	(2)利用量 「うち現場内」 改良分	減量法 コード*11	(3)減量化量							
建設発生土	第一種 建設発生土	0 地山m ³	地山m ³	地山m ³				km	地山m ³	地山m ³	
	第二種 建設発生土	0 地山m ³	地山m ³	地山m ³				km	地山m ³	地山m ³	%
	第三種 建設発生土	0 地山m ³	地山m ³	地山m ³				km	地山m ³	地山m ³	%
	第四種 建設発生土	0 地山m ³	地山m ³	地山m ³				km	地山m ³	地山m ³	%
	泥 土 (河川、湖沼等の浚渫土)	0 地山m ³	地山m ³	地山m ³				km	地山m ³	地山m ³	%
	合 計	0 地山m ³	0 地山m ³	0 地山m ³				0	0 地山m ³	0 地山m ³	%
	コンクリート塊	0 トン	トン	トン				km	トン	トン	%
	アスファルト・ コンクリート塊	0 トン	トン	トン				km	トン	トン	%
	建設発生木材	0 トン	トン	トン				km	トン	トン	%
	建設汚泥	0 トン	トン	トン				km	トン	トン	%
建設混合廃棄物	0 トン	トン	トン				km	トン	トン	%	

コード*10
1.路盤材 2.裏込材
3.埋戻し材 4.その他(具体的に記入)

コード*11
1.焼却 2.脱水
3.天日乾燥 4.その他(具体的に記入)

コード*12
施工条件について
1.A指定処分
(発注時に指定されたもの)
2.B指定処分(もしくは準指定処分)
(発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3.自由処分

コード*13(詳細は「表-4」参照のこと)

再 生 資 源 利 用 促 進	最 終 処 分 場 ・ そ の 他
1.他の工事現場(内陸・公共・民間を含む) 2.再資源化施設(土質改良プラントを含む) 3.有償売却(工事請負会社が建設副産物を売却し、代金を得た場合) 4.建設発生土ストックヤード(他工事で再利用される場合) 5.海面埋立事業(海岸、海浜事業含む)	6.海面処分場 7.内陸処分場(建設発生土受入地を含む) 8.建設発生土ストックヤード(再利用されない場合) 9.中間処理施設(焼却施設、処分のための中間処理施設に限る) 10.その他(具体的に記入)

注2.再生資源利用促進量について
現場外搬出量(4)のうち、搬出先の種類
(コード*13)が1.～5.の合計

施 工 体 制 台 帳

[会社名・事業者ID]

[事業所名・現場ID]

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工業業	大臣特定知事一般第 号	年 月 日
	工業業	大臣特定知事一般第 号	年 月 日

工事名称及び工事内容			
工事発注者及び住所			
工期	自	年 月 日	契約日 年 月 日
	至	年 月 日	

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
	下請契約						

発注者の監督員名	権限及び意見 申出方法		
----------	----------------	--	--

監督員名 現場代理人名		権限及び意見 申出方法	
		権限及び意見 申出方法	
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
監理技術者補佐名		資格内容	
専門技術者名		専門技術者名	
		資格内容	
資格内容		資格内容	
担当工事内容		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有	無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有	無
--------------------	---	---	-------------------	---	---

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID	代 表 者 名	
住所		
工事名称及び工事内容		
工期	自 年 月 日	至 年 月 日 契約日 年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工業業	大臣特定知事一般第 号	年 月 日
	工業業	大臣特定知事一般第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

現場代理人名 権限及び意見 申出方法 主任技術者名 資格内容		安全衛生責任者名	
		安全衛生推進者名	
	専任 非専任	雇用管理責任者名	
		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有	無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有	無
--------------------	---	---	-------------------	---	---

※施工体制制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に

施 工 体 系 図

発注者名	自 年 月 日	
工事名称	至 年 月 日	

元請名・事業者ID	
監督員名	
監理技術者名	
主任技術者名	
監理技術者補佐名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者

会長	統括安全衛生責任者
----	-----------

副会長	
-----	--

工事 工期	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
工事 工期	専門技術者	
	担当工事内容	
	年月日 ～ 年月日	

工事 工期	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
工事 工期	専門技術者	
	担当工事内容	
	年月日 ～ 年月日	

工事 工期	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
工事 工期	専門技術者	
	担当工事内容	
	年月日 ～ 年月日	

工事 工期	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
工事 工期	専門技術者	
	担当工事内容	
	年月日 ～ 年月日	

工事 工期	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
工事 工期	専門技術者	
	担当工事内容	
	年月日 ～ 年月日	

工事 工期	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
工事 工期	専門技術者	
	担当工事内容	
	年月日 ～ 年月日	

工事 工期	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
工事 工期	専門技術者	
	担当工事内容	
	年月日 ～ 年月日	

工事 工期	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
工事 工期	専門技術者	
	担当工事内容	
	年月日 ～ 年月日	

工事 工期	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
工事 工期	専門技術者	
	担当工事内容	
	年月日 ～ 年月日	

工事 工期	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
工事 工期	専門技術者	
	担当工事内容	
	年月日 ～ 年月日	

工事 工期	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
工事 工期	専門技術者	
	担当工事内容	
	年月日 ～ 年月日	

工事 工期	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般／特定の別	一般／特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無
工事 工期	専門技術者	
	担当工事内容	
	年月日 ～ 年月日	

再下請負通知書

年 月 日

直近上位注文者名

元請名称・事業者ID

【報告下請負業者】

住所

会社名・事業者ID

代表者名

《自社に関する事項》

工事名称及び工事内容		
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との契約日 年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	大臣特定知事一般 工事業	第 号	年 月 日
	大臣特定知事一般 工事業	第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

監督員名	安全衛生責任者名			
権限及び意見申出方法	安全衛生推進者名			
現場代理人名	雇用管理責任者名			
権限及び意見申出方法	専門技術者名			
主任技術者名	資格内容			
資格内容	担当工事内容			

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有	無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有	無
--------------------	---	---	-------------------	---	---

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名・事業者ID	代表者名	
住所電話番号		
工事名称及び工事内容		
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日 年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	大臣特定知事一般 工事業	第 号	年 月 日
	大臣特定知事一般 工事業	第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

現場代理人名	安全衛生責任者名			
権限及び意見申出方法	安全衛生推進者名			
主任技術者名	専門 非専門	雇用管理責任者名		
資格内容	専門技術者名			
	資格内容			
	担当工事内容			

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有	無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有	無
--------------------	---	---	-------------------	---	---

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

事業所の名称
・ 現場ID
所長名

作 業 員 名 簿
(年 月 日 作成)

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名
・ 事業者ID

(次)会社名
・ 事業者ID

元請
確認欄

提出日

年 月 日

番 号	ふりがな		職 種	※	生年月日		健康保険		建設業退職金 共済制度	教 育 ・ 資 格 ・ 免 許			入場年月日
	氏名	技能者ID			年齢		年金保険	雇用保険		雇入・職長 特別教育	技能講習	免 許	受入教育 実施年月日
					年 月 日								年 月 日
					歳								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					歳								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					歳								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					歳								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					歳								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					歳								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					歳								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					年 月 日								年 月 日
					歳								年 月 日
					年 月 日								年 月 日

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

〔現〕 …現場代理人 〔作〕 …作業主任者 (注) 2.) 〔女〕 …女性作業員 〔未〕 …18歳未満の作業員

〔主〕 …主任技術者 〔職〕 …職 長 〔安〕 …安全衛生責任者 〔能〕 …能力向上教育 〔再〕 …危険有害業務・再発防止教育

〔晋〕 …外国人技能実習生 〔就〕 …外国人建設就労者 〔1特〕 …1 号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。
(注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

(注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士）を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

< 参 考 資 料 ① >

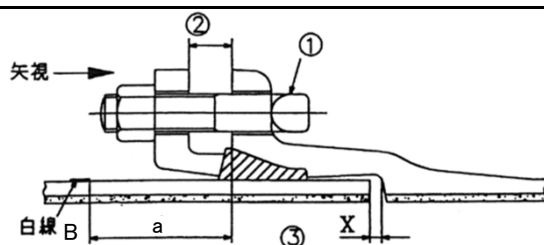
- ・ 継手チェックシート (K形継手)
- ・ 継手チェックシート (N S形継手 ϕ 75～250)
- ・ 継手チェックシート (N S形継手 ϕ 300～450)
- ・ 継手チェックシート (N S形継手継ぎ輪 ϕ 75～450)
- ・ 継手チェックシート (N S形継手直管 ϕ 500～)
- ・ 継手チェックシート (N S形継手直管 (ライナ)・異形管 ϕ 500～)
- ・ 継手チェックシート (N S形継手継ぎ輪 ϕ 500～)
- ・ 継手チェックシート (大平面座形フランジ)
- ・ 継手チェックシート (溝形フランジ)
- ・ 継手チェックシート (G X形継手直管・P-Link)
- ・ 継手チェックシート (G X形継手異形管・G-Link)
- ・ 継手チェックシート (G X形継ぎ輪)
- ・ 継手チェックシート (E Fソケット)
- ・ 継手チェックシート (E Fサドル)

K形継手チェックシート

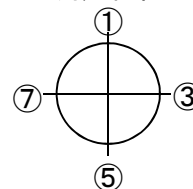
年 月 日

工事名	
図面No.・測点	
呼び径	

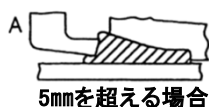
	現 場 代理人	主 任 技術者	配 管 技能者



測定位置



④ ゴム輪の出入り状態



5mmを超える場合



5mm以下



0mm以下

管 No.							
管の種類							
略 図							
継 手 No.							
清 掃							
滑 剤							
①ボルト	数						
	トルク (N・m)						
②押輪～ 受口端面間隔	①						
	③						
	⑤						
	⑦						
③受口端面～ 白線Bの間隔(a) または胴付間隔 (X)	①						
	③						
	⑤						
	⑦						
④ゴム輪の 出入状態	①						
	③						
	⑤						
	⑦						
判 定							

判定基準

②押輪－受口端面の間隔 : 最大値－最小値 ≤ 5mm (同一円周上)

③受口端面－白線の間隔(a) : 呼び径 75～250A ≤ 95mm
 呼び径 300～700A ≤ 107mm
 または胴付間隔(X) : 呼び径 800～2600 X ≤ 表2の値 (接合要領書参照)

④ゴム輪の出入状態 : 同一円周上にA、CまたはA、B、Cが同時に存在しないこと。

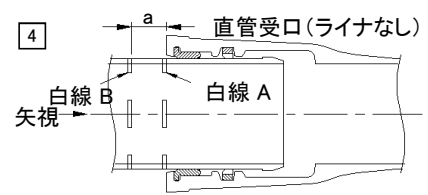
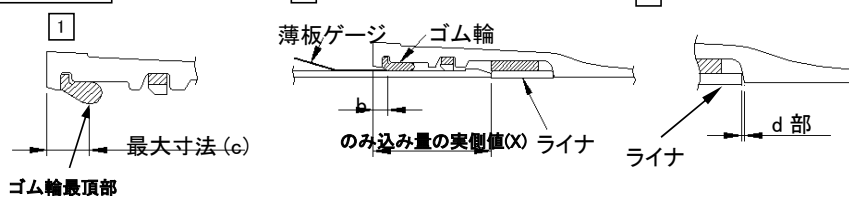
NS形継手チェックシート(φ75～φ250)

年 月 日

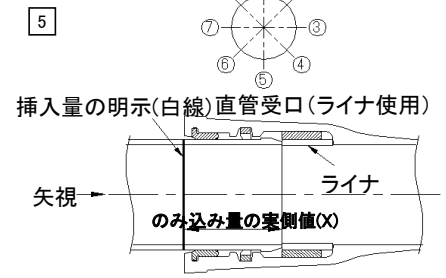
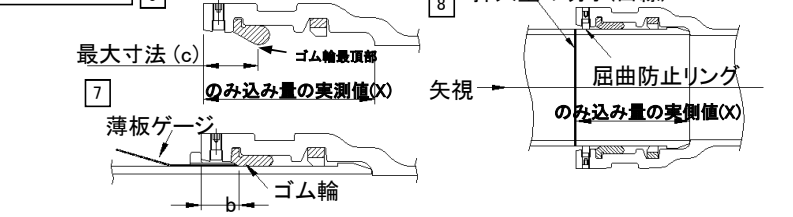
工事名	
図面No.・測点	
呼び径	

現場代理人	主任技術者	配管技能者

直管受口



異形管受口



管 No.								
管の種類								
略図/ライナ								
継手 No.								
清掃								—
ロックリング・ロックリング心出し用ゴムの確認								—
ライナ位置の確認(d部) ^{※1}								3
挿し口の挿入量の明示(白線)								5 8
受口端面～ゴム輪最頂部の最大寸法(c)								1 6
滑 剤								—
明示した白線位置の確認 ^{※2}								5 8
薄板ゲージの 入り込み量(b) (ゴム輪の位置確認)	全周チェック							
	①							
	②							
	③							
	④							2 7
	⑤							
	⑥							
	⑦							
受口端面～白線B 間隔(a)	①							
	③							4
	⑤							
	⑦							
屈曲防止リングの確認 ^{※3}								8
判 定								—

判定基準 受口端面～ゴム輪間隔(b) < 受口端面～ゴム輪最頂部の最大寸法(c)

※1 ライナが受口奥部に当たっている事を、4.5mmの隙間ゲージを用いて確認する。

※2 接合直後に、明示した白線が全周にわたり受口端面の位置にあるか確認する。

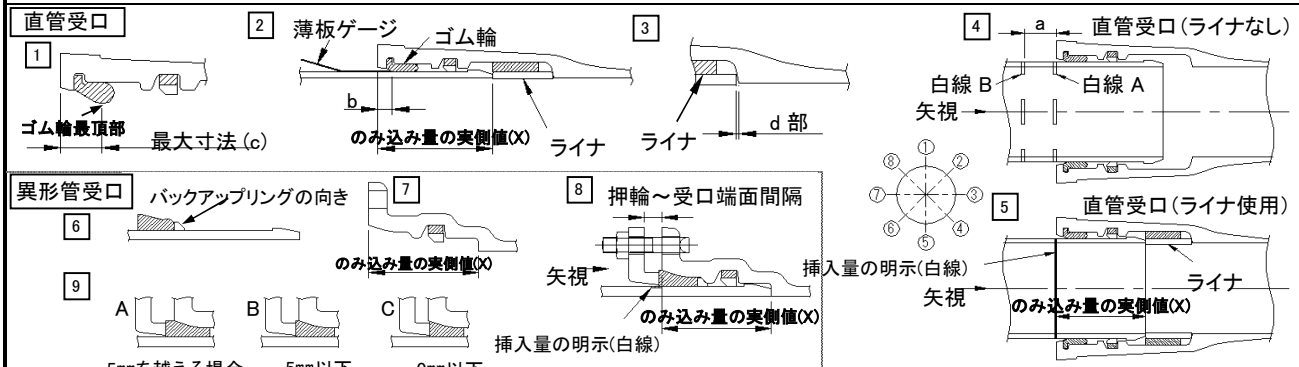
※3 屈曲防止用突部(直管挿し口の場合は挿し口外面)と屈曲防止リングの間に薄板ゲージが入らないこと。

NS形継手チェックシート(φ300～φ450)

年 月 日

工事名	
図面No.・測点	
呼び径	

現場代理人	主任技術者	配管技能者



管 No.								
管の種類								
略図／ライナ								
継手 No.								
清掃								—
ロッキング・ロッキング心出し用ゴムの確認								—
ライナ位置の確認(d部) ^{※1}								3
挿し口の挿入量の明示(白線)								5 8
受口端面～ゴム輪最頂部の最大寸法(c)								1
滑 剤								—
明示した白線位置の確認 ^{※2}								5 8
薄板ゲージの 入り込み量(b) (ゴム輪の位置確認)	全周チェック							
	①							
	②							
	③							
	④							
	⑤							
	⑥							
	⑦							
受口端面～白線B 間隔(a)	①							
	③							
	⑤							
	⑦							
バックアップリングの向き ^{※3}								6
ボルト・ナット	数							—
	トルク(N・m)							—
押輪～受口端面 間隔 ^{※4}	①							
	③							
	⑤							
	⑦							
ゴム輪の 出入り状態 ^{※5}	①							
	③							
	⑤							
	⑦							
判 定								—

判定基準 受口端面～ゴム輪間隔(b)＜受口端面～ゴム輪最頂部の最大寸法(c)

※1 ライナが受口奥部に当たっている事を、4.5mmの隙間ゲージを用いて確認する。

※2 接合直後に、明示した白線が全周にわたり受口端面の位置にあるか確認する。

※3 バックアップリングの向き：テーパ部は挿し口端面側、切断部は受口内面切欠き部をさけた位置にあること。

※4 押輪～受口端面間隔：最大値－最小値≤5mm(同一円周上)。

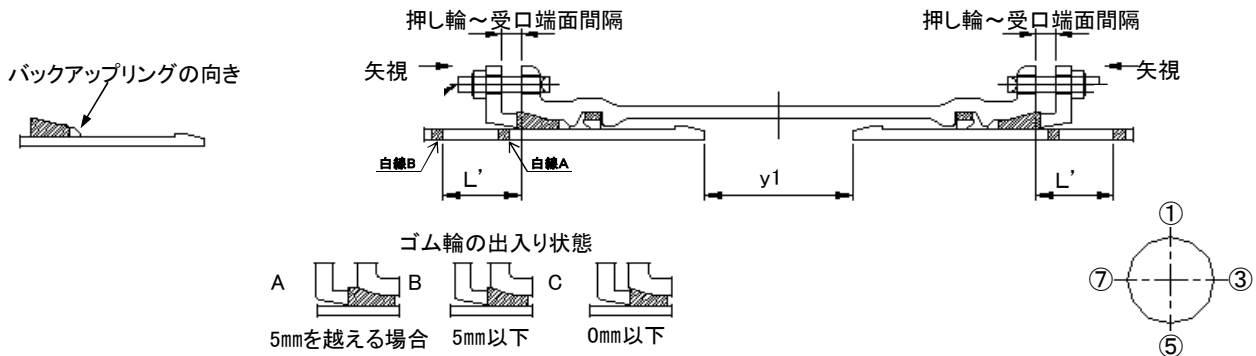
※5 ゴム輪の出入り状況：同一円周上にA、CまたはA、B、Cが同時に存在しないこと。

NS形継ぎ輪チェックシート(φ75～φ450)

年 月 日

工事名	
図面No.・測点	
呼び径	

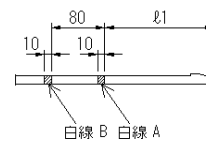
現場代理	主任技術	配管技能



管 No			
管の種類			
略図			
継手No			
清掃			—
受口溝(ロックリング)の確認			—
バックアップリングの向き※1			1
両挿し口端の 間隔(y1)※2	①		2
	③		
	⑤		
	⑦		
受口端面～ 白線Bの間隔 (L')※3	①		2
	③		
	⑤		
	⑦		
滑 剤			—
ボルト・ナット	数		—
	トルク(N・m)		—
押し輪～受口端面 間隔※4	①		2
	③		
	⑤		
	⑦		
ゴム輪の 出入り状況※5	①		3
	③		
	⑤		
	⑦		
判 定			—

備考

1. 白線表示の位置



2. 両挿し口端の間隔 (y1)

単位mm	
呼び径	y1
75、100	220
150～250	250
300～450	300

単位mm	
呼び径	L1
75	165
100	170
150	195
200	195
250	195
300	230
350	240
400	240
450	245

3. 挿し口白線Bと受口端面の間隔 (L')

単位mm						
呼び径	75	100	150～250	300	350、400	450
L'	80	85	100	150	160	165

判定基準 ※1 バックアップリングの向き : テーパー部は挿し口端面側、切断部は受口内面切欠き部をさけた位置にあること。

※2 せめ配管する場合に記入すること。

※3 一方から順次配管する場合に記入すること。

※4 押し輪～受口間隔 : 最大値-最小値≤5mm(同一円周上)

※5 ゴム輪の出入り状況 : 同一円周上にA、CまたはA、B、Cが同時に存在しないこと。

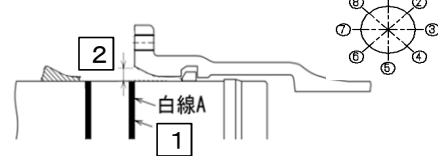
NS形直管チェックシート(φ500～φ1000)

年 月 日

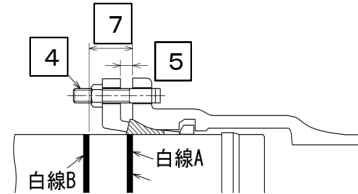
工事名	
図面No.・測点	
呼び径	

現場代理人	主任技術者	配管技能者

挿し口挿入、受挿し間隔調整



ボルトナット取付

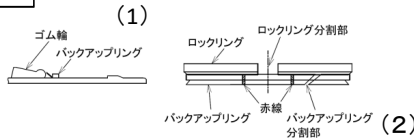


7 の最大-最小値の許容値

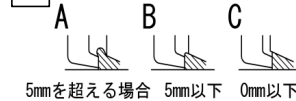
単位: mm

呼び径	X
500	31
600	31
700	32
800	32
900	32
1000	33

3 バックアップリングの向き、分割部の位置



6 ゴム輪の出入り状態



5mmを超える場合 5mm以下 0mm以下

管 No.								
管の種類								
略 図								
継手No.								—
清 掃								—
挿入量の確認	①							1
	③							
	⑤							
	⑦							
受挿し間隔の調整								2
バックアップリングの向き、 分割部の位置※1	(1)							3
	(2)							
滑 剤								—
押輪分割部の上下配置								—
ボルト・ナット	数							4
	トルク N・m							
押輪～受口間隔※2	①							5
	③							
	⑤							
	⑦							
ゴム輪の出入り状態※3	①							6
	②							
	③							
	④							
	⑤							
	⑥							
	⑦							
	⑧							
白線B～受口間隔※4	めくれ							7
	①							
	③							
	⑤							
判定								—

判定基準

※1 バックアップリングの向き、分割部の位置

(1)バックアップリングの羽根部がゴム輪側にあること。

(2)バックアップリング分割部とロックリング分割部が重ならないこと。

※2 押輪～受口間隔: 最大値-最小値 $\leq 5\text{mm}$ (同一円周上)

※3 ゴム輪の出入り状態

(1)同一円周上にA、CまたはA、B、Cが同時に存在しないこと。

(2)ゴム輪の角部が押輪に乗り上げためくれ状態(右図)が存在しないこと。

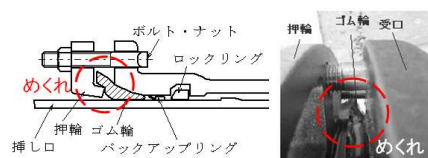
※4 白線B～受口間隔: 最大値-最小値 $\leq X$ (X: 上表参照)

図 接合不良の例

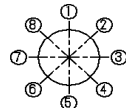
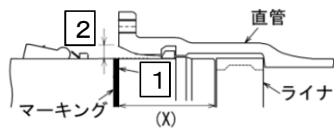
NS形直管(ライナ使用)・異形管チェックシート(φ500～φ1000)

年 月 日

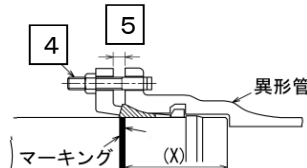
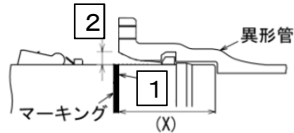
工事名	
図面No.・測点	
呼び径	

現場代理人	主任技術者	配管技能者

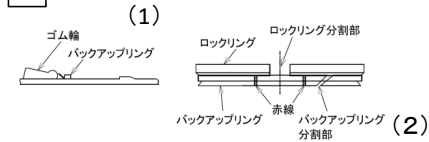
挿し口挿入、受挿し間隔調整



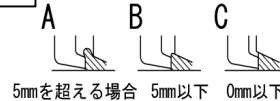
ボルトナット取付



3 バックアップリングの向き、分割部の位置



6 ゴム輪の出入り状態



管 No.							
管の種類							
略 図							
継手No.							—
清 掃							—
挿し口の挿入量(X)の明示							1
挿入量の確認※1	①						1
	③						
	⑤						
	⑦						
抜け出しチェック							—
受挿し隙間の調整							2
バックアップリングの向き、 分割部の位置※2	(1)						3
	(2)						
滑 剤							—
押輪分割部の上下配置							—
ボルト・ナット	数						4
	トルク N・m						
押輪～受口間隔※3	①						5
	③						
	⑤						
	⑦						
ゴム輪の出入り状態※4	①						6
	②						
	③						
	④						
	⑤						
	⑥						
	⑦						
	⑧						
めくれ							
判 定							—

判定基準

※1 挿入量確認: 現地で明示した白線上に受口端面があること。

※2 バックアップリングの向き、分割部の位置

(1) バックアップリングの羽根部がゴム輪側にあること。

(2) バックアップリング分割部とロックリング分割部が重ならないこと。

※3 押輪～受口間隔: 最大値－最小値 ≤ 5mm (同一円周上)

※4 ゴム輪の出入り状態

(1) 同一円周上にA、CまたはA、B、Cが同時に存在しないこと。

(2) ゴム輪の角部が押輪に乗り上げためくれ状態(右図)が存在しないこと。

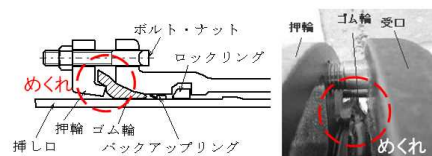


図 接合不良の例

NS形継ぎ輪チェックシート(φ500～φ1000)

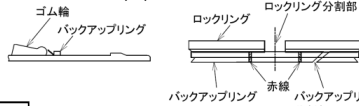
年 月 日

工事名	
図面No.・測点	
呼び径	

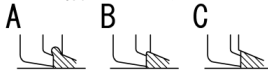
現場代理人	主任技術者	配管技能者

3 バックアップリングの向き、分割部の位置

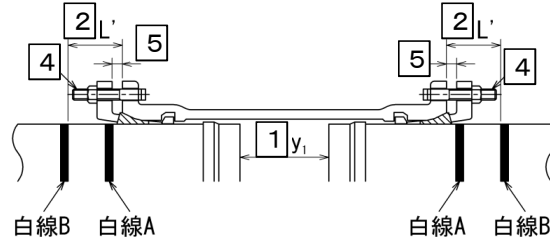
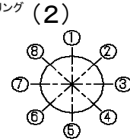
(1)



6 ゴム輪の出入り状態



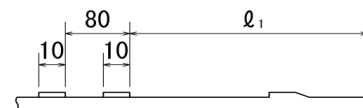
5mmを超える場合 5mm以下 0mm以下



管 No.			
管の種類			
略 図			
継手No.			
清 掃			—
両挿し口端の間隔 (y ₁)	① ③ ⑤ ⑦		1
受口端面～白線の間隔 (L')	① ③ ⑤ ⑦		2
受挿し隙間の調整			—
バックアップリングの向き、分割部の位置※1	(1) (2)		3
滑 剤			—
押輪分割部の上下配置			—
ボルト・ナット	数 トルク N・m		4
押輪～受口間隔※2	① ③ ⑤ ⑦		5
ゴム輪の出入り状態※3	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ めくれ		6
判 定			—

備考

1. 白線表示の位置



呼び径	l ₁ (mm)
500	220
600	220
700	257
800	265
900	265
1000	268

2. 両挿し口端の間隔(y₁)
およびL'寸法(y₁の場合)

呼び径	y ₁ (mm)	L' (mm)
500	260	105
600	260	105
700	300	87
800	305	98
900	305	98
1000	310	103

判定基準

※1 バックアップリングの向き、分割部の位置

(1) バックアップリングの羽根部がゴム輪側にあること。

(2) バックアップリング分割部とロックリング分割部が重ならないこと。

※2 押輪～受口間隔: 最大値－最小値 ≤ 5mm (同一円周上)

※3 ゴム輪の出入り状態

(1) 同一円周上にA、CまたはA、B、Cが同時に存在しないこと。

(2) ゴム輪の角部が押輪に乗り上げためくれ状態(右図)が存在しないこと。

注) 両挿し口端の間隔(y₁)は、一方から配管する場合には記入不要。

L' (受口端面～白線の間隔)は、せめ配管の場合には記入不要。

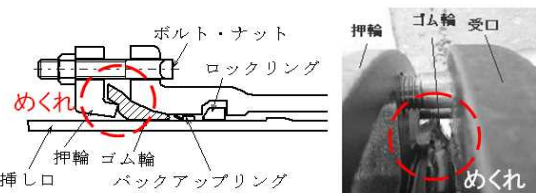


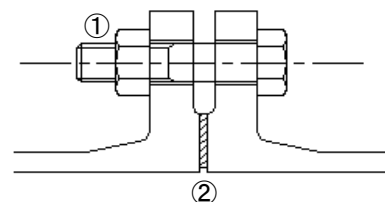
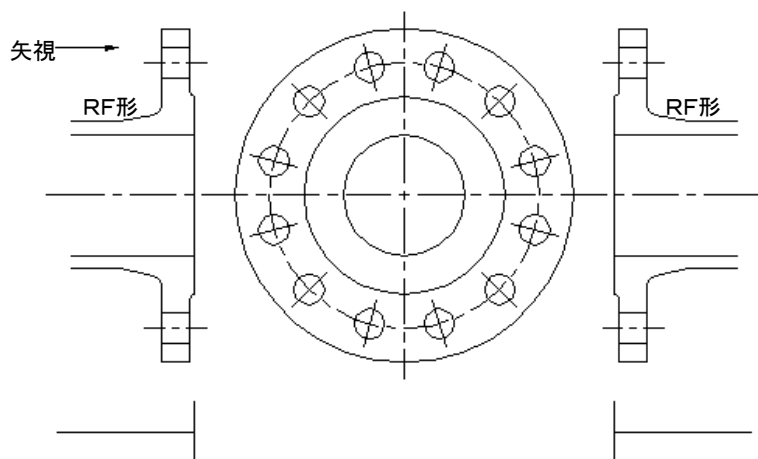
図 接合不良の例

大平面座形フランジ継手チェックシート

年 月 日

工事名	
図面No.・測点	
呼び径	

現場代理人	主任技術者	配管技能者



大平面座形フランジのボルト 標準締め付けトルク

呼び径	ボルトの呼び	標準締め付けトルク (N・m)
75～200	M 16	60
250・300	M 20	90
350・400	M 22	120
450～600	M 24	260

注) 呼び径700以上については、接合要領書巻末に参考値を掲載。

管 No.							
管の種類							
略 図							
継 手 No.							
清 掃							
接着剤使用の有無							
①ボルト	数						
	トルク (N・m)						
②ガスケットの位置							
判 定							

判定基準 ①ボルトの締め付けトルク : 表の標準締め付けトルクによる。

②ガスケットの位置 : フランジ面の平行にかたよりなく接合されていること、およびガスケットのずれがないこと。

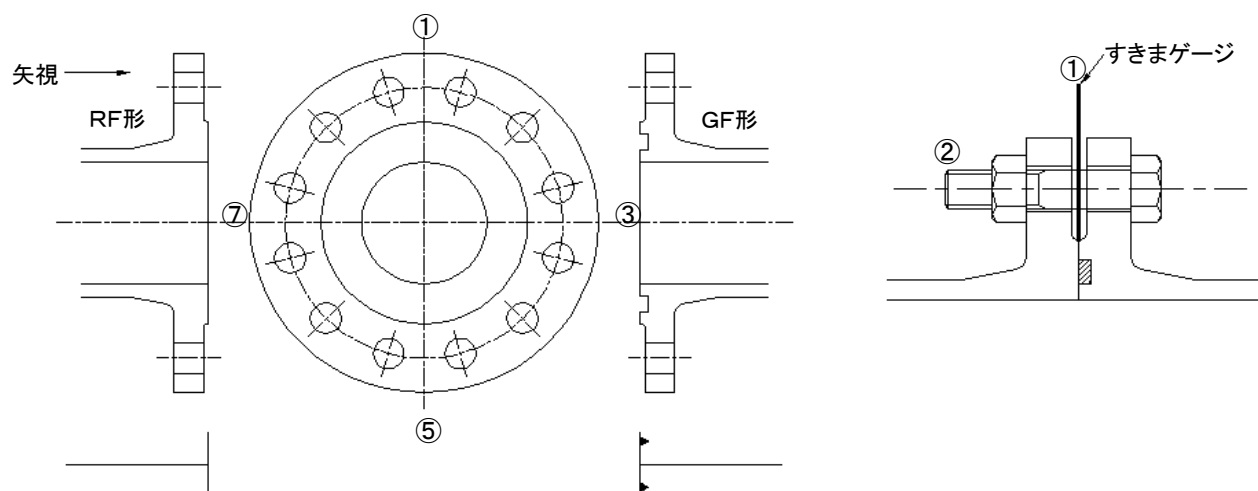
溝形フランジ継手チェックシート(メタルタッチの場合)

年 月 日

工事名	
図面No.・測点	
呼び径	

現場代理人	主任技術者	配管技能者

呼び圧力



管 No.							
管の種類							
略 図							
継 手 No.							
清 掃							
接着剤使用の有無							
①すきまゲージ (1mm厚)に よるチェック	①						
	③						
	⑤						
	⑦						
②ボルト	数						
	トルク (N・m)						
判 定							

判定基準 ①すきまゲージによるチェック : フランジ面間に1mm厚のすきまゲージが入らないこと。
 ②ボルトの締め付けトルク : 60N・m以上

GX形継手 チェックシート(直管・P-Link)【新仕様品】

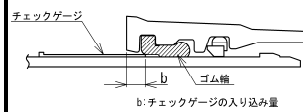
年 月 日

工事名	
工区	
配管図No.	
測点No.	
呼び径・管種	

継手施工者()

現場代理人	主任技術者	配管技能者

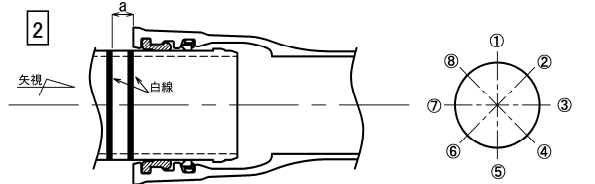
1 直管



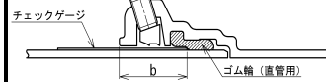
b寸法の合格範囲

呼び径	合格範囲 (mm)
75	8～18
100	8～18
150	11～21
200	11～21
250	11～21
300	14～24
400	14～25

2



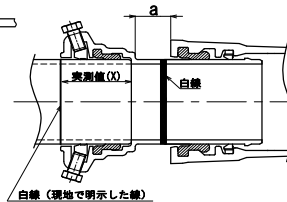
3 P-Link 締め付けトルク: 100N・m



b寸法の合格範囲

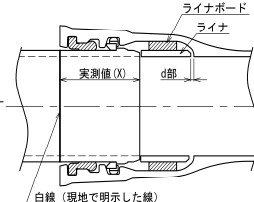
呼び径	合格範囲 (mm)
75	54～63
100	57～66
150	57～66
200	63～72
250	63～72
300	70～80

4 締め付けトルク: 100N・m



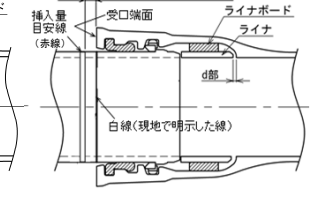
5

(直管挿し口を挿入する場合)



6

(異形管挿し口、P-Linkを挿入する場合)



管 No.								
管の種類								
略図/ライナ								
継手 No.								—
挿し口突部の有無								—
清掃・異物の除去								—
ライナの位置確認(d部)※1								5
受口溝(ロッキング)の確認								—
挿し口の挿入量の明示								4 5
爪、押しボルトの確認(P-Link)								—
滑 剤								—
マーキング(白線)位置の確認※2								5
挿入量目安線(赤線)と受口端面間距離の確認(異形管挿し口)※3								6
マーキング(白線)の明示(異形管挿し口)※4								6
受口端面～ゴム輪間隔(b)※5	全周チェック							
	①							
	②							
	③							
	④							
	⑤							
	⑥							
	⑦							
受口端面～白線間隔(a)注	①							
	③							
	⑤							
	⑦							
押しボルト	本数							
	トルク確認							
判定								—
備考								

判定基準: ※1 ライナが受口奥部に当たっていることを確認する。

※2 接合直後にマーキング(白線)位置が全周にわたり受口端面の位置にあるか確認する。

※3 挿入量目安線(赤線)と受口端面間距離が全周にわたり10mm以下であるか確認する。

※4 挿し口外周へ受口端面位置の白線を表示したか確認する。

※5 受口端面～ゴム輪間隔(b)が表に示す合格範囲内であること。また、曲げ接合してチェックゲージがゴム輪位置まで挿入できない場合は、チェックできなかったことを記載する。

注) P-Linkの場合は受口端面からの直部長さ 4 a寸法を記入する。

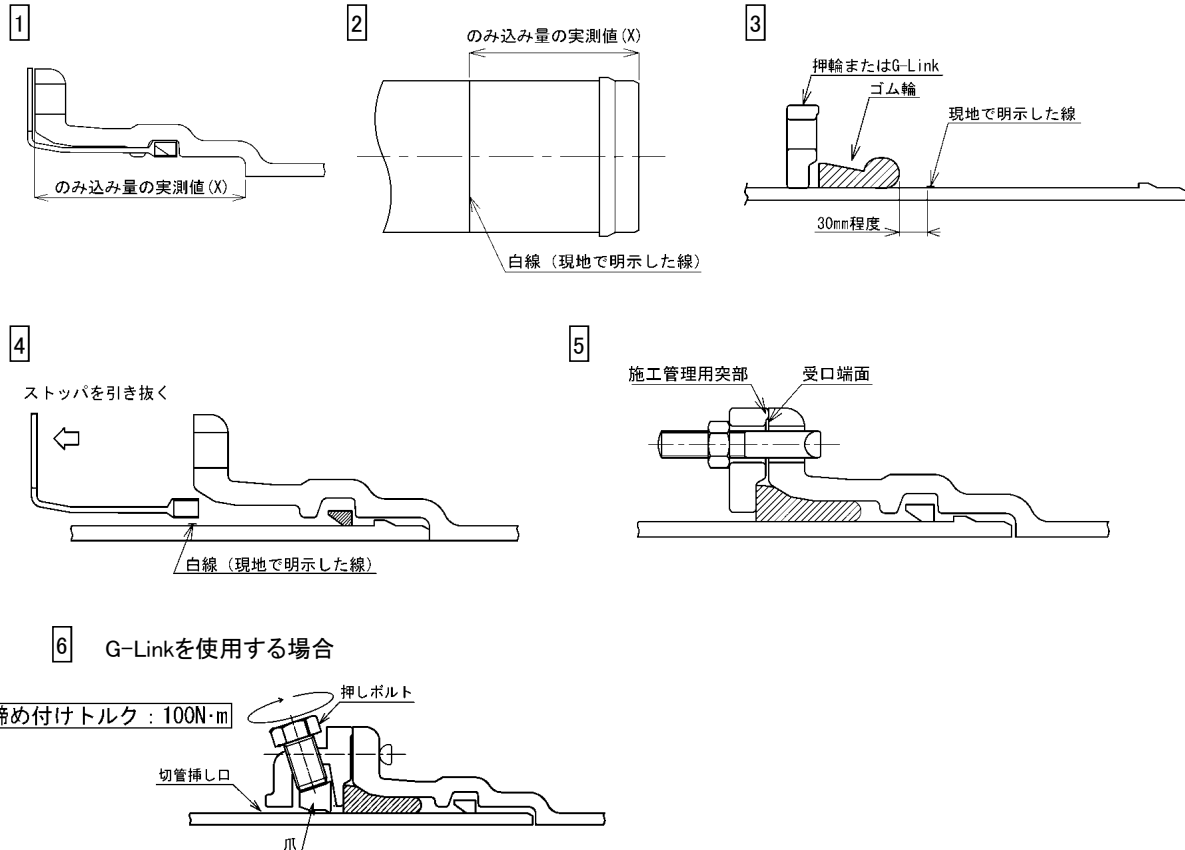
GX形継手 チェックシート(異形管・G-Link)

年 月 日

工事名	
工区	
配管図No.	
測点No.	
呼び径・管種	

継手施工者()

現場代理人	主任技術者	配管技能者



管 No.							
管の種類							
略図							
継手 No.							—
挿し口突部の有無 ^{注)}							—
清掃・異物の除去							—
ロックリング、ストッパの確認							—
挿し口の挿入量の明示							1 2
爪、押ボルトの確認(G-Link)							—
ゴム輪、押輪またはG-Linkの確認							3
滑 剤							—
ストッパの引き抜き							4
抜け出しチェック(挿し口突部有り)							—
T頭ボルト	本数						5
受口端面～ 施工管理用突部 の隙間 ※1	箇所数						5
	隙間ゲージ 確認						
押しボルト	本数						6
	トルク確認						
判 定							—
備 考							

判定基準 ※1 受口端面と押輪またはG-Linkの施工管理用突部との間に0.5mm以上の隙間がないこと。

注) 挿し口突部のない挿し口を異形管受口と接合する場合は、G-Linkを使用すること。

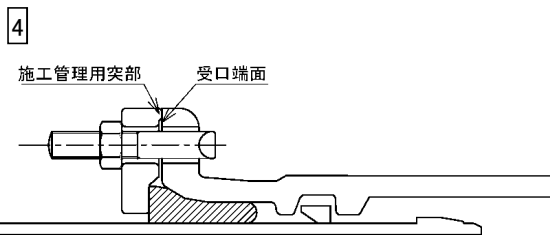
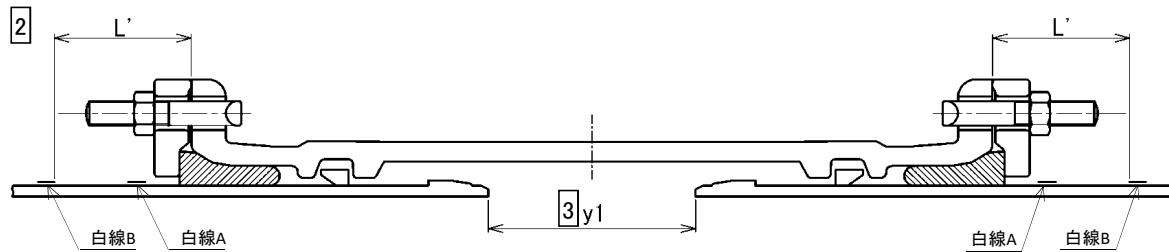
GX形継手 継ぎ輪チェックシート

年 月 日

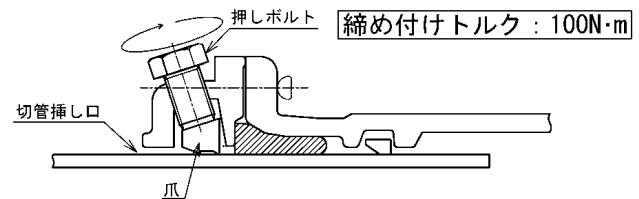
工事名	
工区	
配管図No.	
測点No.	
呼び径・管種	

継手施工者()

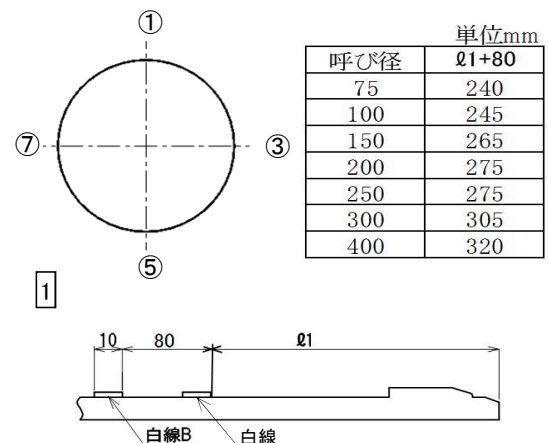
現場代理人	主任技術者	配管技能者



5 G-Linkを使用する場合



管 No.			
管の種類			
略図			
継手 No.			—
挿し口突部の有無 ^{注1)}			—
清掃・異物の除去			—
白線A,Bの明示			1
爪、押ボルトの確認(G-Link)			—
ゴム輪、押輪またはG-Linkの確認			—
滑 剤			—
ロックリング、ストップの確認			—
ストップの引き抜き			—
受口端面～ 白線の間隔 (L') ^{注2)}	①		2
	③		
	⑤		
	⑦		
両挿し口端の 間隔 (y1) ^{注2)}	①		3
	③		
	⑤		
	⑦		
T頭ボルト	本数		4
受口端面～ 施工管理用突部 の間隔 ※	箇所数		4
	隙間ゲージ 確認		
押しボルト	本数		5
	トルク確認		
判 定			



(i) 一方から順次配管していく場合

単位mm	
呼び径	L'
75	90
100	95
150	110
200	120
250	120
300	135
400	150

(ii) せめ配管の場合

単位mm	
呼び径	y1
75	190
100	200
150	240
200	250
250	250
300	300
400	300

判定基準 ※ 受口端面と押輪またはG-Linkの施工管理突部との間に0.5mm以上の隙間がないこと。

注1) 挿し口突部の無い挿し口を異形管受口と接合する場合は、G-Linkを使用すること。

注2) 一方から順次配管していく場合にはL'寸法、せめ配管の場合はy1寸法を記入すること。

EFソケット 接合チェックシート

EF 接合チェックシート											
工事名：											
呼び径： mm				施工場所：							
発電機の機種名：						コントローラの機種名：					
正常作動確認： 正常（100V～110V） 異常						正常作動確認： 正常（エラー表示なし） 異常					
確認ポイント											
継手 No.											
略 図											
天候											
融着	管の点検・清掃										
	切削長さのマーキング										
	融着面の切削										
	融着面の清掃										
	挿入標線の記入										
	管と継手の挿入・固定										
検査	正常終了の確認	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異
	通電終了時刻	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
	インジケータの確認										
冷却	冷却時間(分)										
	固定の解除時刻	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
接合総合判定		合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否
備考：											
施工年月日				施工会社名				現場代理人氏名		施工者氏名	
年 月 日											

EFサドル 接合チェックシート

EF 接合チェックシート											
工事名：											
呼び径： mm				施工場所：							
発電機の機種名：						コントローラの機種名：					
正常作動確認： 正常（100V～110V） 異常						正常作動確認： 正常（エラー表示なし） 異常					
確認ポイント <u>インジケータ隆起確認</u>											
継 手 No.											
略 図											
天候											
融着	管の点検・清掃										
	分岐位置の確認										
	切削範囲のマーキング										
	融着面の切削										
	融着面の清掃										
	管と継手の固定										
検査	正常終了の確認	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異
	通電終了時刻	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
	インジケータの確認										
冷却	冷却時間(分)										
	固定の解除時刻	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
接合総合判定		合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否
備考：											
施工年月日				施工会社名				現場代理人氏名		施工者氏名	
年 月 日											

< 参 考 資 料 ② >

一体化長さ早見表（N S 形・G X 形）

【一体化長さ早見表】

1 計算条件他

ここでは、日本ダクタイル鉄管協会「N S形・S形ダクタイル鉄管管路の設計」4.2及び同協会「G X形ダクタイル鉄管管路の設計」4.5あるいはその適用範囲外のものについては以下の条件で計算した一体化長さで早見表を作成した。また、計算結果は0.5m単位で切り上げた。

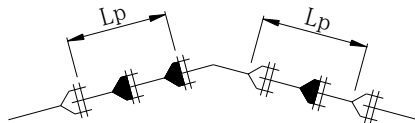
なお、異形管前後の一体化長さの合計が50mを越えるものについては、原則として防護コンクリートを併用するものとする。

(1) 土の単位体積重量	$\gamma = 16\text{kN}/\text{m}^3$
(2) 土の内部摩擦角	$\phi = 30^\circ$
(3) 管と土との摩擦係数	$\mu = 0.3$
(4) 地盤反力係数	$k = 3000\text{kN}/\text{m}^3$

2 水平曲管部

(1) N S形（呼び径75～450）

①（呼び径75～300）



単位：m

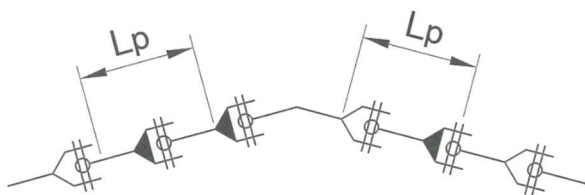
曲管角度	呼び径	土被り h=0.6m以上	
		水圧(MPa)	
		0.75	1.3
45° を越え 90° 以下	75	1.0	4.0
	100	1.0	5.0
	150	4.0	6.0
	200	4.0	8.0
	250	6.0	11.0
	300	7.0	16.0
22.5° を越え 45° 以下	75	1.0	1.0
	100	1.0	1.0
	150	1.0	1.0
	200	1.0	1.0
	250	1.0	2.0
	300	1.0	7.0
22.5° 以下	75	1.0	1.0
	100	1.0	1.0
	150	1.0	1.0
	200	1.0	1.0
	250	1.0	1.0
	300	1.0	2.0

②（呼び径350～450）

単位：m

曲管角度	呼び径	土被り h=1.2m		土被り h=1.5m	
		水圧 (MPa)		水圧 (MPa)	
		0.75	1.3	0.75	1.3
45° を越え 90° 以下	350	8.0	15.0	7.0	13.0
	400	9.0	17.0	8.0	15.0
	450	10.0	19.0	8.0	16.0
22.5° を越え 45° 以下	350	3.0	7.0	3.0	7.0
	400	4.0	7.0	4.0	7.0
	450	4.0	9.0	4.0	9.0
22.5° 以下	350	1.0	2.0	1.0	2.0
	400	1.0	2.0	1.0	2.0
	450	1.0	3.0	1.0	3.0

(2) G X 形（呼び径75～250）

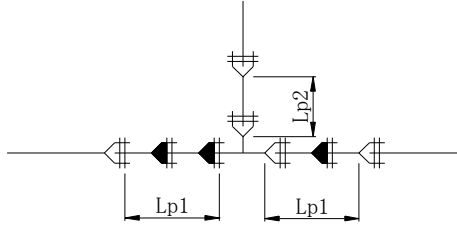


単位：m

曲管角度	呼び径	土かぶり h=0.6m以上	
		水圧 (MPa)	
		0.75	1.3
45° を越え 90° 以下	75	1.0	4.0
	100	1.0	5.0
	150	4.0	6.0
	200	4.0	8.0
	250	6.0	11.0
22.5° を越え 45° 以下	75	1.0	1.0
	100	1.0	1.0
	150	1.0	1.0
	200	1.0	1.0
	250	1.0	2.0
22.5° 以下	75	1.0	1.0
	100	1.0	1.0
	150	1.0	1.0
	200	1.0	1.0
	250	1.0	1.0

3 水平T字管部

(1) N S 形（呼び径75～450）



備考 枝管側を直管1本分とした場合の本管側の一体化長さを示す。本管側の計算値が発散した場合のみ必要最小の枝管側一体化長さに対する本管側一体化長さを示した。

①（呼び径75～300）

単位：m

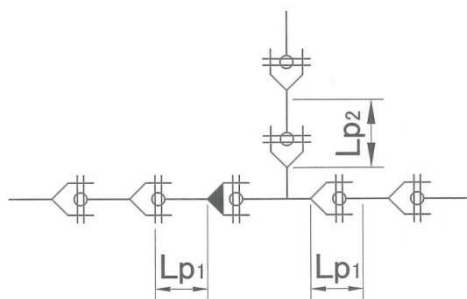
呼び径		土被り h=0.6m以上			
		水圧 (MPa)			
		0.75		1.3	
本管	枝管	L_{p1}	L_{p2}	L_{p1}	L_{p2}
75 ～300	75	1.0	1.0	1.0	1.0
	100	1.0	1.0	1.0	1.0
	150	1.0	1.0	1.0	6.0
	200	1.0	1.0	1.0	6.0
	250	1.0	2.0	1.0	7.0
	300	1.0	7.0	1.0	13.0

②（呼び径350～450）

単位：m

呼び径		土被り h=1.2m				土被り h=1.5m			
		水圧 (MPa)				水圧 (MPa)			
		0.75		1.3		0.75		1.3	
本管	枝管	L_{p1}	L_{p2}	L_{p1}	L_{p2}	L_{p1}	L_{p2}	L_{p1}	L_{p2}
350	350	1.0	7.0	1.0	14.0	1.0	7.0	1.0	13.0
400	300	1.0	6.0	1.0	12.0	1.0	5.0	1.0	10.0
	400	1.0	7.0	1.0	16.0	1.0	7.0	1.0	15.0
450	300	1.0	5.0	1.0	12.0	1.0	4.0	1.0	10.0
	450	1.0	8.0	1.0	18.0	1.0	8.0	1.0	17.0

(2) G X 形（呼び径75～250）



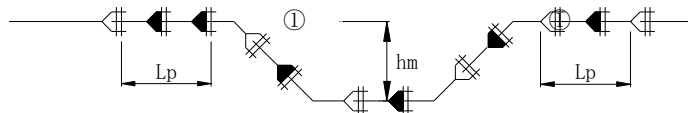
（呼び径75～250）

単位(m)

呼び径		土かぶり h=0.6m以上			
		水圧 (MPa)			
		0.75		1.3	
本管	枝管	Lp1	Lp2	Lp1	Lp2
75～250	75	1.0	1.0	1.0	1.0
	100	1.0	1.0	1.0	1.0
	150	1.0	1.0	1.0	6.0
	200	1.0	1.0	1.0	6.0
	250	1.0	2.0	1.0	7.0

4 伏せ越し部

(1) N S 形（呼び径75～450）



備考 左右の土被りとモーメントアームが等しい場合を示す。表中の直結とは、45° 曲管で曲管間の切管①がない場合を示す。また、水平切り回し部の一体化長さも全く同一となる。

①（呼び径75～300）

単位：(m)

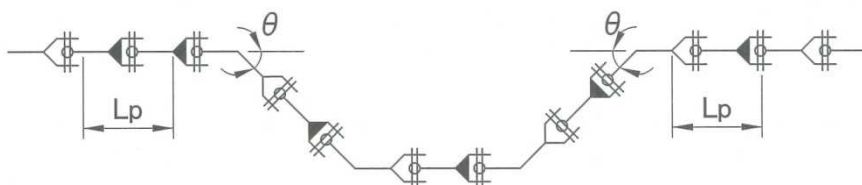
曲管角度	呼び径	土被り h=0.6m以上	
		水圧 (MPa)	
		0.75	1.3
45° を越え 90° 以下	75	1.0	4.0
	100	1.0	5.0
	150	4.0	6.0
	200	4.0	8.0
	250	6.0	11.0
	300	7.0	16.0
22.5° を越え 45° 以下	75	1.0	1.0
	100	1.0	1.0
	150	1.0	1.0
	200	1.0	1.0
	250	1.0	2.0
	300	1.0	7.0
22.5° 以下	75	1.0	1.0
	100	1.0	1.0
	150	1.0	1.0
	200	1.0	1.0
	250	1.0	1.0
	300	1.0	2.0

②（呼び径350～450）

単位：m

曲管角度	呼び径	土被り h=1.2m		土被り h=1.5m	
		水圧 (MPa)		水圧 (MPa)	
		0.75	1.3	0.75	1.3
45° を越え 90° 以下	350	8.0	15.0	7.0	13.0
	400	9.0	17.0	8.0	15.0
	450	10.0	19.0	8.0	16.0
22.5° を越え 45° 以下	350	3.0	7.0	3.0	7.0
	400	4.0	7.0	4.0	7.0
	450	4.0	9.0	4.0	9.0
22.5° 以下	350	1.0	2.0	1.0	2.0
	400	1.0	2.0	1.0	2.0
	450	1.0	3.0	1.0	3.0

(2) G X 形（呼び径75～250）



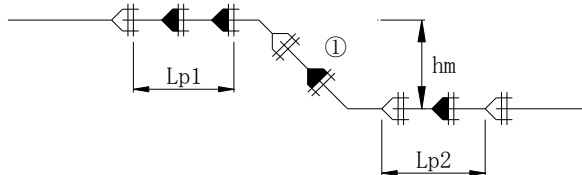
（呼び径75～250）

単位(m)

曲管角度	呼び径	土かぶり h=0.6m以上	
		水圧 (MPa)	
		0.75	1.3
45° を越え 90° 以下	75	1.0	4.0
	100	1.0	5.0
	150	4.0	6.0
	200	4.0	8.0
	250	6.0	11.0
22.5° を越え 45° 以下	75	1.0	1.0
	100	1.0	1.0
	150	1.0	1.0
	200	1.0	1.0
	250	1.0	2.0
22.5° 以下	75	1.0	1.0
	100	1.0	1.0
	150	1.0	1.0
	200	1.0	1.0
	250	1.0	1.0

5 垂直Sベンド部

(1)N S 形（呼び径75～450）



備考 土被りはL_{p1}側を示す。なお表中の直結とは、45°曲管で曲管間の切管①がない場合を示す。また、水平Sベンド部は、左右ともL_{p1}を確保すればよい。

①（呼び径75～300）

単位：m

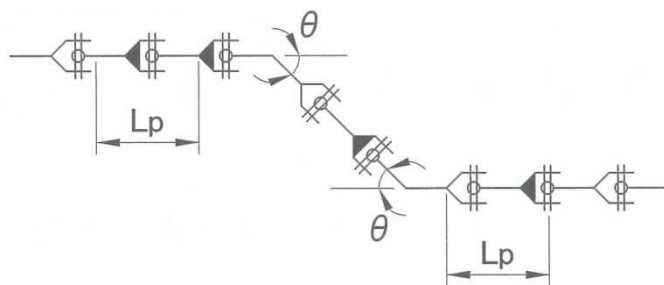
曲管角度	呼び径	土被り h=0.6m以上	
		水圧(MPa)	
		0.75	1.3
45° を越え 90° 以下	75	1.0	4.0
	100	1.0	5.0
	150	4.0	6.0
	200	4.0	8.0
	250	6.0	11.0
	300	7.0	16.0
22.5° を越え 45° 以下	75	1.0	1.0
	100	1.0	1.0
	150	1.0	1.0
	200	1.0	1.0
	250	1.0	2.0
	300	1.0	7.0
22.5° 以下	75	1.0	1.0
	100	1.0	1.0
	150	1.0	1.0
	200	1.0	1.0
	250	1.0	1.0
	300	1.0	2.0

②（呼び径350～450）

単位：m

曲管角度	呼び径	土被り h=1.2m		土被り h=1.5m	
		水圧(MPa)		水圧(MPa)	
		0.75	1.3	0.75	1.3
45° を越え 90° 以下	350	8.0	15.0	7.0	13.0
	400	9.0	17.0	8.0	15.0
	450	10.0	19.0	8.0	16.0
22.5° を越え 45° 以下	350	3.0	7.0	3.0	7.0
	400	4.0	7.0	4.0	7.0
	450	4.0	9.0	4.0	9.0
22.5° 以下	350	1.0	2.0	1.0	2.0
	400	1.0	2.0	1.0	2.0
	450	1.0	3.0	1.0	3.0

(2) G X 形（呼び径75～250）



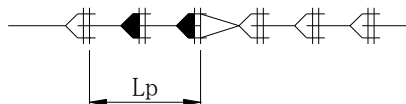
（呼び径75～250）

単位(m)

曲管角度	呼び径	土かぶりh=0.6m以上	
		水圧 (MPa)	
		0.75	1.3
45° を越え 90° 以下	75	1.0	4.0
	100	1.0	5.0
	150	4.0	6.0
	200	4.0	8.0
	250	6.0	11.0
22.5° を越え 45° 以下	75	1.0	1.0
	100	1.0	1.0
	150	1.0	1.0
	200	1.0	1.0
	250	1.0	2.0
22.5° 以下	75	1.0	1.0
	100	1.0	1.0
	150	1.0	1.0
	200	1.0	1.0
	250	1.0	1.0

6 片落管部

(1) N S 形（呼び径75～450）

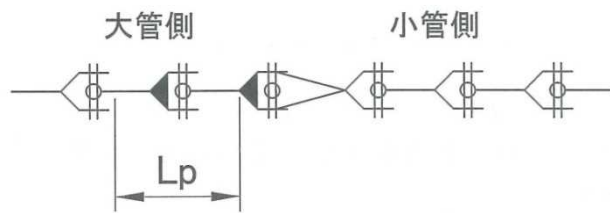


備考 一体化長さは呼び径に応じて決定されるため、接合形式にはよらない。

単位：m

呼び径		土被り $h=0.9m$	土被り $h=1.2m$	土被り $h=1.5m$
		水圧 (MPa)	水圧 (MPa)	水圧 (MPa)
大管	小管	0.75	0.75	0.75
100	75	2.5	2.0	1.5
150	100	4.5	3.5	3.0
200	100	8.0	6.0	5.0
	150	4.5	3.5	3.0
250	100	10.5	8.5	7.0
	150	8.0	6.5	5.0
	200	4.5	3.5	3.0
300	100	13.0	10.5	8.5
	150	11.0	8.5	7.0
	200	8.0	6.5	5.5
	250	4.5	3.5	3.0
350	150	—	10.5	9.0
	200	—	9.0	7.5
	250	—	6.5	5.5
	300	—	3.5	3.0
400	150	—	12.5	10.5
	200	—	11.0	9.0
	250	—	9.0	7.5
	300	—	6.5	5.5
	350	—	3.5	3.0
450	200	—	13.0	11.0
	250	—	11.0	9.5
	300	—	9.0	7.5
	350	—	6.5	5.5
	400	—	3.5	3.0

(2) G X 形（呼び径75～250）



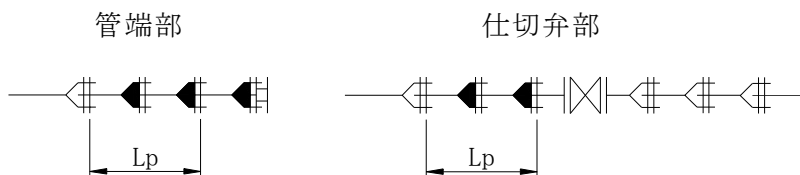
単位：m

呼び径		土被りh=0.9m	土被りh=1.2m	土被りh=1.5m
		水圧(Mpa)	水圧(Mpa)	水圧(Mpa)
大管	小管	0.75	0.75	0.75
100	75	2.5	2.0	1.5
150	100	4.5	3.5	3.0
200	150	4.5	3.5	3.0
250	200	4.5	3.5	3.0

備考 土かぶりは大管側の土かぶりとした。

7 管端部および仕切弁部

(1) N S 形（呼び径75～450）

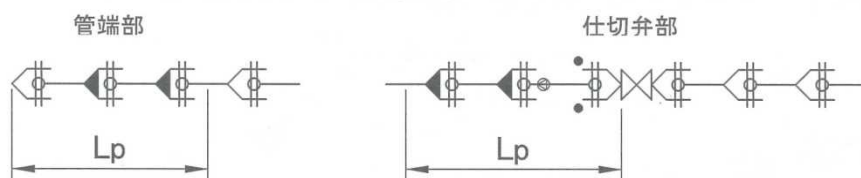


備考 一体化長さは呼び径に応じて決定されるため、接合形式にはよらない。

単位：m

呼び径	土被りh=0.9m	土被りh=1.2m	土被りh=1.5m
	水圧(MPa)	水圧(MPa)	水圧(MPa)
	0.75	0.75	0.75
75	5.0	4.0	3.0
100	6.5	5.0	4.0
150	8.5	6.5	5.5
200	11.0	8.5	7.0
250	13.0	10.0	8.5
300	15.0	12.0	9.5
350	—	13.5	11.0
400	—	15.0	12.5
450	—	16.5	13.5

(2) G X 形（呼び径75～250）



単位(m)

呼び径	土被りh=0.9m	土被りh=1.2m	土被りh=1.5m
	水圧(Mpa)	水圧(Mpa)	水圧(Mpa)
	0.75	0.75	0.75
75	5.0	4.0	3.0
100	6.5	5.0	4.0
150	8.5	6.5	5.5
200	11.0	8.5	7.0
250	13.0	10.0	8.5